

令和2年12月定例会

横芝光町議会会議録

令和2年 12月4日 開会

令和2年 12月11日 閉会

横芝光町議会

令和2年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第12号の上程、説明	4
一般質問	32
越川一雄君	32
小倉弘業君	41
休会の件	52
散会の宣告	53

第2号（12月8日）

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
職務のため出席した者の職氏名	56
開議の宣告	57
一般質問	57

川 島 富士子 君	57
宮 菌 博 香 君	75
森 川 貴 恵 君	91
秋 鹿 幹 夫 君	107
山 崎 義 貞 君	121
休会の件	135
散会の宣告	135

第 3 号 (12月11日)

議事日程	137
本日の会議に付した事件	138
出席議員	138
欠席議員	138
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	138
職務のため出席した者の職氏名	139
開議の宣告	140
諸般の報告	140
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	140
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	142
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	144
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	145
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	146
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	147
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	150
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	150
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	151
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	151
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	152
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	154
陳情の件	155

閉会の宣告.....	156
署名議員.....	157

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

令和2年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月4日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第12号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長	林 雅弘 君	企画空港課長	平山貴之 君
財政課長	椎名雄一 君	環境防災課長	北田勝也 君
税務課長	鈴木正広 君	住民課長	川嶋修 君
産業課長	及川雅一 君	都市建設課長	川島敏彦 君
福祉課長	向後和彦 君	健康こども長	萩原浩己 君
食肉センター長	佐久間真一 君	健康こども長 東陽病院 事務長	渡邊奨 君
会計管理者	大木敏江 君	教育長	押尾良晴 君
教育課長	椎名 淳 君	社会文化課長	霞 澄人 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市原通雄	書 記	齋藤美紀
-----	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年12月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

14番 鈴木 唯 夫 議員

2番 森 川 貴 恵 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月14日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月14日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理しました陳情1件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の総務経済常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

◎議案第1号ないし議案第12号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第12号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和2年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日のたつのは早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。この1年を振り返ってみますと、1月からコロナ禍と称される新型コロナウイルス感染症の世界的流行による社会・経済的影響が続き、いまだ先の見えない状況が続いております。感染拡大防止のため、7月に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした様々な行事が延期や中止を余儀なくされました。

当町においても、3月に予定されていた大総小学校と南条小学校の閉校式、横芝下総線バイパス開通式といった記念すべき行事が残念ながら中止となりました。加えて、4月7日には緊急事態宣言が発令され、小中学校の臨時休業、外出自粛要請や移動制限により、日常生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしました。5月25日に宣言は解除されたものの、感染の収束は見込めず、町民体育祭や産業まつりも中止せざるを得ませんでした。

そのような日々の中、10月26日に開催されたプロ野球ドラフト会議において、早川隆久選

手が東北楽天ゴールデンイーグルスに1位指名、伊藤将司選手が阪神タイガースに2位指名を受けるという明るい知らせがございました。横芝光町出身者が同時に2人もドラフト指名を受けたことはとても誇らしいことであり、夢に向かって挑み続ける彼らの姿は子供たちに夢と希望を与えてくれることでしょう。

この結果は、彼ら自身の並々ならぬ努力に加え、ご家族、地域の方々、熱心な指導者といった皆さんの支援によるものが大きいと思います。彼らのこれからの活躍を大いに期待するとともに、私も彼らのように日々努力してまいり所存でございますので、より一層のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様には、くれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等、諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。生活応援給付金につきまして、新しい生活様式を取り入れる支援として1世帯1万円を支給してまいりました。令和2年10月13日で申請受付を終了し、支給対象とした9,798世帯のうち99.53%に当たる9,752世帯に支給を行い、各世帯において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などに役立てていただきました。

続いて、企画空港課関係についてであります。防音工事等の進捗状況につきまして、成田空港の更なる機能強化に伴い、新たに騒防法第1種区域となった区域に隣接する区域として隣接区域が新たに設定され、10月1日から公益財団法人成田空港周辺地域共生財団による住宅防音工事の受付が開始されております。また、11月1日から、成田国際空港株式会社や成田空港周辺地域共生財団の防音工事助成対象とならない住宅を対象として、エアコン購入の一部を補助する航空機騒音対策空気調和機器設置事業が開始されております。

各事業の11月30日時点での受付状況ですが、本年4月より受付を開始している騒防法第1種区域の防音工事の認定申請件数は1,351件であり、新たに騒防法第1種区域となった戸数のおおむね36.5%となっております。隣接区域の防音工事の認定申請件数は266件であり、新たに隣接区域となった戸数のおおむね20.4%、また航空機騒音対策空気調和機器設置事業の事前申込件数は110件であり、対象戸数のおおむね2.5%となっております。

各事業について、随時、企画空港課で工事内容等の説明を行っておりますが、お住まいの地域により事業内容が異なりますので、引き続き丁寧な説明を続け、環境対策の向上を図ってまいります。

続いて、財政課関係についてであります。令和3年度予算につきましては、10月15日に

職員に対し予算編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を行っているところでございます。

歳入では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の落ち込みにより町民税の減収が見込まれ、また普通交付税の合併算定替えが令和2年度で終了することなどから、一般財源が減額となる一方、歳出では公債費の増加、医療や介護などの社会保障費や公共施設の維持補修費等の増加などにより歳出が歳入を大きく上回る状況となっており、例年以上に厳しい予算編成になることが見込まれますが、財源の積極的な確保と事業の選択と集中により、限られた財源を優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分することで、健全財政を維持しつつ20年後も選ばれるまちを目指し、「明日へつなぐ 横芝光町の新しいカタチをつくる」をスローガンに、魅力あるまちづくりに向けた予算を編成すべく、鋭意努力する所存でございます。

次に、大総小学校跡地活用事業についてであります。旧大総小学校建物の無償貸付けにつきまして、9月議会定例会にて議決をいただき、その後、国へ法律に基づく財産処分の手続を行ったところ、このたび国から財産処分の承認を得ることができました。つきましては、有償貸付けする土地と合わせ、今月中には株式会社L u a a Z（ルアーズ）と町有財産の貸付契約を締結すべく事務を進めているところであります。

なお、契約締結後、電気、水道や施設の維持管理等に係る契約の変更手続きがありますので、株式会社L u a a Z（ルアーズ）による利用開始は年明け頃となる見込みでございます。

続いて、産業課関係についてであります。中小企業支援につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は日本の経済を大幅に下押しし、回復までに時間が必要と言われております。当町においても、中小企業の資金繰りや雇用維持等の厳しい状況は今後も続くことが予想され、国や県、商工会などと連携した各種支援情報の速やかな提供に努めております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている中小法人や個人事業者等に対して、事業の継続を下支えするために国の持続化給付金に上乗せして支給しております中小企業支援金は、11月末現在、434件の支給を決定いたしました。また、持続化給付金の対象とならない事業者に対して支給いたしました中小企業事業継続応援金は、既に10月30日で申請期限を迎え、57件の支給を行ったところでございます。

続いて、福祉課関係についてであります。現在、地域福祉計画、障害福祉計画及び介護保険事業計画の3つの計画を策定しております。

初めに、地域福祉計画であります。本計画は各福祉分野が共通して取り組むべき事項を

記載する、言わば福祉分野の上位計画であり、関連する福祉関係計画との調和を図り、かつ福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保するとともに、地域共生社会の実現に向けていくものがございます。

昨年度に住民アンケート調査を実施し、今年度は関係団体へのアンケート調査、ヒアリング調査並びに住民懇談会を実施し、地域福祉計画策定委員会でご審議をいただきながら策定を進めております。

次に、障害福祉計画についてであります。今年度、平成30年度から令和5年度を計画期間とする第3次障害者基本計画の見直しと、この基本計画の後期の個別計画となる第6次障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定をしております。

本計画は、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、アンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査を実施し、障害者計画等策定委員会でご審議をいただきながら策定を進めております。

次に、介護保険事業計画についてであります。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定をしております。

第8期計画では、これまでの理念や取り組みを受け継ぎながら、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年と団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、国の基本指針に基づき地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図りたいと考えております。

昨年度に高齢者及び介護関係事業者等にアンケート調査を実施し、現在、第7期までの実績を基にサービス量を見込み、各種取り組みの目標設定等を取りまとめ、計画策定委員会である介護保険運営協議会でご審議をいただきながら策定を進めております。今後、これら3つの計画のパブリックコメントを実施し、今年度末までに決定したいと考えております。

続いて、健康子ども課関係であります。子育て世帯への各給付支援事業につきまして、10月30日をもって申請の受付を終了いたしました。

各事業の執行状況につきまして、まず国による支援である対象児童1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金は、最終的には1,480世帯2,508人分として2,508万円の給付を行い、執行率につきましては予算額ベースで100%となりました。

次に、町独自の支援である対象児童1人当たり2万円を給付する子育て世帯応援給付金は、1,897世帯2,977人分として5,954万円の給付を行い、執行率につきましては対象児童ベース

で99.5%となりました。

次に、新生児1人当たり10万円を給付する新生児特別定額給付金は、19世帯に190万円の給付を行い、執行率につきましては対象児童ベースで100%となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の町内における感染者の発生状況につきまして、千葉県からの情報提供により、9月に3名、10月に4名、11月に2名の感染者がそれぞれ発生したことから、随時、町公式ホームページ等にて発表し、これまで16名の感染者が発生しております。

町民の皆様一人一人が、日頃から感染症拡大の防止に意識を傾けていただき、心から感謝申し上げます。これから本格的な冬の寒さを迎え、空気の乾燥や年末年始の季節の行事により、感染者がさらに増加することが懸念されております。特に外食や会食の機会が増えること、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ大声の発生が見込まれる行事等への参加が見込まれることを踏まえ、適切な感染防止対策の徹底、リスクを下げながらの新しい季節の行事の楽しみ方を実践いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

続いて、社会文化課関係であります。まず町民会館空気調和設備機能回復工事につきまして、6月に着工してから予定どおり1階会議室の工事が終了し、現在、残る1、2階各部屋の工事を実施しているところであり、来年2月末に完了する予定でございます。

次に、光B&G海洋センター修繕工事についてであります。同じく6月に着工いたしまして予定より早く進捗しており、屋根の補強工事及び外装塗装が終了し、現在、内装部の塗装、LED化工事を実施しているところであり、1か月早い来年1月末に完了する予定でございます。

次に、ふれあい坂田池公園野球場改修工事は、令和3年度の工事実施に向け、今年度は設計業務を委託しております。施工計画や工法等については、決定次第、周知させていただきます。施設をご利用される方には大変ご不便をおかけいたしますが、各施設の機能を維持するための工事でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。近年のと畜頭数減少に伴う使用料の減収により非常に厳しい経営状況が続いていることから、使用料を引き上げ、運営を維持するため、東陽食肉センター条例の一部を改正する条例を提案させていただきましたので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和2年10月末現在のと畜頭数は、豚流行性下痢の鎮静化や、気象条件がよく肥育が良好であったことから、豚が昨年同期と比較して2,147頭の増、率でプラス3.6%の6万

2,049頭となりました。また、牛も昨年同期と比較して115頭の増、率でプラス6.0%の2,041頭となりました。今後も1頭でも多くのと畜頭数を確保できるよう、引き続き関係者と協力しながら努力してまいります。

最後に、広報紙等でもお知らせさせていただいているところですが、毎年、町民の皆様が楽しみにされております初日の出イベント、新春マラソン大会及び町内駅伝大会につきましては、感染防止策を講じての実施が難しいことから中止といたしましたが、成人式につきましては、規模を縮小しながら、例年より広い町体育館を会場として実施いたします。

以上、現在の各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和2年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第1号 公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は公益財団法人等へ派遣することができる職員に再任用職員を含めるため、公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に関し所要の改正を行うため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、延滞金の基準となる特例基準割合の用語が見直しされたことに伴い、所要の改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件に係る

所要の改正を行うため、横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案はセンター運営に必要な事業収入を確保し健全な運営を堅持するため、横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は東陽病院事業会計繰出事業、障害児通所支援事業、ふるさと納税推進事業、航空業界学習事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億1,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,597万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は平成30年度税制改正に伴う国民健康保険制度の見直し等による国民健康保険システムの改修及び令和元年の台風に係る令和元年度国民健康保険災害臨時特例補助金の補助金返還に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,003万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療制度の見直し等による後期高齢者医療システムの改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億755万円とすべく提案したものであります。

議案第9号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は平成30年度税制改正及び介護保険制度の改正に伴い、介護保険システムの改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,468万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は人事異動に伴う人件費の調整に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,875万円とすべく提案したものであります。

議案第11号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は感染拡大防止等支援事業に係る交付金及び医療提供体制設備整備に係るオンライン資格確認システムの導入に要する経費等、所要の項目に補正の必要が生じたほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医業収益の減少により資金不足の発生が見込まれるなど、運営費に要する経費に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を6,995万1,000円増額し収入総額を18億655万1,000円とするとともに、支出を142万3,000円減額し支出総額を17億3,417万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 財産の取得についてであります。本案は横芝光町立小中学校G I G Aスクール構想タブレット端末購入に係る契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第1号 公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは1ページから、黄色の議案関係資料も1ページからとなりますので、ご用意のほうをよろしくお願いいたします。

本案は、公益財団法人等へ派遣することができる職員に再任用職員を含めるため、公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。公益的法人等への安定した職員派遣と連携の強化を図るべく、長年の知識と経験を持つ再任用職員を派遣できる対象職員に含めるべく改正をするものであります。

ピンク色の議案つづり3ページをお願いいたします。

第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削るとしております。

これは、第2条第1項で第2項に定める職員を除く規定がなされており、第2項第1号において臨時的に任用される職員、その他の法律に基づき任期を定めて任用される職員、いわゆる再任用職員を含む規定によりまして再任用職員は派遣することができないため、今回の改正規定で「（地方公務員法第28条の4第1項、）、これは定年退職者等の常勤勤務の再任用でございます。「第28条の5第1項」、これは定年退職職員等の短時間勤務再任用でございます。「又は第28条の6第1項」、これは町が加入している組合の定年退職者を常勤勤務、再任用する職員でございます。「の規定により採用された職員を除く。）」を加えることにより、派遣できない職員から、今回の改正規定で再任用職員を除くことにより派遣することができるように改めるものであります。

現在、職員を派遣している公益的法人等は、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会であります。令和3年からは、新たに公益財団法人成田空港周辺地域共生財団への派遣を行う予定で調整を進めております。

改正後の条例につきましては、議案つづり3ページに記載してありますが、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり5ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、地方税法施行令等の一部を改正する法律が本年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更する必要があるため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

改正文となります。

それでは、本条例の改正概要につきましてご説明させていただきますので、申し訳ありませんが黄色の表紙、議案関係資料の3ページをご覧ください。

内容の要旨につきまして、ご説明させていただきます。

平成30年法律第3号の地方税法の一部を改正する法律によりまして、令和2年分の所得から、原則として給与所得控除及び公的年金控除をそれぞれ10万円引き下げるとともに、基礎控除につきましては10万円引き上げることとなります。このことから、所得情報を活用しております国民健康保険制度において不利益が生じることのないよう、令和3年度以降の国民健康保険税に係る軽減判定基準額の改正を行うものであります。

ここに計算式を記載させていただきました。

現行の7割軽減基準額と下の改正案の7割軽減基準額の計算式を比較していただきますと、改正案は基礎控除で現行から10万円を引き上げて43万円とするとともに、世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えることとしております。以下、5割軽減基準額及び2割軽減基準額も同様の計算式となります。

なお、※①の給与所得者等の数とは、給与所得者で給与収入が55万円を超える方と、65歳未満で公的年金が60万円を超える方、及び65歳以上で公的年金等が110万円を超える方をいいます。

また、※②の被保険者数は、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含むものであります。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

第21条は、国民健康保険税の減額の規定であります。

第1号は7割軽減に関する規定でありまして、改正案のアンダーライン部分は、先ほどの制定の概要でご説明させていただきました軽減基準額の数式を表してございます。

次の5ページの下段からの第2号は、5割軽減の規定となります。

また、1枚めくっていただきまして、6ページの下段の第3号は2割軽減の規定となりまして、それぞれ制定の概要の軽減基準額の数式を表してございます。

また、次の7ページ下段からの附則第5項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例となります。字句の整理に加えまして、下から2行目からの「110万円」とあるのは「125万円」を加える規定につきましては、この附則第5項の特例規定によりまして、当分の間、65歳以上の公的年金受給者の軽減判定基準額を算定する場合は年金所得から15万円を控除することとしておりますことから、先ほどの本則第21条の軽減判定基準額を算定するときは、110万円に15万円を加算した125万円として軽減判定を行うとするもので

ございます。

申し訳ありませんが、またピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、8ページをご覧ください。

7行目から附則となります。

附則第1項は施行期日で、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしまして、附則第2項の適用区分は、この条例による改正後の横芝光町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

以上、雑駁でございますが、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案つづり9ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、延滞金の基準となります「特例基準割合」という用語が見直されたことに伴い、改正が必要となる関係条例を一括して整理すべく、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

1枚めくっていただきまして、11ページをご覧ください。

改正文となります。

本改正条例は3条立てで構成しております。

第1条は横芝光町介護保険条例、第2条は横芝光町後期高齢者医療に関する条例、第3条は横芝光町債権管理条例の改正となります。

それでは、本条例の改正概要をご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりの9ページをご覧ください。

内容の要旨であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、延滞金の基準となります「特例基準割合」という用語が「延滞金特例基準割合」に見直されたことに伴い、横芝光町介護保険条例、横芝光町後期高齢者医療に関する条例及び横芝光町債権管理条例の3つの条例に関し、字句の改正を行うものがございます。

この延滞金特例基準割合とは、改正内容の表の下、※②に記載させていただきましたが、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合、これを平均貸付割合とありますが、この平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

参考ですが、令和2年11月30日に、財務大臣より令和3年の平均貸付割合は0.5%と告示されましたことから、改正内容表中の延滞金特例基準割合を表します令和2年の欄につきましては、令和3年は8.9%が8.8%となり、2.6%が2.5%という割合になります。

次に、改正内容につきまして新旧対照表でご説明させていただきますので、1枚めくっていただき、10ページをご覧ください。

改正文、第1条の横芝光町介護保険条例の新旧対照表となります。

ここで、延滞金につきましてご説明させていただきます。

延滞金は、条例の本則では、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間は年7.3%の割合とし、それ以降、二月目からは年14.6%の割合としておりますが、現在の低金利の状況を踏まえ、附則で特例を設けて対応しているところでございます。

この附則第7条は、延滞金の割合等の特例の規定となりまして、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するものであります。

次の11ページは、改正文、第2条の横芝光町後期高齢者医療に関する条例となります。

附則第2条は、延滞金の割合の特例に関する規定で、同様に「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するものであります。

また、1枚めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

改正文、第3条の横芝光町債権管理条例となりまして、附則第4項は、延滞金の割合の特例の規定で、同様に「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するものであります。

申し訳ありませんが、またピンクの表紙の議案つづりに戻っていただきまして、12ページをご覧ください。

5行目からが附則となります。

附則第1項は施行期日で、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしまして、また附則第2項は経過措置としまして、第1条の規定による改正後の横芝光町介護保険条例附則第7条、第2条の規定による改正後の横芝光町後期高齢者医療に関する条例附則第2条及び第3条の規定による改正後の横芝光町債権管理条例附則第4項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつ

いては、なお従前の例によるものとなります。

以上、雑駁でございますが、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第4号 横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案つづりの13ページから16ページ、黄色の表紙の議案関係資料13ページから15ページになります。

黄色の表紙の議案関係資料13ページの制定の概要をご覧ください。

本案は、居宅介護支援事業所における管理者要件に関するもので、これまで居宅介護支援事業所の管理者につきましては、平成30年4月1日より主任介護支援専門員でなければならないとし、その際、平成33年3月31日、本年度末まではその適用を猶予するとしていたところでございます。

その後、国においては居宅介護支援事業所の人材確保に関する議論が行われ、内容の要旨に記載していますように、居宅介護支援事業所における管理者要件について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするとともに、経過措置期間を延長するとされました。

このことから、町内事業所の人材確保に関する状況を考慮し、横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

1、管理者要件は、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員とします。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。なお、やむを得ない理由につきましては、本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生や、急な退職や転居などとなります。

2、管理者要件の適用の猶予は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所では、当該管理者である限り管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を6年間延長し、令和9年3月31日までとします。

次の14ページをご覧ください。

新旧対照表になります。アンダーライン部分が改正箇所となります。

第5条第1項は、文言の整理となります。

第6条第2項は、制定の概要の1、管理者要件に当たる条文となります。

右側、改正案のただし書以降で、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由のある場合については、主任介護支援専門員を除く介護支援専門員を管理者とすることができることを規定しています。

15ページをお願いいたします。

附則の改正となります。

第2項、第3項とも、制定の概要の2、管理者要件の適用の猶予に当たる条文となります。

まず、第2項の見出し「(管理者に係る経過措置)」につきましては、同じ語句となっておりますが、これまでは2項のみの見出しでありましたが、第3項を新たに加えることにより、第2項と第3項の共通見出しになることによるものです。

次に、第2項につきましては、猶予期間の延長を規定しているもので、「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めます。

また、第3項は新たに加えるもので、第2項の猶予期間を延長するための要件であり、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員を除く介護支援専門員が居宅介護支援事業所の管理者であること、また、当該管理者が4月1日以降も引き続き管理者であることを規定しています。

恐れ入ります。ピンクの表紙の議案資料の16ページの改正文をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議案第5号 横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙、議案つづりは17ページからとなります。黄色の表紙、議案関係資料つづり

は16ページからとなりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

本案は、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、施設の使用料を引き上げ、運営に必要な事業収入を確保するため、横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正すべく提案したものであります。

黄色の表紙、議案関係資料つづり16ページ、制定の概要にてご説明申し上げますので、ご用意のほうをよろしくお願いいたします。

内容の要旨をご覧ください。

東陽食肉センターの事業収入は、センター使用料である豚と牛に係る使用料が大半を占めており、近年では主に豚のと畜頭数の減少に伴い、実質単年度収支は平成27年度から赤字となっている状況です。財政調整基金から繰入れし赤字の補填を行っておりましたが、今後の施設運営に支障を来すため、食肉センター同業組合等の関係者と協議し、使用料の基礎額を値上げすることになったことから使用料の改正を行うものであります。

次ページの17ページ、18ページの新旧対照表をお願いいたします。

使用料に係る第9条を改正するものであります。

第1号の食肉センター使用料から第4号のカット室使用料まで、全体的に使用料を引き上げるものでございます。

16ページにお戻りいただきまして、制定の概要、1の基礎額の値上げ率をお願いいたします。

食肉センター使用料と冷蔵庫使用料については、頭数が多く金額に影響がある豚の値上げ率を基準に基礎額の値上げを行いました。冷蔵庫使用料につきましては、改正後の値上げ率に差が生じていますが、消費税を課する前、税抜きの金額については一律で42.9%の値上げ率となっております。また、組合との協議においては、現行料金からの値上げ率をベースに使用料金を検討したこと、消費税を賦課していることから、円単位での使用料金となっております。

2の基礎額の積算方法ですが、今後5年間の事業費見込みの平均から単年度の事業費を算出し、年間と畜頭数で割り返し算出しています。

改正による影響額は、令和元年度のと畜実績で積算した結果、元年度決算額と比較して約3,200万円の増額となります。

申し訳ありませんが、ピンクの表紙、議案つづりの20ページをお願いいたします。

附則の施行期日ですが、1項で、この条例は、令和3年4月1日から施行する。経過措置

として、2項で、第9条の規定は、この条例の施行の日以後の使用料から適用し、同日前の使用料については、なお従前の例によるものごさいます。

以上で議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時59分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第6号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明します。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,597万3,000円とし、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正を行おうとするものです。

次のページをお願いします。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

第2表は債務負担行為補正で、庁舎警備員業務委託を追加するものです。これは、現在の庁舎警備員業務委託の契約期間が今年度末で終了することから、来年度以降の委託契約事務を今年度中に進めるべく債務負担行為を設定するもので、限度額は令和3年度から令和5年度までの3年度分で2,430万9,000円です。

第3表は地方債補正で、農業基盤整備事業に係る起債の限度額を補正前の3,170万円から補正後の3,210万円へ変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。限度額を変更する理由は、充当先の成田用水施設改築事業負担金が増額となることに伴い、起債の額を増額するものです。

次の5ページから7ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

8ページをお願いします。

初めに、歳入です。

11款1項1目地方交付税は、本補正予算の財源とするため、普通交付税2,375万8,000円を計上したものです。

15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の補装具費支給事業負担金99万2,000円は、補装具の交付及び修理件数の増により事業費が増額となる見込みになったことから、これに伴い国庫負担金を増額するもので、事業費に対する負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1です。

次の障害児通所支援事業負担金461万1,000円は、障害児通所支援事業に係る報酬単価の改正及び利用者数の増により事業費が増額となることに伴い国庫負担金を増額するもので、事業費に対する負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1です。

15款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センター等の受入体制強化や訪問入浴サービス等の体制強化を図るため新設された補助金で、補助対象となる社会福祉協議会運営費補助事業と地域生活支援事業の一部に充てるため107万7,000円を計上いたしました。負担割合は国2分の1、町2分の1です。

2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、交付基準額の改定により延長保育事業、放課後健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業で20万6,000円増額となる一方、一時預かり事業では新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少し5万9,000円減額となることから、差引き14万7,000円を増額補正するものです。補助率は国3分の1、県3分の1です。

16款1項2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の補装具費支給事業負担金は、国庫負担金と同様、補装具の交付及び修理件数の増により事業費が増額となる見込みになったこ

と、次の障害児通所支援事業負担金は、障害児通所支援事業に係る報酬単価の改正及び利用者数の増により事業費が増額となることに伴い、それぞれ県負担分を増額するものです。

16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉補助金のすこやか保育支援事業補助金は、補助事業額の改定による増18万9,000円と、光町保育園へ療育手帳所持児童が入園したことによる特定乳幼児受入分の増39万4,000円、合わせまして58万3,000円の増額です。補助率は、基本2分の1ですが、特定乳幼児受入分のみ3分の1となります。

次の子ども・子育て支援補助金は、国庫負担金と同様、基準額の改定により増額するものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の千葉県農地集積・集約化対策事業補助金は、農業をやめる場合、または経営の柱としていた作物を縮小する場合、中間管理機構を介して農地を10年以上貸し出した農業者に対し、経営転換協力金として10アール当たり1万5,000円が補助されるもので、補助率は県100%です。今回、対象農家数9戸で9.51ヘクタール分、142万7,000円を計上しました。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金は、母子地先の排水路整備事業に対する補助金で、県から事業費の14%が追加交付されることとなったことから、今回581万5,000円を増額するものです。

16款3項1目総務費委託金、5節選挙費委託金の千葉県知事選挙委託金は、ポスター掲示場設置・撤去経費に充てるため134万3,000円を増額するものです。

9ページ、18款1項1目一般寄附金、1節一般寄附金のうち、一般寄附金1,340万1,000円は、町内企業からの寄附金1,000万円のほか、個人や団体等から頂いた寄附340万1,000円を追加計上したものです。

次の一般寄附金（ふるさと納税）は、当初予算額の6,000万円を上回る寄附が見込まれることから、2,000万円を増額計上するものです。

3目教育費寄附金、2節教育費寄附金は、光ライオンズクラブから、光中学校の楽器購入に充てることを条件に頂いた寄附金30万円の計上です。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、前年度からの繰越金のうち、本補正予算の財源に充てるため2,466万8,000円を計上したものです。

21款7項1目雑入の後期高齢者医療負担金精算は、後期高齢者医療広域連合からの令和元年度負担金の精算金1,100万4,000円で、次の多面的機能支払交付金事業負担金返還金は、令和元年度に対象組織へ支払った交付金の一部が返還されるもので、補正額51万1,000円のう

ち50万円は鳥喰上資源保全会からの返還金、1万1,000円は篠本新井地区農地・水・環境保全管理協定からの返還金です。

22款1項2目農林水産業債、1節農業基盤整備事業債は、成田用水施設改築事業負担金の増額に伴い、当該負担金に充当する40万円を増額するものです。

10ページをお願いします。

続いて歳出です。歳出は、説明欄、黒丸の事業ごとにご説明いたします。

2款1項5目財政管理費のふるさと納税推進事業は、ふるさと納税による寄附額の一定割合を委託業者等に支払うもので、ふるさと納税収入見込額の増に伴い関係経費を増額するものです。

11節役務費の手数料は、寄附金収納サービス利用に係る手数料で、不足見込額18万3,000円を増額するものです。

12節委託料のうち、ふるさと納税業務委託料は638万7,000円、ふるさと納税インターネット申込業務委託料は114万5,000円、それぞれ増額するものです。

7目財産管理費の本庁共用事務備品管理事業は、役場本庁舎で使用している印刷機について故障が頻発するようになったことから、今年度中に更新することとし、2か月分の使用料を計上いたしました。

次のその他財産管理（臨時）事業の工事請負費は、来年度に撤去予定の旧横芝行政センターの敷地内にある記念樹、常陸宮来町記念のケヤキ1本と、横芝町町制施行30周年記念の梅1本、横芝光町合併記念の桜1本をふれあい坂田池公園へ移植するための経費114万4,000円の計上です。

11目空港対策費の航空業界学習事業は、町内の小学6年生を対象に、航空業界学習の一環として、ジェット旅客機による90分程度の周遊飛行体験授業を行うための委託経費336万4,000円の計上です。

2款4項2目千葉県知事選挙費のポスター掲示場設置・撤去委託料は、職員の負担軽減を図るため、ポスター掲示場設置・撤去業務の全てを専門業者へ委託することとし、不足する委託料134万3,000円を増額補正するものです。なお、補正額の全額が県からの委託金で賄われます。

3款1項1目社会福祉総務費は財源振替で、新型コロナウイルス感染症対策強化のため、社会福祉協議会が地域活動支援センターたんぼぼに配置した臨時職員に係る経費に対し町が補助を行っているところですが、これが新たに創設された障害者総合支援事業国庫補助金の

補助対象となり、103万8,000円の補助金が交付される見込みとなったことから、一般財源との振替を行うものです。

11ページ、2目老人福祉費の高齢者生きがい対策事業、工事請負費の施設撤去工事は、白浜地区ゲートボール場にある小屋等の撤去工事費27万5,000円です。白浜地区ゲートボール場用地は千葉県からの借地ですが、現在利用がないことから今年度をもって返還することとし、用地内にある小屋等を解体・撤去しようとするものです。

3目障害者福祉費のうち補装具費支給事業の補装具支給費は、車椅子の交付申請件数が当初見込みより2件増、座位保持装置が4件増、意思伝達装置が1件増、また車椅子の修理申請件数が6件増となる見込みであることから、合計で198万3,000円を増額補正するものです。

次の障害児通所支援事業の障害児通所給付費の補正は、実績見込みにより922万3,000円を追加するもので、内訳は放課後等デイサービス給付費が127万5,000円の増、児童発達支援給付費が767万2,000円の増、就学前障害児発達支援無償化が27万6,000円の増です。

4目国民年金事務費の国民年金事務費交付金返還金は、令和元年度国庫交付金の精算による返還金29万9,000円です。

6目後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出金は、税制改正に伴う後期高齢者医療制度の見直し等による後期高齢者医療システム改修に係る経費に対し、町負担分として44万円を繰り出すものです。

7目介護保険費の介護保険特別会計繰出金は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に係る経費に対し、町負担分として66万円を繰り出すものです。

3款2項1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援交付金事業のうち、地域子育て支援拠点事業補助金は、光町保育園が運営する子育て支援センターの運営費に対する補助金で、補助基準額の改正により14万7,000円の増、次の一時預かり事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少したことにより17万6,000円の減、延長保育事業補助金は、補助基準額の改正により15万6,000円増額するものです。

4目保育所費のすこやか保育支援事業は予備保育士設置事業補助金で、補助基準額の改正により5つの保育園の合計で38万5,000円の増、加えまして光町保育園へ療育手帳所持児童が入園したことによる特定乳幼児受入分として118万2,000円の増、合わせまして156万7,000円の増額補正であります。

12ページをお願いします。

5目学童保育費は財源振替で、補助基準額の改正により児童クラブ運営費に対する国・県

補助金が21万円増額となる見込みとなったことから、一般財源との振替を行うものです。

4款1項1目保健衛生総務費の山武郡市広域行政組合負担金は、救急医療事業費負担金を65万3,000円増額するもので、これは新型コロナウイルス感染症の影響により山武郡市救急診療所受診患者が減少し、これに伴い診療所使用料が減収となることから、救急診療所運営の安定化を図るため構成市町で補填することとなり、負担金が増額となるものです。

2目予防費の個別予防接種事業は、疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金64万円の計上で、これは令和元年度国庫補助金の精算による返還金です。

3目健康づくり費の子育て世代包括支援センター事業は、母子保健衛生費国庫補助金返還金30万5,000円の計上で、こちらも令和元年度国庫補助金の精算による返還金です。

6目環境衛生費の環境美化推進事業は、栗山川周辺環境ボランティアの中止により管理用道路脇の雑草が生い茂り通行に支障を来すなどしており、不法投棄の防止等、環境保全の面からも、除草作業を委託して実施すべく、栗山川堤防除草業務委託料として213万9,000円を計上したものです。刈り幅は1.5メートルで、延長は管理用道路両脇の除草を約15キロメートル、片側部分の除草を約700メートル委託する予定です。

4款3項1目病院費の東陽病院事業会計繰出事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填等のため、東陽病院事業会計繰出金7,000万円を追加するものです。

13ページ、5款1項3目農業振興費の農地中間管理機構事業は、農地集積・集約化対策事業補助金142万7,000円の計上で、この補助金は、歳入でもご説明いたしましたが、農業をやめる場合、または経営の柱としていた作物を縮小する場合、中間管理機構を介して農地を10年以上貸し出した農業者に対し、経営転換協力金として10アール当たり1万5,000円を補助するもので、今回、対象農家数9戸で9.51ヘクタール分を見込み計上いたしました。

4目畜産振興費の東陽食肉センター特別会計繰出事業は、食肉センター職員の人事異動に伴う児童手当増額分12万円を追加で繰り出すものです。

5目農地費の地域排水管理事業は、地域排水整備事業負担金の増額補正で、両総土地改良区が実施する宮川地先の排水路補修工事と栗山地先の排水路用地、立木伐採工事に係る費用の2分の1を町が負担するため、補修工事分で7万8,000円、立木伐採工事分で51万7,000円、合わせまして59万5,000円を計上したものです。

次の屋形排水機場管理事業の施設営繕工事は、封水ポンプ2台のうち1台が故障してしまったことから、交換工事を行うための費用85万6,000円の計上です。

次の多面的機能支払交付金事業の多面的機能支払交付金国県負担分返還金は、鳥喰上資源

保全会と篠本新井地区農地・水・環境保全管理協定からの返還金51万1,000円のうち、国・県からの負担分38万4,000円を国・県へ返還するものです。

次の機構営土地改良負担金事業の成田用水施設改築事業負担金は、令和元年度国補正予算で採択となった事業を今年度に繰り越して実施することとなったことにより、繰越事業分の負担金として44万6,000円が増額となるものです。

7款2項1目道路橋りょう総務費の道路橋りょう事務費29万7,000円は、本町地先にある排水ポンプ1基の制御盤に不具合が生じているため修繕を行うものです。

9款2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業47万6,000円は、小学校施設の修繕を行うための補正で、内容は上堺小学校の熱感知器と感知器配線の修繕10万9,000円、横芝小学校熱感知器の修繕3万2,000円と空調室外機修繕31万3,000円、日吉小学校受水槽ボールタップ修繕2万2,000円です。

14ページ、9款3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業98万3,000円は、中学校施設の修繕を行うための補正で、内容は横芝中学校の誘導灯蓄電池交換と蛍光灯修繕3万1,000円、光中学校の雨水貯留槽ろ過ポンプの修繕22万円、合併浄化槽放流ポンプの修繕22万6,000円、講堂棟屋根修繕49万5,000円、誘導灯蓄電池の交換1万1,000円です。

2目教育振興費、横芝中学校教育振興事業の消耗品費261万6,000円は、令和3年度中学校教科書採択に伴う教員用教科書及び指導書の購入費用、次の光中学校教育振興事業の消耗品費246万3,000円は、令和3年度中学校教科書採択に伴う教員用教科書及び指導書の購入費用、次の備品購入費30万円は、光ライオンズクラブからの寄附金30万円を充て楽器を購入するものです。

15ページは、今補正予算で追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、次の16ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書ですので、後ほどご確認願います。

以上、令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第7号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第7号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の議案第7号補正予算書をお願いいたします。

今回の補正予算（第2号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,003万1,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、期間を令和3年度とし、限度額を132万7,000円で設定するものでございます。

5ページからは事項別明細書となります。

7ページをお願いいたします。

歳入となります。

9款1項1目前年度繰越金ですが、これは一般管理費の電算システム改修委託料とその他償還金補助金、返還金の財源としまして78万1,000円を増額補正するものであります。

続きまして、8ページ、歳出となります。

1款1項1目一般管理費、電算システム改修委託料ですが、これは平成30年度の個人所得課税関係の税制改正による給与控除、公的年金控除及び基礎控除額や軽減判定基準額が見直されたことに伴い、国民健康保険の電算システムの改修が必要となったことから、改修経費として77万円を増額補正するものであります。

次に、8款1項5目その他償還金、補助金返還金ですが、これは令和元年度の台風により被災した被保険者の一部負担金の免除等に関わる令和元年度国民健康保険災害特例補助金について、申請額と実績額に1万2,000円の差額が生じたため返還するもので、1万1,000円を増額補正するものであります。

以上、今回の補正額は、歳入歳出ともに78万1,000円を増額補正するものであります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表で追加しました債務負担行為、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託に関わります令和3年度の支出予定額等に関する調書であります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号について、住民課長。

〔住民課長 川嶋 修君登壇〕

○住民課長（川嶋 修君） 議案第8号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の議案第8号補正予算書をお願いいたします。

今回の補正予算（第2号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億755万円とするものでございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

4ページからは事項別明細書となります。

6ページをお願いいたします。

歳入となります。

3款2項1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金11万円と、5款1項1目一般会計繰入金の事務費繰入金44万円ですが、これは徴収費の電算処理委託料の財源としまして、55万円を増額補正するものであります。

続きまして、7ページ、歳出となります。

1款2項1目徴収費、電算処理委託料ですが、これは国民健康保険と同様に、平成30年度の個人所得課税関係の税制改正により、給与控除、公的年金控除及び基礎控除額や軽減判定基準が見直されたことに伴い、後期高齢者医療制度の電算システムの改修が必要となったことから、改修経費として55万円を増額補正するものでございます。

以上、今回の補正額は、歳入歳出ともに55万円を増額補正するものでございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第9号について、福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 議案第9号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,468万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、介護保険システムの改修に要する経費について補正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、2項4目システム改修費補助金66万円は、介護保険システム改修に伴う国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

8款繰入金、1項3目その他一般会計繰入金は、介護保険システム改修に要する経費に充てるため、一般会計から事務費繰入金として66万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、7ページ、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の12節委託料132万円は、平成30年度税制改正による給与所得控除や公的年金等控除の控除額の見直し、及び令和3年4月の介護報酬改定等に対応するための介護保険システム改修に要する経費でございます。

以上で令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 佐久間真一君登壇〕

○食肉センター所長（佐久間真一君） 議案第10号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書、議案第10号の1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,875万円とするものであり、人件費に係る補正のみでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に58万8,000円を増額し1,253万8,000円とするものであります。

6款1項1目一般会計繰入金は、児童手当に係る繰入金で、12万円を増額し36万円とするものであります。

次に、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、70万8,000円を増額補正であります。これは、4月の人事異動に伴い、2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費を調整したものであります。

8ページ、9ページにつきましては給与費明細書となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第10号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第11号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第11号の補正予算書をお願いいたします。

1ページでございますが、第1条は総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入の1款3項医業外収益、補正前の額4億8,643万8,000円に7,775万1,000円を補正し、合計額を5億6,418万9,000円とし、第4項特別利益、補正前の額3,900万1,000円に780万円を減額し、合計額を3,120万1,000円とするものでございます。

支出では、1款1項医業費用、補正前の額16億835万7,000円に637万7,000円を補正し、合計額を16億1,473万4,000円とし、4項特別損失、補正前の額3,900万1,000円に780万円を減額し、合計額を3,120万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第3条は債務負担行為の補正で、清掃業務、警備業務並びに医事業務につきましては、令和2年度で委託契約が終了することから、今年度中に新たな業者選定を行い、その後3か年の業務委託をするため、令和3年度から令和5年度までの期間で債務負担行為を設定し、係る経費の限度額を、清掃業務は2,789万2,000円、警備業務は2,050万4,000円、医事業務は1億777万2,000円として定めるものでございます。

次の白衣類賃貸借につきましては、現在、単価契約しております白衣類のリース額が、看護職員等の増員などにより限度額を超える見込みとなったため、令和3年度から4年度の限度額を810万8,000円とするものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

4ページの補正予算説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款3項2目補助金の775万1,000円の補正は、千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の、1病院当たり200万円に1病床当たり5万円が加算されて交付される感染拡大防止等支援事業分675万円と、医療提供体制設備整備交付金は、令和3年3月からマイナンバーカードを利用して保険情報等の資格をオンライン確認する事業が開始されるため、社会保険診療支払基金から、オンライン資格確認導入に必要な顔認証付きカードリーダー2台の提供を受け整備する設備に係る補助率2分の1の交付金で、補助限度額の100万1,000円を計上したものでございます。

次に、3目負担金交付金の7,000万円の補正は、町一般会計繰入金金の追加で、本年度当初の町一般会計からの繰入金金の額は4億2,000万円と、病棟等改修工事により入院制限を行っていた前年度と比較して1億8,000万円の減となっておりますが、病棟等の改修や病床機能の転換等により診療単価は向上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数の減少が見込まれることから、本年度の医業収益の見込みが9億437万5,000円となり、前年度と比較して1,290万6,000円の減となることから、運営資金の不足が生じる見込みとなったため、必要となる運営経費分として計上したものでございます。

なお、本補正により、町一般会計からの繰入金金の額は4億9,000万円となります。

次に、4項2目その他特別利益の780万円の減額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の従事者慰労金の交付対象者数の確定による減額でございます。

続いて支出でございますが、1款1項3目経費の12節修繕費29万7,000円の補正は、電子カルテシステム用サーバーの修繕で、ディスクコントローラー用バッテリーが経年劣化により交換が必要となったものでございます。

16節委託費608万円の補正は、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を行うため必要となる電子カルテや維持システムなどの改修委託費308万円と、人材紹介料でパート医師2名及び看護師1名分の300万円を追加するものでございます。

次に、4項2目その他特別損失780万円の減額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の従事者慰労金の交付対象者数の確定による減額でございます。

6ページは、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 議案第12号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり21ページをご覧ください。

議案第12号 財産の取得について。

本案は、財産の買入予定価格が横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で定める基準の予定価格700万円以上の動産の買入に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

1、財産の種類は、横芝光町立小中学校G I G Aスクール構想タブレット端末で、文部科学省が提唱するG I G Aスクール構想に基づき、公正に個別化された学びを学校現場において持続的に実現させるため、また感染症の発生等による臨時休校等の対応として、I C Tの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現するため、児童生徒1人に1台の端末を整備するというもので、購入台数は町立小中学校全7校の合計で1,561台です。

続きまして、2、契約の方法は指名競争入札で、受注実績等を勘案し12者を指名したところ、2者からの応札があり、開札の結果、4に記載の契約の相手方が税抜きの予定価格1億3,750万円に対しまして、入札金額1億3,200万円で落札しました。

3、取得金額は、入札金額に消費税を加えた額1億4,520万円です。

4、契約の相手方は、千葉県千葉市緑区古市場町51番地、チバビジネス株式会社、代表取締役倉持安宏です。チバビジネス株式会社は、同種同規模または同規模以上の受注実績、納

入実績が多数あり、信用・能力ともにある会社です。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時58分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 越 川 一 雄 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

越川一雄議員。

〔7番議員 越川一雄君登壇〕

○7番（越川一雄君） 議席番号7番、越川一雄。

ただいま議長のお許しをいただき一般質問をいたします。本日は質問の機会をいただきありがとうございます。

さて、佐藤町長におかれましては、横芝光町が誕生し初の町長として、県内でも先駆けて、子供たちの医療費無償化、あるいは最近では成田空港の第3滑走路建設に伴い、町としての決断の際は、住民の意見を十分に聞き住民に寄り添う姿勢は、同じ政治家として見習うところも多く敬意を表する次第です。

また、昨年の台風被害、本年のコロナ禍と、多くの住民が苦しい思いをしていることにもしっかりと向き合い、被害に遭われた方々に町としてできる限りの支援を行うなど、佐藤町長の力強いリーダーシップと、災害に対する危機管理に重ねて敬意を表します。

今後とも、佐藤町長の力強いリーダーシップにご期待申し上げまして、質問へと入らせて

いただきます。

行政運営について。

新型コロナウイルス感染症に町でも何人かが、り患してしまったが、この先の対処について。飲食店等を応援するためのプレミアム付応援チケットは効果があったようだが、今後も継続するのか。少子化対策で新婚世帯に30万円を上限に補助すると聞いたが、町では何人対象になったか。

災害対策について。

昨年の台風15号では、千葉県で約8万件の被害が出たが、今後の災害対応は。海岸に建設されている防波堤の進捗状況について。出水時に排水路は、浸水被害を抑止する重要な役割を担っている。高齢化等の進展により維持管理が困難な場所も拡大していくことが危惧されるが、今後の町の対応は。

光小学校の通学路整備について。

交通安全のための歩道整備計画と点検は、どのようになっているのか、お聞きします。

乾草沼について。

宮川地先にある乾草沼は、広大な面積を持ち、天然記念物に値する種や絶滅が危惧される生き物が生息しているが、町ではこの場所をどのように管理していくのかお聞きします。

よろしく申し上げます。

〔7番議員 越川一雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 越川一雄議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、越川一雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、行政運営についてのうち、新型コロナウイルス感染症に町でも何人かが、り患してしまったが、この先の対処について、そして飲食店等を応援するためのプレミアム付応援チケットは効果があったようだが、今後も継続するのかのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、行政運営についての新型コロナウイルス感染症に、町でも何人かが、り患してしまったが、この先の対処についてにつきましては、11月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、全国的に増加傾向にございます。

千葉県では11月29日現在、直近7日間の平均感染者数は78.7人で、そのうちの48.6%が感染経路不明となっております。また、県内の高齢者福祉施設、事務所、店舗などでは、クラスターの発生が相次いで見受けられる状況となっております。

当町では現在、無症状者を含め16人の感染者が発生しておりますが、クラスターの発生はございません。なお、国及び千葉県の動向並びに近況等の情報共有を図り、感染防止への取り組み等を協議するため、横芝光町新型コロナウイルス感染症警戒本部会議を都度開き、継続した対応に努めております。

特に新型コロナウイルス感染症につきましては、寒さが増す冬季に感染が拡大すると見込まれることへの備えを、国や千葉県の動向等に注視しつつ、都度町民の皆様へ町ホームページ、防災行政無線、まちナビツアーなどで感染防止の周知を図っております。さらには、季節性インフルエンザの流行期における新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、発熱患者等からの相談体制を千葉県で取りまとめ、県民の皆様への周知をしているところでございます。

一方、発熱したときの相談先は、初めにかかりつけ医等の身近な医療機関へ電話相談をしていただく流れとなっておりますが、また、かかりつけ医がいない場合には、健康こども課で平日の午前9時から午後5時まで、千葉県発熱相談コールセンターで土曜日、日曜日、祝日を含む24時間対応で相談を受け付けております。

今後も、国や千葉県の動向を把握しつつ、様々な情報を小まめに収集し、町新型コロナウイルス感染症警戒本部を通じて感染予防に努め、感染者を増やさない新しい生活様式の「一人ひとりの基本的感染対策」として掲げております身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いといった感染防止の3つの基本項目などについて、感染拡大を最小限に抑えるべく、町民の皆様へ継続して周知してまいります。

また、冬季の感染症対策として、町広報紙等で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の特集を組み、町民の皆様へ分かりやすい感染防止対策の周知に努めてまいります。

次に、飲食店等を応援するためのプレミアム付応援チケットは効果があったようだが、今後も継続するののかのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、宴会や外食の機会が減少し、飲食店では大きな影響を受けていたため、遠のいた客足を早く回復したい願いから、商工会が事業主体となり、1店舗当たり300セットを上限にプレミアム付応援チケットが販売されました。

その後、チケット購入者や参加店ともに、多くの皆様からご好評をいただきましたことか

ら、未販売分を活用し、初回の販売数量を完売した店舗に11月21日から追加販売を行っておりますが、各店舗において追加されたチケットが売り切れ次第終了となります。

なお、追加分も含めて、全てのチケットのご利用期間は令和3年1月31日までとなっております。

今後の継続につきましては、今回の地方創生臨時交付金のような国からの財政支援の中で、事業効果を検証した上で検討してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 越川一雄議員からの、行政運営について、少子化対策で新婚世帯に30万円を上限に補助すると聞いたが、町では何人対象になったかについてお答えをいたします。

ご質問の補助制度について、当町では平成29年度より結婚時の経済的負担を軽減し、婚姻数の増加及び少子化対策を図ることを目的に、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活に係る新居の購入費用、賃貸費用、引っ越し費用の一部を補助する結婚新生活支援事業を、国の補助金を活用して実施してまいりました。なお、今年度は県内54市町村のうち11市町村で、当該事業を実施しております。

補助対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が満35歳未満かつ夫婦の合計所得金額が340万円未満で、町税などに滞納がないことなどとなっております。また、補助額は1世帯当たり30万円が限度となり、うち国から2分の1が補助されます。

当該事業につきましては、町広報紙、町ホームページで周知するとともに、婚姻届出提出時には住民課の協力を得ながら制度説明を行っておりますが、今年度は現在まで、また昨年度は実績がありませんでした。なお、平成29年度は3件、平成30年度は1件の実績となっております。

少子化対策の一環として合計特殊出生率を引き上げることは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と掲げており、町の重要な課題であると認識しております。国ではこの事業の充実を予定しているとのことですので、町としても新しい制度内容に対応し、引き続き人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 私からは、越川一雄議員ご質問の災害対策についての海岸に建設されている防波堤の進捗状況についてお答えいたします。

九十九里海岸沿岸の地域では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けました。このことから、千葉県では九十九里海岸における津波対策といたしまして、平成23年度から海岸及び保安林砂丘などに、利用形態や環境面に配慮しながら、全長約41キロメートルにわたり、全国の標高の基準となる東京湾平均海面から6メートルの高さで、津波防護施設として築堤の整備を進めております。

当町の海岸区間は盛土による築堤で計画されており、屋形海岸から木戸浜海水浴場西側までの区間と、木戸地先及び尾垂地先の一部の区間で築堤が完成しています。

現在、山武土木事務所により木戸浜海水浴場や尾垂地先大布川河口付近の築堤工事が令和3年3月完成の予定で進められているところで、これにより当町の海岸区域の津波対策は完了すると伺っております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 越川一雄議員ご質問の大綱2点目、災害対策についての出水時に排水路は浸水被害を抑止する重要な役割を担っている。高齢化等の進展により維持管理が困難な場所も拡大していくことが危惧されるが、今後の町の対応はについてお答えいたします。

農業水利施設は、大規模な施設は国、それにつながる基幹的な施設は都道府県、末端の施設は市町村や土地改良区等が建設し、農業用水を農地に運び、そして農地から水を排水する施設として重要な役割を担っております。

一方、施設の管理においては、公共性の高い施設は都道府県・市町村、基幹的な施設は土地改良区、末端の施設は集落・農家が担っているのが一般的であります。

管理の具体的な内容は、点検整備による常に良好な運転・操作の確保及び施設の運用、修繕による施設の機能維持、用排水路へ堆積した土砂撤去による機能保全などを日常的に行う必要があります。その中でも地域内の排水路は、ほ場の排水施設として、また湛水被害の防止と解消する公益的機能や農地の汎用化、さらには災害防止、生態系の保護等、多面的機能を備えている施設であります。

このような公益的機能、多面的機能を有する農業水利施設は、近年発生している集中豪雨の増加等に伴い、重要性が高まってきております。

当町では毎年9月初旬に、町単独の土地改良事業補助金の要望調査を各行政区及び各農家組合長を通じて行い、地域内の農業用排水路の改修、掘削や、用水ポンプの設置、改修など、適正な維持管理をしていただくことを目的に、予算の確保に努めております。

また、基幹的な農業水利施設の維持管理につきましては、大部分が各土地改良区にて実施されておりますので、町では各土地改良区の農業水利施設更新事業の経費に対する負担軽減を図るため、負担金を支出して適正な維持管理に努めていただいております。

現在、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足及び担い手減少による離農が増加傾向にある中、農用地、水路、農道等の維持管理は地域の担い手農家へ大きな負担となってしまうので、今後高齢化や後継者不足等により、適正な維持管理が困難となった場合には、長期的な視点から将来にわたって安定的な保全管理が図られ、担い手が安心して農業を営むことができ、地域の安全・安心が得られるよう、各土地改良区や下部組織及び農家組合等と協議し維持管理方法の手法を考えてまいります。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 越川一雄議員の光小学校の通学路整備についての交通安全のための歩道整備計画と点検は、どのようになっているのかについてお答えいたします。

町では通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成26年3月に横芝光町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っており、本プログラムに基づき町内の小中学校を横芝地域、光地域に分け、それぞれ2年に1回、通学路の合同点検を実施しております。

合同点検の内容は、各学校において抽出した通学路における危険箇所を対象に、関係機関である学校、山武警察署、山武土木事務所、都市建設課、環境防災課、教育課及び保護者代表により、点検を実施するものであります。

合同点検の結果、明らかになった対策必要箇所につきましては、箇所ごとに白線の引き直しや舗装修繕のようなハード面から、また、交通規制及び交通安全教育のようなソフト面からなど、状況に応じて具体的な対策内容を検討し、その実施に当たっては道路管理者や山武警察署等に対し要望を行うなど、関係機関とも連携を図っております。

光地域については、昨年度に小中学校から危険または要注意箇所として報告のあった21か所について合同点検を行い、横断歩道等の白線引き直しや舗装修繕、除草等の対策を実施いたしました。

今後も継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果検証も行い、PDCAサイクルによる対策の改善、充実に努めてまいります。

また、光小学校での登下校における安全指導については、例年4月下旬に交通安全教室を開催し、低学年は道路の歩き方を、中高学年は自転車の乗り方を山武警察署及び安全協会の方々の指導の下、学習しております。

ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていない状況ではありますが、登校の指導として月曜日と木曜日に全校での集団登校を実施、下校指導として月曜から金曜日の毎日、低中高学年別で集団下校を実施しております。

安全に登下校するポイントとして、飛び出しをしない、左右の安全確認を徹底する、車に気をつけるを挙げております。重ねて、歩き方指導として、広がって歩かないという点を繰り返し指導しております。

町教育委員会としましては、児童生徒の登下校での安全第一を考え、学校職員に対し引き続き登下校時の様子を見守るとともに、繰り返し安全指導に力を入れていくよう指導してまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 越川一雄議員ご質問の大綱4点目、乾草沼について、宮川地先にある乾草沼は広大な面積を持ち、天然記念物指定に値する種や絶滅が危惧される生き物が生息しているが、町ではこの場所をどのように管理していくのかにお答えいたします。

乾草沼は九十九里平野に残る数少ない海跡湖の一つで、合併以前から周囲の湿地帯も含めて、町の豊かな自然環境を代表する場所の一つであります。水質は透明性が高く、希少なトンボをはじめとして、様々な生物が生息していることも認識しております。

平成7年度と平成9年度には、千葉県自然環境保全地域の指定候補地として学術調査が行われ、豊かな自然が残っていることが確認されていますが、指定には至っておりません。

町による管理についてですが、平成30年9月議会定例会において、山崎義貞議員からのご質問にお答えいたしました。町有地であるのはほぼ水面部分であり、周辺の陸地部分は私

有地であるため、町が独自に規制をするのは財産権の侵害が懸念され難しいと思われま

す。なお、周辺の開発に係る影響についてですが、昨年度から乾草沼の水質検査を実施しており、現時点で問題となる数値は検出されてお

りません。
〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 越川一雄議員。

○7番（越川一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

行政運営について。プレミアム付応援チケットは多くの皆様から好評をいただき、11月21日から追加販売されたということで、これは町民の方の関心も高く、町内の飲食店の経営状況を上向かせ一定の経済効果があったと思う。

そこで、再度質問させていただきます。初回の販売数量である300セットを売り切った店舗は何店舗あって、追加販売を行うに当たり、どのような目安で追加販売することを決定したのでしょうか。

町長から一言お願いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変ご好評をいただいております、このプレミアム付応援チケットは、多くの皆さんから本当にもうご好評をいただき、11月21日から追加販売がなされました。これは町民の方の関心も高く、町内追加販売の11月20日時点で46店舗の店舗に参加していただいております、うち27店舗が完売をいただいたということでございます。

初回の9月11日の販売直後から、本当に1か月ほどで完売される店舗が3割強となり、商工会より計画変更の要望書が提出され、追加販売の検討をさせていただきましたが、その時点で追加販売は未完売店舗へ大きく影響を与えてしまうため、参加店舗の半数以上が完売できるよう、1回目の販売期間を2か月ほど確保し、令和3年1月31日までの利用期間を踏まえた中で、11月21日からの追加販売をすることといたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 越川一雄議員。

○7番（越川一雄君） 最後に要望として、国の財政支援がある場合には、引き続きこのような効果的な事業を検討し継続いただくよう要望をいたします。

海岸の防波堤の進捗については、千葉県津波対策が平成23年から進められ、令和3年3月の完成予定とのことであるが、町としてもいつ起こるか分からない災害に備え、定期的に地域防災計画を見直し、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、防災体制の確立に向け

取り組んでいくことが重要であると思います。

そこで町長にお伺いしたいんですが、この件について、町長はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町の地域防災計画につきましては、今年度、千葉県地域防災計画が改正されました。その整合性を図りながら、昨年の台風被害の検証結果を踏まえて、来年度、令和3年度に改定を予定しているところでございます。

今後、地震や津波、台風等の災害に対して、地域防災計画の改定や防災訓練の実施をはじめとした事業を展開して、防災体制強化に努め、町の安全・安心に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 越川一雄議員。

○7番（越川一雄君） それでは、災害対策の2つ目です。

詳細な答弁をいただき、農業水利施設の維持管理につきましては、それぞれの規模により、土地改良区やその下部組織、集落や農家の方に担っていただいているということですが、今後、高齢化の進展により用排水路などの維持管理が困難となるといった課題が、将来的には町内全域に広がると思われまます。

特に排水路は、浸水被害を抑止する役割も担っておりますので、継続して排水機能が保持できるような維持管理方法の検討をお願いいたします。

町長から一言お願いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 越川議員おっしゃるとおり、高齢化の進展等により農業従事者の減少や後継者の不足、担い手減少による離農が増加傾向にあるということは認識しております。

そのような中で、今後、農用水路等の適正な維持管理に影響すると察しますので、長期的な視点から将来にわたって安定的にこの保全管理が図られるよう、各土地改良区や下部組織、また農家組合等の連携を図るとともに、皆様のご協力をいただきながら、維持管理方法の優良事例などを参考に、検討研究し、機能保全と適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 越川一雄議員。

○7番（越川一雄君） 分かりました。適切な維持管理をよろしくお願いいたします。明快な回答いただき、これで越川一雄、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で越川一雄議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時50分とします。

（午後 1時35分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時49分）

◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

小倉弘業議員。

〔1番議員 小倉弘業君登壇〕

○1番（小倉弘業君） 改めまして、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、小倉弘業が一般質問させていただきます。

今年も残すこと1か月を切りましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見られず、第3波と言われている感染拡大が進んでいます。感染が急拡大し重症者が過去最多を更新し続けているところでは、重症患者の病床も限界に近い状態で逼迫しており、医師からは人の動きを止めないと救える命が救えなくなると痛切な叫びが出る状況です。

G o T oキャンペーンが経済の追い風にはなりましたが、感染拡大を生む原因でもあり、停止を求める声が多い中、まだ自粛にとどまる状態で、今後もさらなる感染拡大が心配されます。

ワクチン開発も進んではいるものの、心配される副作用の問題などは未知の世界で、安全性が心配されています。日本でのワクチン接種はまだ先のことになりそうですので、一人一人が感染予防を心がけるしかない状況です。

当町でも、感染防止のためあらゆる行事の中止や縮小を余儀なくされ、町としても感染防止の対策を各課必死となり進めていただいているところではありますが、目に見えない、この新型コロナウイルス感染を止めることは、現状ではまだまだ難しい状態です。

このコロナ禍の中、昨年9月、10月に襲来し、当町にも甚大な被害を及ぼした台風が、

また今年も発生することを危惧されましたが、幸いにも大きな被害もなく台風シーズンが過ぎたことで安心しているところです。

小中学校の学習の遅れも徐々に解消に向かっているところであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を投じて、小中学校のGIGAスクール構想に力を入れていただいているところですが、今後、休校などならないためにも、これ以上の感染が収束に向かうことを願わずにはられません。

それでは、大綱3点、質問させていただきます。

大綱1点目、現在の規定団員数について質問します。

近年、地域の防災力の中核となる消防団員は年々減少しており、全国で200万人いた消防団員が、今では90万人を割っています。減少に歯止めの利かない状況で、平均年齢は40歳以上という高齢化も進行しています。

当町でも消防団員の減少が進み、令和2年度より団員定数の削減を余儀なくされました。今後、災害が多様化、大規模化し、さらに大規模地震等の発生も危惧される中、地域に密着した消防団は、従来の消火・防災活動に加え、避難誘導や警戒活動など、多様な役割を果たすことと思います。このたびの団員数削減後の課題をお伺いします。

次に、この消防団員の減少を受け、国では平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第110号、消防団等充実強化法が成立し、消防団が地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると位置づけられていますが、消防団員の減少が続く今、町では団員の確保はどのようにお考えでしょうか。

次に、消防団員の優遇サービスについて。今年2月の消防団本部研修で、愛媛県松山市で行っている消防団員の士気の高揚と、新規入団者を確保する目的で始められた松山市消防団員応援事業を説明していただきました。

このプロジェクトは、消防団員が市内の店舗で、市が作成した消防団員カードを提示することで、協力していただける店舗で料金割引や特典等のサービスを受けることができます。この事業で、松山市では新規入団増加に一定の効果があつたとされています。

当町でもこの優遇サービスを取り入れ、消防団員の減少を止めることや、新規入団者の確保に有効な取り組みだと思いますが、町当局の所見をお伺いします。

次に、大綱2点目、防災・減災について。

今年の町防災訓練は、コロナ禍のため規模を縮小して行われ、昨年令和元年房総半島台風を想定し、新型コロナウイルス感染症対策として用意した間仕切りや段ボールで作られた

ベッドで、避難所設営訓練や、停電、断水を想定した対応の訓練が行われましたが、コロナ禍での大規模な災害を想定した避難所運営訓練での成果とこれからの課題をお伺いします。

次に、町では災害時のための緊急物資を防災倉庫に備蓄してあり、避難者を4,000人と想定した備蓄品の目標数を定めてありますが、9月に総務経済常任委員会で行った所管事務調査では、まだ目標数に達していない物資がありましたが、いつ確保できるのか。また、大規模災害であると数日の避難も予想されますが、この緊急物資は何日の避難を想定しているのかお伺いします。

次に、火災が発生したときの水利は、現在、消火栓と防火水槽にためてある水を使い消火に当たりますが、まだまだ消火栓の設置ができていない地区が多く、近くに消火栓がない場合、防火水槽による消火を余儀なくされています。消火栓と違い、防火水槽には水量の限度があり、規模の大きい火災の際は、消火栓のあるところまで20メートルのホースを数十本使い、水利を確保しています。団員数が減っているため、火災現場での出動人員も減っている中での水利の確保は相当な時間と労力を使います。今後、水利の確保はどのようにお考えかお伺いします。

次に、大綱3点目。

現在、通学路の整備は、県道は土木事務所、町道は町の委託した業者が除草作業などを行っていますが、まだまだ通学路に雑草が生え、草の間を登下校している姿を目にします。除草作業は毎年のことであると思いますので、除草作業の必要な時期、通学路を把握していただき、早めの通学路の安全対策を取っていただきたいと思いますが、当局のお考えをお伺いします。

以上、大綱3点の質問とさせていただきます。町当局のご答弁をお願いいたします。

[1番議員 小倉弘業君降壇]

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、小倉弘業議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱1点目、消防団の人員確保についてのご質問にお答えし、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。

初めに、現在の規定団員数についてお答えをさせていただきます。

消防団員の定数につきましては、近年の少子高齢化と社会生活様式の変化から、実際に登録されている団員数と条例定数の乖離が大きくなったため、町と消防団で検討を重ね、令和元年、昨年9月議会定例会にて520人から438人に条例改正をさせていただいたところでございます。

次に、団員数の確保につきましてお答えをさせていただきます。

今年度の団員数は、条例定数438人に対しまして、実際に登録されている団員数は410名でございます。各分団部の状況は、26部中11部が定数未満となっております。各分団部とも、現役団員が各地区で20代から30代前半の方を中心に勧誘活動を行っておりますが、団員の確保は十分とは言えていない状況でございます。

町といたしましても、地域防災の要である消防団の重要性を十分認識しておりますので、町民の皆様にも周知啓発をするとともに、消防団と協力し団員確保に努力してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の優遇サービスについてお答えをさせていただきます。

現在、当町では消防団員の優遇サービスの制度はございません。しかしながら、議員おっしゃるとおり、他の自治体の中でも消防団員応援事業所として登録した事業所が、消防団員に対して料金の一部割引や粗品進呈等の優遇サービスを提供する制度を創設し、日頃から町の安全・安心のために活躍をいただいている消防団員を地域全体で応援することで、団員の士気の高揚と新規団員確保に取り組んでいる事例もあることから、当町におきましてもこの先進事例をしっかりと研究をして、進めてまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 小倉弘業議員ご質問の大綱2点目、防災・減災対策についてお答えいたします。

初めに、避難所設営訓練の成果と課題についてお答えいたします。

9月6日に実施しました今年度の防災訓練では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、町職員と関係機関を中心に、令和元年房総半島台風を教訓に、被害を想定した情報収集活動や給水活動、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設訓練などの初動対応訓練を実施いたしました。

成果といたしましては、昨年の度重なる台風被害に限らず、毎年台風シーズンに数度の避難所開設を行っておりますが、人事異動などもあることから、経験豊富な職員ばかりではないため、実際に考え行動する訓練を実施がきたことは成果と考えております。

また、今年度については、新型コロナウイルス感染症という新たな問題に対応する必要もあり、間仕切りや段ボールベッドの設営、避難所受入時の検温や健康チェックなど、手順の確認などができたことが大きな成果です。

課題につきましては、間仕切りや段ボールベッドの設営に予想以上の人員と時間が必要になること、検温や健康チェックなどを行い、避難者を収容するまでに、今まで以上に対応する職員が必要になることや、受付業務に時間を費やすこと、さらには細かな感染防止に対する配慮など多くの課題が見つかりました。

なお、人員の不足や受付手順の煩雑化は、状況により応援職員の増員や受入手順の工夫により対応することといたしました。

避難所運営につきましては、町民の安全を図るための重要な災害対応であることから、今後も訓練や研修を重ねてまいりたいと考えております。

次に、防災備蓄品の目標数の確保についてお答えいたします。

町の主な備蓄品の目標数につきましては、地域防災計画の資料編に災害時の緊急物資として掲載されております。これは、避難者数を4,000人に設定し、飲料水や食料は3日分、そのほか災害物資についても必要量を算出し定めております。

目標数に対する現在の備蓄状況は92%となっております。目標数に達していないものについては、今後も整備を進めてまいります。

次に、防火水槽の整備についてお答えいたします。

現在、町の水利台帳に登録されている防火水槽は351基であり、設置箇所は私有地が多いため、近年、相続等の理由で地権者からの申し出により撤去するものもあることから、年々その数は減っております。

防火水槽は、火災から町民の生命、財産を守る重要な防災設備であることから、今後も消火栓の整備とともに、防火水利の維持、整備に努めてまいります。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 小倉弘業議員の通学路の安全確保についての小中学校の通学路の

整備についてお答えいたします。

町では、通学路の安全確保に向け、町内の小中学校、横芝地域、光地域に分け、それぞれ2年に1回、通学路の合同点検を実施しております。

合同点検の内容は、各学校において抽出した通学路における危険箇所を対象に、関係機関である学校、山武警察署、山武土木事務所、環境防災課、都市建設課、教育課及び保護者代表により実施するものです。合同点検の結果、対策必要箇所の状況に応じて、道路管理者や山武警察署に対し要望を行うなど、関係機関との連携を図っております。

また、道路上に草木がはみ出していると、歩行者や自動車の通行に支障を与えることがあります。日常的な維持管理で対応できる道路上の草刈りにつきましては、道路管理者が随時実施しているところであり、道路上にはみ出した木の枝などについては、所有者に適正な管理を行うようお願いするなどして、交通の安全確保を図っております。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、通告に従い、順番に再質問させていただきます。

初めに、現在の規定団員数について、先ほどの答弁ではお答えいただけなかったもので、もう一度伺います。今年度より団員数を削減しましたが、団員数削減後の課題をお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 小倉議員の再質問にお答えいたします。

消防団員の人員確保ということで、減少によっての問題点等ですけれども、条例定数については消防団活動を維持できる団員数を十分考慮して決定しましたが、定数に満たない分団部があることから、今後も団員確保に努めてまいります。

また、平日昼間の時間帯には消防団員の出場通常人員が十分確保できない場合も想定されておりますので、その補助的な役割を担うために、これまでも横芝光町町職員消防隊を組織して、消防団とともに活動に当たっているところです。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 役場消防隊の活動は、現場では大きな力となっていると思いますが、やはり人員削減に加えて、人員定数に満たないことを改善するのが重要であると思いますので、新規団員確保が必要ではないかと思えます。これからよろしく願いいたします。

次に、団員数の確保について、平成25年11月と平成26年4月の2度、総務大臣から市町村長宛てに消防団入団促進に関する書簡を送付し、消防団員確保に向けた取り組みの依頼を行

ったとありますが、その書簡を受け、当町ではどのように消防団員の増加に向けた取り組みを行ってきたのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、平成25年12月13日施行の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律等がありまして、これに基づいて町も取り組みのほうを行っておりますので、これについてお答えしたいと思います。

この法律では、少子高齢化が進み、被用者が増え、地元から離れた場所へ通勤する人が増えるなど、社会構造の変化を背景として、地域防災の担い手が不足していることを危惧しております。その中で、消防団は中核的な役割を果たすものとして強化を図るため、項目が規定されておりますので、主に人員の確保についての取り組みについてお答えしたいと思います。

初めに、消防団への加入促進でございますけれども、住民の方々が、自らの地域は自ら守るという気持ちを持ってもらえるように、地域防災の中核を担う消防団の重要性を周知、啓発するため、町広報紙等でポンプ操法大会や、消防出初式等の勇姿はもとより、防災特集記事などに掲載しております。また、団員募集のポスターを各分団部へ配付し掲出しております。

また、次に事業者の協力でございますけれども、近年の社会構造の変化に伴い被用者が増加していることから、事業者の協力をいただきまして、消防団員の活動が円滑に行えるように、毎年年度当初に、申し出のあった団員の勤め先等へ、消防団員活動の協力依頼を通知させていただいております。

次に、消防団員の処遇改善ですが、現在の団員報酬については、近隣市町と同程度の支給額、年額2万円となっております。なお、今年度から各部の負担軽減を図るため、活動費補助金を増額してございます。各部とも8万円ということで。このほかにも消防団の装備の改善や、消防団員の教育訓練の改善等にも取り組んでおります。

この法律の趣旨である、命を守る地域防災力の強化のため、今後も消防団の充実強化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 町が行ってきた取り組みは分かりましたが、やはり効果が出ていないので人員削減につながっていると思うので、もう一步踏み入れて対策を取っていただきたいと思っております。

また、先月11月13日に武田総務大臣が記者会見で、この団員減少は憂慮すべき問題とし、地方公共団体は団員の報酬や出動手当を大幅に増額してほしいと、全国の首長にその旨を強く要望する書簡を送りたいと述べています。まだ町のほうには来ていないと思いますが、国でも重く受け止めていることですので、町でも有効な対策を取っていただきたいと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町消防団においても、火災出動だけではなくて、今後多く発生するであろう自然災害等の対応にも非常に活躍をしていただいている状況に対しまして、改めて感謝と敬意を申し上げたいと思います。

その消防団員の皆さんが、本当に率先して入れていけるような消防団をどうやって構築していくか、今後とも消防団本部皆さんと膝を交えてしっかりと対応していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） ありがとうございます。前向きなことでするので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、大綱1の3点目、消防団への優遇サービスについて、この制度は松山市で行っており、町長も研修で一緒に参加しておりますので、町長もう一度深いお考えをよろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その前の、今、前の消防団員確保の観点からも、そしてまた地域全体の消防団に対する認識等、やはりその思いを町全体で広げていくためにも、そういう施策というものをぜひやっていきたいと思っておりますし、逆にというより一方、その施策に参加していただける事業所、特に飲食店関係とかそういう部分については、それに参加したいというところも出てくるのではないかなと思っております。これをちょっとしっかり研究して、どういう形でできるのかについても研究していきたいと思っておりますので、皆さんと相談しながら、しっかりやっていきたいなというふう考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） また前向きな意見をいただいたので、期待していますのでよろしくお

願います。近隣にはない制度ですが、団員減少に歯止めをかけるためにも、重ねてよろしくお願いいたします。

次に、避難所設営訓練の成果と課題について、このたびの防災訓練の成果と課題を考慮した、避難所運営マニュアルはできているのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） ご質問の避難所運営マニュアルについてお答えいたします。

避難所運営マニュアルについてですが、基本的な事項については、平成26年3月策定の横芝光町避難所運営マニュアルにより対応しております。また、さらに令和2年6月に千葉県から示された災害時における避難所運営の手引き、新型コロナウイルス感染症への対応編というのがございますので、これを活用するとともに、9月の避難所運営訓練を生かした対応で考えてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 災害は、あした来るかも分からない、いつ来るか分からないので、なるべく早くマニュアルのほうを作成していただきたいと思います。

それと、避難所に間仕切りや段ボールベッドを設置した場合、スペースを必要とするため、大規模な災害だと避難者が増加するため、避難所に入れなくても想定されますが、どのように対応するのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 避難時の収容人数でございますが、前回の議会定例会でもお話しさせていただきましたけれども、間仕切りのほうが全部で532か所の設置ということで、町体育館、それとあとB&Gの体育館、横芝中学校、光中学校の体育館ということで、4か所で設営することで考えておるんですけども、これにつきまして、ホームページ等でも周知させていただきましたけれども、避難所の密を避けるために、災害の規模によっては指定避難所での対応が困難な場合が想定されますので、親戚や友人宅、各地区の集会所等を含めた分散避難を検討していただくよう、ホームページ等でお願しているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） ホームページでお願いはしていても、もし災害となったら絶対にみんな避難してくると思うんですよ。そのときはどうのお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 災害時に避難所が、それこそ今の4か所の避難所を想定して

いるんですけれども、それより増員になる場合には、ほかの指定避難所もございますので、その際には指定避難所の開設を考えております。

ただそのときには、避難所、コロナウイルス対策ということでの避難所開設は少し難しいのかなとは考えております。また、車中での避難、分散避難という形で車中での避難等も考えられると思いますので、それは、災害の大きさにもよりますけれども、個人個人がやっぱりその辺を意識していただいて、避難するには一番どれが有効なのかなということで考えていただくのも一つかと思えます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 皆さん避難してきたときに、やっぱり町のほうがちゃんとしたマニュアル持っていないと、皆さん不安だと思うんですよ。だから、車じゃないか、何じゃないかって、それぞれ任せるんじゃないかと、もし避難してきたときに、それを皆さんに、どこに避難してくださいというのが、町でちゃんとマニュアルを作っていないと、町民の皆さんは不安でしょうがないと思います。よろしくお願ひいたしたいと思えます。

次に、防災備蓄品について、緊急物資の目標数の算出の仕方は分かったんですが、昨年の台風災害など、大規模災害を想定した対策では、防災物資などは万全に備えるべきだと思いますが、目標数に達していない理由を教えてくださいたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 防災備蓄品ですけれども、目標数に達していない、不足している理由ということで、飲料水や食料は、これ大量の目標数でございますので、大きな保管場所が必要になってきます。また、賞味期限があるため、一度に大量購入すると期限ごとに大量廃棄ということも考えられますので、5年から10年の賞味期限内で廃棄と購入を平準化すべく、計画的に購入を進めているところです。

なお、昨年の災害時には、姉妹町、姉妹都市等をはじめとした多くの方々から支援をいただいております。大規模災害時には、災害協定等を活用した広域の総合支援も重要と考えております。

そういう形で、ちょっと達成していないというのもありますけれども、今後達成できるように努めてまいります。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 分かりました。賞味期限なんかも分かるんですけれども、100%備わっていないとやっぱり心配なので、これからよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、防火水槽の整備について、年々減っているということですので、少なくなった防火水槽の重要性が増しているわけですが、防火水槽の隣に防災井戸を掘り、火災時には小型消防ポンプを使用すれば防火水槽の水も維持できます。また、停電による水不足にも対応できますので、災害時の備えになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 防火水槽の関係の井戸ですけれども、井戸につきましては、今ちょっと私のほうもいろいろ調べているところなんですけれども。この井戸について、今、例えば火災の後、防火水槽の水が全部なくなりますと、それに水槽車だとか、近くに消火栓があればそこからホースで連携して入れることもできるんですけれども、そういうところがないところにつきましては、井戸という形で今ご提案がありましたので、今後考えていきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） ぜひ、設置のほう進めていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町には1か所すでに、しおさい公園の中に一つあるというふうに認識をしています。

地下水をくみ上げることで、ある程度の大量の水をやることによって、近隣住民にどんな影響があるかという部分を多少調べなきゃいけないのかなと思いますが、そういうものが今後有効に利用できるような状況を研究させていただきまして、一気に広めるというよりも、幾つかちょっと検討させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 当町でも団員が減り、火災現場での団員一人一人のノルマは大変重くなっていますので、軽減するためにも、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

次に、小学校の通学路の整備について、先ほど路肩の草刈りは、道路管理者が随時対応しているとお答えいただきましたが、道路管理者が自ら草刈りなどの必要な場所や危険箇所を確認し対応しているのでしょうか。そうではなく、町民の皆様からの要望に対応しているということでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、道路の管理の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員もご存じのとおり、町内には国道、県道、町道、農免道路とございます。

国道と県道の管理につきましては、千葉県が、山武土木事務所が管理しております。町道の管理は町で、町道自体は都市建設課が、農免道路は産業課が所掌事務として管理を行っているところでございます。

国道・県道の草刈りにつきましては、山武土木事務所が、草が繁茂して見えにくい箇所の中で交通量の多い危険になりそうな部分から刈っているということで、定期的に刈っているというお話も聞いているんですが、苦情があった部分もそれに合わせて刈っているというお話も聞いております。

町道につきましては、今シルバー人材センターのほうにお願いいたしまして、幹線道路である一、二級町道、または交通量の多い道路、それから見えにくい、見づらい箇所を町のほうからお願いして刈っていただいています。

また、苦情があった場所については、早急に対応しなければならない場所は、職員がなるだけ早く対応しているというのが現状でございます。

いずれにしても、通学路に限らず、順次実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 分かりました。これからもよろしくお願いいたします。

道路に草木が多いと危険箇所の見落としにもつながり、事故の原因にもなりますので、早めの整備をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で小倉弘業議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月5日から12月7日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月5日から12月7日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時32分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

令和2年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月8日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
16番	川島勝美君		

欠席議員(1名)

15番 八角健一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名雄一君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	川嶋修君

産 業 課 長	及 川 雅 一 君	都 市 建 設 課 長	川 島 敏 彦 君
福 祉 課 長	向 後 和 彦 君	健 康 こ ど も 長	萩 原 浩 己 君
食 肉 セ ン タ ー 長	佐 久 間 真 一 君	東 陽 病 院 長	渡 邊 奨 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	教 育 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	社 会 文 化 課 長	霞 澄 人 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市 原 通 雄	書 記	齋 藤 美 紀
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ちご報告申し上げます。本日、八角健一議員から所用のため欠席との届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

国民目線で改革を進める菅政権の発足からもうすぐ3か月が経過します。新政権の発足に当たり、公明党は、自民党と新たに連立政権合意を交わしました。この中には、新型コロナウイルス感染症の影響から国民生活を守り、経済を成長軌道に回復させることをはじめ、喫緊の課題であるデジタル化の推進、少子化の克服、防災・減災・復興、脱炭素社会の構築など、我が国が乗り越えなければならない優先課題への対応が盛り込まれています。

この政権合意に基づき、どこまでも国民の悩みに寄り添い、真摯に耳を傾けながら、困難な課題を一つ一つ解決してこそ、国民の信頼を獲得し、安定した政権運営と国民が待ち望んでいる改革が成し遂げられます。将来に希望と安心の持てる日本をつくるため、とりわけ横芝光町においても遅れることがなきよう全力を挙げていかねばなりません。

それでは、町長はじめ当局に質問いたしますので、明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、町長の政治姿勢について3点お伺いいたします。

1点目として、公共交通（水戸線・蓮沼循環）について伺います。

今年度、公共交通の再編・最適化に向け、公共交通実態調査が行われておりますが、水戸線・蓮沼循環につきましても、利用人数が少ない状況が続いているかと存じます。

先般、9月29日開催の地域公共交通会議で、両路線について、本年度実施している公共交通実態調査の結果を踏まえ、共同運行している多古町、山武市と運行を廃止することも含め、協議を進めていくとのことでした。

そこで、今後の水戸線・蓮沼循環の運行について、現在の状況をお聞かせ願います。

2点目として、結婚新生活支援事業について伺います。

国では、少子化対策の一環として、一部の市区町村が新婚世帯の新生活に係る費用を補助する結婚新生活支援事業への支援を強化するとし、補助の上限を現在の30万円から60万円に引き上げ、年齢や年収などの条件を緩めるとの報道がありましたが、本町としての対応をお聞かせ願いたいと思います。

3点目として、SDGs達成に向けての課題克服について。①気候非常事態宣言について、②脱炭素社会への取り組みについて伺います。

①気候非常事態宣言についてであります。9月に開催された国連総会において、首相は、多国間主義の重要性を強調されました。貧困格差、気候変動など地球規模の課題は、未曾有の感染症拡大によってますます深刻化しています。その問題それぞれの解決をゴールに掲げたSDGsは、本年行動の10年をスタートしました。SDGs達成に向けて、具体的な課題克服へ、町長のリーダーシップ発揮が必要です。

以前にも取り上げた気候非常事態宣言であります。姉妹都市の長野県千曲市も、本年2月に宣言を表明しました。相次いでいる自然災害の現状と、気候変動に対する危機感が高まる中、本町においても同じ危機感に立ち、同じ認識を共有し、今こそ宣言をして、地球温暖化と向き合い、対策に取り組むときと確信いたしますが、町長のご決意と英断を求めます。

②脱炭素社会への取り組みについてであります。12月は地球温暖化防止推進月間となっております。近年この地球温暖化の影響により、異常気象の頻度が高まり、酷暑や集中豪雨、台風などによる災害が頻発化、激甚化しつつあり、世界全体として、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇の幅を2度未満とする目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC、気候変動に関する政府間パネルの特

別報告書においては、基本上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要とされました。

こうした目標の達成に向け、国は、2050年に温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首相自らが、または地方自治体として表明した自治体をゼロカーボンシティとし、国内外に発信しています。全国の多くの自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しています。SDGsの地球温暖化対策推進においても、このゼロカーボンシティの脱炭素社会へのシフトは、資源循環や都市の新たな交通網の整備など、都市全体の将来像に関わる課題です。

また、町民のライフスタイルという観点からは、地球温暖化対策のために、今できる賢い選択であるクールチョイスとしてのエコスタイルへのシフトが期待されています。今こそ町の目指すべき姿を低炭素社会から脱炭素社会へと前に進めてはいかがでしょうか。

具体的な取り組みについて、当局のご見解をお聞かせ願います。

第2に、行政手続きについて2点お伺いいたします。

1点目として、デジタル化によるオンライン申請の推進について伺います。

9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、言うまでもなく行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設を伴う本格的なDX、デジタルトランスフォーメーションへの転換です。

新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで給付が立ち遅れる一因となったことは記憶に新しいところです。

ICTやデータの活用は、先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは、行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

我が町においても、国に歩調を合わせて、行政手続のオンライン化の推進と、今後DXに取り組むことは当然として、大事なことは今からでも、取り組める可能な限りオンライン化を進めるべきではないでしょうか。国の主導する本格的なDXを待って、システム間を統一標準化されてから、その後に我が町の対応を検討しようというのではなく、住民サービス向上、行政の効率化のため、現状の制度・システムを活用して、できることから先んじて実行することが重要だと考えます。

そこで当局におかれましては、既にご承知されていることと思いますが、今からすぐにて

も実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用したマイナポータル「ぴったりサービス」のフル活用です。これには自治体レベルで、新たなシステム構築などの必要はありません。このぴったりサービスは、各自治体の手続検索・内容確認と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出などなど、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できます。

我が町においては、このマイナポータル「ぴったりサービス」にあるメニューの中から、何と何を既に活用し、今後、追加を検討している項目があるのでしょうか、具体的にお示し願います。

2点目として、押印廃止と書面主義の見直しについて伺います。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の計111種類とのことです。また、河野大臣は、存続する相当部分は、印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは、今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。

さらに政府与党は、確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。これらを踏まえ、行革担当大臣の推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、我が町の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、既にその準備を進めているのか、取り組み状況を具体的にお示し願います。

第3に、福祉・健康関係について2点お伺いいたします。

1点目として、重層的支援体制整備事業について伺います。

我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。

そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、80代の親が50代の中老年のひきこもりの子供を養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきています。

こうした課題は、従来の介護、障害、子育てなど、制度分野ごとでは対応することが難しく、何も解決できないという事態が発生しています。

こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできないため、平成29年の社会福祉法改正により、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年、令和2年を目途として、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずる旨が規定されており、これを受け、本年6月に成立した改正社会福祉法では、次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

3つの支援の1つは、包括的な相談支援です。2つ目は、地域につなぎ戻していくための参加支援です。そして3つ目が地域づくりに向けた支援です。この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそ我が党が長年推進してきた断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信しています。

また、今回のコロナ禍で改めて人とのつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は、人と人とのつながりを再構築する事業であり、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市区町村に国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートします。

そこで来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、本町としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、どう取り組むお考えか伺います。

2点目として、子宮頸がんワクチン接種について伺います。

ワクチン接種で予防可能な病気の一つに子宮頸がんがあります。ヒトパピローマウイルスへの感染が原因のがんで、年間約1万人もの女性がかかり、約3,000人の女性が亡くなって

います。

そしてこの予防のために、世界で広く行われているのがHPVワクチンの接種です。日本でも、平成22年11月より国の基本治療対象ワクチンとなり、接種が進みました。その後、平成25年4月より、小学6年から高校1年相当の女子を対象に、国の定期接種となりましたが、接種後に多様な症状が生じたとする報告により、国は、同年6月に、自治体による積極的勧奨の差し控えを行い、接種は大幅に減少しました。

そこで本町におけるこれまでのHPVワクチン接種の推移及び接種による副反応の報告数と、重篤な事例の報告があればお教え願います。

また、本年10月9日付で、各都道府県知事宛てに、厚労省健康局長より、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知について通知されました。国は、HPVワクチンに関する情報の周知のため、リーフレットを作成して自治体に使用を促しています。

これに鑑み本町の取り組み状況をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁させますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

初めに、公共交通（水戸線・蓮沼循環）について、お答えをさせていただきます。

千葉交通株式会社が運行していた路線バスの廃止に伴い、地域住民の交通手段を確保するため、平成4年から旧横芝町と多古町で水戸線を、平成8年から旧横芝町と旧蓮沼村で蓮沼循環を、廃止路線の代替バスとして、千葉交通株式会社に、収支不足額の全額を補助することで、現在まで運行しているところでございます。

水戸線の運行ルートは、JR横芝駅・多古車庫（千葉交通株式会社多古営業所）を起点・終点とし、町内、多古町水戸地域を往復しており、蓮沼循環の運行ルートは、JR横芝駅を起点・終点とし、町内、山武市蓮沼地域を循環しております。両路線とも運行本数は1日8便で、土日祝日を含め毎日運行し、運賃は距離制で140円から570円となっております。

利用者数につきましては、水戸線で平成26年度5,436人に対して、令和元年度1,594人で、3,842人の減少、蓮沼循環では、平成26年度で5,193人に対して、令和元年度は4,652人で、541人の減少となっており、令和元年度の1日1便当たりの利用者は、水戸線で0.5人、蓮沼循環で1.6人と、極めて低い状況となっております。

水戸線・蓮沼循環につきましては、利用者の減少に加え、町内循環バスや乗合タクシーを運行していることなどから、多古町、山武市、運行事業者である千葉交通株式会社との協議を重ねながら、今年度実施している公共交通利用状況調査の結果を踏まえ、地域交通公共会議での意見をいただき、運行を廃止することも含め、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、結婚新生活支援事業について、お答えをさせていただきます。

なお、越川一雄議員への答弁と重なる部分がございますが、ご了承を賜りたいと存じます。

結婚新生活支援事業につきましては、平成29年度より国の補助制度を活用して、結婚に伴う経済的負担を軽減し、婚姻数の増加及び少子化対策を図ることを目的に、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活に係る新居の購入費用、賃貸費用、引っ越し費用の一部を補助してまいりました。なお、今年度は、県内54市町村中のうち11市町村で当該事業を実施しております。

現制度の補助対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が満35歳未満かつ夫婦の合計所得金額が340万円未満で、町税などに滞納がないことなどとなっております。また、補助額は1世帯当たり30万円が限度となります。

国は、制度の充実を図るため、来年度から夫婦ともに婚姻日における年齢を満40歳未満に、夫婦の合計所得金額を400万円未満に引き上げることで補助要件を緩和し、補助額も60万円に引き上げる内容と聞いております。

少子化対策の一環として合計特殊出生率を引き上げることは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標として掲げており、町の重要な課題であることと認識しておるところでございます。したがって、新しい制度内容により新年度の予算計上を行うとともに、国で定めた条件を町独自でさらに緩和することができないか、検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、SDGs達成に向けての課題克服についてについて、お答えをさせていただきます。

初めに、気候非常事態宣言についてであります。SDGsの17の目標の中に、「気候変動に具体的な対策を」がございます。2018年には、IPCC、いわゆる気候変動に関する政府間パネルが、平均気温の上昇を抑える必要性などについて、特別報告書を発表いたしました。

た。それらを背景に、様々な国や自治体、団体などが気候非常事態宣言を表明しております。

気候非常事態宣言とは、気候変動によるリスクを最小限にとどめるために、気候変動に関する非常事態宣言を表明し、宣言によって環境政策を推進することはもとより、住民や事業者など人々の関心を集め、事業推進の加速を図るものであると認識をしているところでございます。

国内では、長崎県壱岐市を皮切りに、2020年10月の時点で長野県と神奈川県との2県を含む46自治体が宣言を表明または決議しており、11月19日には衆議院の本会議で、11月20日には参議院の本会議で、気候非常事態宣言決議が可決されました。

当町におきましても、様々な観点から重ねて調査研究してまいりたいと考えております。

次に、脱炭素社会への取り組みについてであります。菅首相が10月26日の臨時国会における所信表明演説の中で、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

町といたしましては、これまで、防犯灯のLED化、クールビズやウォームビズの実施、冷暖房の温度設定など、可能なところから温暖化防止に取り組み、今年度につきましては、庁舎内の照明のLED化をいたしました。

今後も引き続き温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、町民の皆様や事業者の方々の生活や経済活動の中で実施可能な協力を呼びかけながら、温暖化防止対策事業に取り組んでまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、川島富士子議員の行政手続きについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、デジタル化によるオンライン申請の推進についてであります。住民の利便性の向上、行政の効率化だけでなく、感染症の拡大防止の観点からも、行政手続のオンライン化を進めることは重要であると考えております。

政府は、行政のデジタル化を牽引するデジタル庁を創設し、強靱なデジタル社会の実現に向けた取り組みを加速するとしており、令和元年12月20日には、デジタル・ガバメント実行計画を閣議決定し、社会全体のデジタル化の中で、国、地方公共団体、民間事業者、国民、

その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を享受し、一人ひとりのニーズに合った形で社会課題を解決しつつ、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにするとされております。

このデジタル・ガバメント実行計画では、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち、処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化の効果が高いと考えられる手続として、22項目が示されております。

当町では、図書館の図書貸出予約、文化・スポーツ施設の予約、地方税申告手続及び入札参加資格審査申請、入札手続において、既にオンライン化を導入しておりますが、これら以外の業務についても、関係所属と協議し、オンライン化を検討してまいりたいと考えております。

デジタル化を推進する上では、これまでの行政手続、慣習を抜本的に見直す必要があり、関係法律及び国のガイドラインを見極め、重点項目として全庁的に取り組む必要があると考えております。

なお、ご質問の中にございましたマイナポータルを活用したびったりサービスの導入実績につきましては、具体的な資料を持ち合わせておりませんので、国が示しますデジタル・ガバメント実行計画の中で示されております22項目のサービスのオンライン化のうち、町に関係するサービスは11項目ございます。そのうちの5件は、既に町では導入済みでございますので、これをもって答弁に代えさせていただきたいと思っております。

次に、押印廃止と書面主義の見直しについてであります。押印廃止につきましては、内閣府に設置されている規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向け、書面主義、押印、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでおり、地方公共団体に対し、国のガイドラインや国の取り組みに準じた対応を実施するよう言及されております。

この規制改革推進会議の内容を踏まえ、総務省から地方公共団体に対して、書面主義、押印、対面主義の見直しに積極的に取り組むよう求められております。

町では、押印を求める行政手続について、押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き押印を廃止するよう、今年度末までに廃止の方針を定め調査をしたいと考えております。すぐに省ける押印は速やかに廃止し、例規改正が必要なものについては、令和3年度中に改正すべく、廃止に向け準備を進めてまいります。

次に、書面主義の見直しについては、オンラインでの手続が可能なものにつきましては、

周知を図り利用を進めることとし、利用者にとって利便性が高まるよう手続を見直してまいります。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 川島富士子議員の大綱3点目、福祉・健康関係についての重層的支援体制整備事業についてお答えいたします。

地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に成立、同月12日に公布されました。

8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯において複数の課題が存在している状態、ごみ屋敷など世帯全体が地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の属性別の支援体制では対応が困難といった課題があり、この改正社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和3年4月から施行されることとなります。

相談支援では、介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施。

参加支援では、介護、障害、子ども、困窮等の既存制度と緊密な連携を取って実施するとともに、既存の取り組みでは対応できないはざまのニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状況に寄り添って社会とのつながりを回復する支援を実施。

地域づくりに向けた支援では、介護、障害、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会から孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施するとされています。

また、新事業における相談支援及び地域づくりにおいては、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の既存の各事業を一体的に実施することとしています。

重層的支援体制整備事業につきましては、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、また、地域共生社会の実現のため、町といたしましても重要性を認識しております。今後、関係各課等と連携し、調査・研究を進めていきたいと考えております。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 萩原浩己君登壇〕

○健康こども課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、福祉・健康関係についてのうち、子宮頸がんワクチン接種についてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期予防接種）は、子宮がんを発症しやすいHPV16型と18型のウイルス感染を防ぐことができ、子宮頸がんの予防効果があると期待され、平成25年4月から定期接種ワクチンとなりました。定期接種の対象者は、小学校6年生から高校1年生相当までの女子です。

現在、国内で使われているワクチンは2種類あり、間隔を空けて、同じワクチンを合計3回接種することとなります。

しかしながら、ワクチン接種後にワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な痛みが見られたことから、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会と、同年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同会議におきまして、定期接種の積極的な接種勧奨をすべきではないとされたため、令和2年10月までは個別通知を行わないこととしておりました。

今般、この合同会議におきまして、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての方針が了承され、平成25年6月14日付厚生労働省健康局から千葉県健康福祉部疾病対策課を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）が令和2年10月9日付で一部改正され、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期予防接種（子宮頸がんワクチン）の対象者等への周知についての通知がございました。

この通知を受け、当町として、今年度は、定期接種対象期間が残り少ない中学校3年生から高校1年生相当の女子199名とその保護者宛てに、個別案内通知を郵送いたしました。今後、中学校2年生の女子とその保護者には、中学校での思春期教育が終了した後に、案内の通知を予定しております。

なお、定期予防接種希望者へは、ワクチンの内容、効果、副反応等について、ご理解いただけるよう丁寧に説明し、希望者に対する接種機会の確保を図ってまいります。

〔健康こども課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきますが、時間の関係上、要望が多くなることをお許しください。

まず、公共交通についてであります。ここは要望にとどめさせていただきますが、持続可能な交通システムを構築するために、他市町の状況も十分に検証しながら、多様なニーズに応えることのできるデマンド循環バス、成田便等々で、ルート再編や乗降客数の推移や収支計画等の検証をしっかりと行い、公共が行う交通サービスの在り方などについて、地域公共交通会議などの中で十分議論していただきたく要望いたします。

交通環境の整備によって、町民の方々が生き生きと活動できるまちづくりが進むよう期待をいたします。

次に、結婚新生活支援事業についてであります。ここも要望させていただきます。

政府は、この事業を少子化対策の柱の一つに位置づけました。この事業について、平成28年9月定例会で質問させていただきました。制度を利用した夫婦は、2019年度までに全国で5,090世帯を数えます。経済的な理由で結婚に踏み切れずにいるカップルを支え、地方の定住促進にも一定の役割を果たしてきました。

先ほど町長が、今後、世帯年収約400万円とおっしゃったと思うんですが、そのところを私は、世帯480万円未満から年収約540万円未満に拡充するというふうに伺っております。一応確認をしてみてください。

そこで本町においても、少子化対策定住促進につながるこの結婚支援事業の積極的活用の周知に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。たとえすばらしい事業であっても、知らない、使わないでは、絵に描いた餅になってしまいますので、どうか周知のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

この事業で助けられる若者も、若いカップルもいるかもしれませんので、そのところは重々に重ねて訴えさせていただきます。

次に、SDGs達成に向けての課題克服で、気候非常事態宣言についてであります。ここも要望させていただきます。

昨年度に引き続き取り上げました質問の宣言であります。昨年の台風19号で大きな被害を受けた千曲市では、本年2月に、一人ひとりが危機感を持ち行動を起こすことが重要と表明し、前へ進みました。本町も決して人ごとではありません。台風15号は大きな被害をもたらしました。いまだなお温暖化が要因とされる災害の危機感が広がっています。

そのような中、昨今宣言を機に具体的な行動をしている自治体、再生可能エネルギー促進

に欠かせない住民の理解が宣言で得られやすくなった自治体がございます。山本良一東大名誉教授は言っています。「住民に身近な自治体の取り組みは重要だ。宣言をした上で、具体的な行動計画策定に取り組んでほしい」と訴えています。未来を託す本町の後継者に、英知の詰まった安心のバトンを渡していただきたいと切望いたします。

次に、脱炭素社会の取り組みについて質問をいたします。

松田町はCOOL CHOICE、お隣山武市はゼロカーボンシティ宣言などなど、ご縁のある自治体が既に前へ前へ進んで、住民と取り組んでいるところでございます。2050年度までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明してはいかがでしょうか。表明した自治体の人口合計は、既に我が国の総人口の半数を超えています。具体的な取り組みのお考えがあれば、お聞かせください。

そして千葉県では本年4月から適応センターを設置いたしました。しっかり連携すべきと考えます。

今後の本町への影響として、温暖化により、台風の移動速度が遅くなり、太平洋側に接近する台風が増えるそうであります。また、海面水位が上がっていくことにより、砂浜が消失していくそうであります。土壌への炭素貯留を通じて温暖化対策を進める自治体もあるそうですが、持続可能性を考えるのであれば、気候変動の緩和策、適応策の両方が必要です。

今後、気候変動に備えるために、地域気候変動適応計画をつくるべきと考えますが、町長、策定に関してご所見をお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町では、過去に横芝光町地球温暖化対策実行計画というものをつくっておりました。それは平成25年、いわゆる一回止まってしまった状況があるんですが、先ほど議員おっしゃられたとおり、昨年の大きな台風災害等を鑑みまして、来年度にしっかりと計画策定の準備を今しております。

その中で、ただただ宣言をすればいいというものじゃなくて、その宣言の裏づけ、何を町民に訴えていくか、行政で何をしていくかということをしかりとその計画の中に織り込んだ中で、その延長線上には、そういう宣言も視野に入れて、今後とも対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 東大の名誉教授じゃありませんけれども、その先の宣言ではなく

て、宣言をしてから計画を立てるといふ、そういう考えも検討していただきたいというふう
に思いますし、千葉県が本当に、先ほど申しました適応センター、千葉県が今年4月からス
タートしたこの適応センターに、ぜひ関わる職員の方の研修とか、そういうところに行くの
もいいのではないかとこのように、一案でございますけれども、申し添えます。

ぜひ、先ほど町長からもありました長崎県壱岐市には、SDGs 未来課というのがあるそ
うでございます。2050年までに、再エネに完全移行する目標を掲げ、導入率向上の取組み
を進めているようであります。とにかく意識を持ってやっていくことが非常に大事だとい
うふうに思います。コロナ禍が深刻化する一方、気候危機の進行は止まりません。今後さら
に長期化、拡大化するおそれもあります。この現実を真摯に受け止め、行動を起こすべきと
思いますので、重ねてお願いいたします。

次に、デジタル化によるオンライン申請の推進についてであります。

菅政権も、行政のデジタル化を進める重要な手段として、マイナンバーカードの活用を重
視し、普及促進に向けて、健康保険証や運転免許証など、個人を識別する規格の統合を目指
しているところであります。

そこで、本町のマイナンバーカードの現時点での普及率、及び普及率を上げるために、何
か新たな取組みをお考えになっているかどうか、お聞かせ願います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） マイナンバーカードの普及率といたしましては、令和2年12月1
日現在で4,177枚の交付でございます。普及率といたしましては、17.8%でございます。

また、マイナンバーカードの普及率を上げるための新たな取組みといたしましては、今
後の町が行っています事業や施策を町民の皆様にご覧いただくため、町の職員によるまち
づくり出前講座を実施し、その中でマイナンバー制度についての概要を説明し、希望者の方
にその場でマイナンバーカードの申請のサポートを行っているところでございます。

今後、マイナンバーカードが活用される範囲を拡大すると考えておりますので、マイナン
バーカードを持つことのメリット等につきまして、各課、関係課と連携しながら、効果的な
周知方法を検討し、マイナンバーカードの交付率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考
えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

今、課長からありましたけれども、私も今申し上げようと思いました。すごく住民課が素晴らしい取り組みをしていたということを町長ご存じだったのでしょうか。

広報よこしばひかり6月号に、まちづくり出前講座のご案内があります。うれしくいつも思っていたんですが、中身をよく読まなかったので、私も、本当に担当課から伺うまでちょっと気がつかなかったんですが、マイナンバー制度についてということで、「マイナンバー制度の概要についてお話しします。ご希望の方はその場でマイナンバーカードの申請サポートもご利用になれる」って、すごい、素晴らしい取り組みをこの時に合った取り組みをされているわけなんですけど、でも、町民は知らないと思うんです。広報に載っても、一字一句見逃して読んでいるかなって思うと、いろんな方に聞きますが、案外と出前講座、載っていても、出前講座やっていることも見逃している方が結構いらっしゃいます。

そこで、しかしこの出前講座って、10人以上いないと申し込めないんです。ですが、やはりその時に合わせて、町長からぜひ5人でも、お年寄り2人でも3人でも集まれば、1人でなければ、特例で職員に言ってやっていただくということができませんでしょうか。でないと、幾ら国がポイント制度を考えたりしても、まだ17.8%の普及率ということは、かなり低いと思いますし、私もマイナンバーにして、主人と2人で、それこそ1万円分のポイントをいただきました。本当にまだまだそれだけ普及率が悪いということは、マイナンバーにしていない方が多いということですから、ぜひそういった特例も考えるべきではないでしょうか。町長のご意見を伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そういうご要望があれば、その都度その都度、考えさせていただくというよりも、現に1人でも2人でも、派遣させますよということにできるかどうかというのは別問題として、やはり何人か集まればいいですよというような方向づけは、あくまでもその10人というような、出前講座の10人という枠はあるものの、それがたとえ、5人でも、それはそれで我々としては断る理由はないと思っていますので、それについては柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 改めて、住民課長、周知よろしくお願ひしたいと思ひます。

非常に素晴らしい取り組みをしているわけですから、自信を持って、町民の皆さんに周知をしていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

押印なんですけれども、総務課長からご答弁いただきましたけれども、もう既に町民の方から、先日、「役場に行ったら印鑑要らないと言われたんだけど」って言われました。もう既に始まっているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 押印の廃止につきましては、現在、調査をしている途中でございますが、2年度中に廃止可能なもの、特にこれは、任意様式、町が法令とか条例、規則で定めてなく任意で今までの慣行により押印を求めていた手続でございますが、速報値でございますが、それが約81件ございました。そのうちの即廃止が可能なものとしましては46件、それで町が手続として押印を求めているものの町に関する手続については597件、速報値で把握いたしております。そのうち令和3年度中に廃止が可能なものにつきましては369件ということで、約62%、これは即規則改正等を行って廃止できるだろうというふうに認識をしております。引き続き年度末までに、詳細に国や県、さらには町、それぞれの手続において、廃止できるものを精査した上で、具体的に令和3年度中にその廃止の概要をご説明できるように今準備をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 着々と進めていただいているところに、非常に感謝申し上げます。よろしく願いいたします。

次に、重層的支援体制整備事業でありますけれども、ここは何といても町のトップリーダー、町長の手腕が試されるというか、非常に大事だと思うんですね。この事業は全ての市区町村が対象で、来年4月から本格的にスタートということでもあります。

事業実施に当たり、庁内関係各課の連携体制が何よりも重要ということでもありますし、そのための課題を整理した上で、誰一人置き去りにしない町民目線の丸ごと包括的支援体制の在り方について、町トップのリーダーシップが不可欠であります。ぜひ町長には、町民が最も身近に感じるこの制度の実施にご期待申し上げますけれども、ご決意をお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 重層的支援については、各課横断的な部分もあるのかなとも思っております。また、法律的な部分でもいろいろと入り組んでいるところもあるのかなとも思っております。ぜひその辺の部分をしっかり、職員一人ひとりのスキルを向上することによって、これが可能になってくるのではないかなというふうに認識しておりますので、それも十分勘案しながら、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ町長、目と心と声かけを職員の皆さんに忘れることなく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、子宮頸がんワクチン接種についてであります。

国が積極的勧奨を行わないと決め、町が個人通知を行わなければ、当然接種は激減します。このような対応を取っているのは日本だけで、世界的には多くの国で安全に接種が行われ、予防に成果を上げています。このままでは町民の間でも子宮頸がんの予防は進まず、せっかくの接種の機会を逃した女性たちに、近い将来に子宮頸がんにかかる可能性が高まります。

そこで本町の子宮頸がんの患者数の推移が分かればお示し願ひます。そして、A類定期予防接種になっているにもかかわらず、先頃までは、個別の通知もなかったと思ひます。定期接種であることに変わりなく、接種する・しないは自由でも、無料でがんリスクを避けられるとすれば、その情報の周知は必要です。自治体には制度の周知の義務があります。

そこで早速本町においても、通知が送られ安堵しておりますが、個別通知による申請者はいらしたのでしょうか、お伺ひします。

接種を希望する高校1年生は、6か月で3回接種になるため、すぐに接種しても、3回目は自費となってしまいます。ぜひ1回分の救済措置をお願ひできないでしょうか。

また、本年3月に、WHOがSDGsの目標、子宮頸がんの排除への戦略で、子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げ、HPVワクチン接種率を90%と目標に掲げています。ノーベル賞受賞の本庶佑氏は、「世界で日本だけが若い女性の子宮頸がんが増えている、国際的に見ても恥ずかしい状況」とコメントしています。

今後、町ホームページでのご案内や、せめて厚生労働省ホームページへクリックしてすぐ入るようにリンクしてほしいと思ひますが、いかがでしょうか。お答えをお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは、川島富士子議員の再質問、子宮頸がんワクチンでございますが、まず1点目の患者数の推移ということで、町のほうで、健康こども課で把握しております子宮がんの検診数の件数と発見数をまずお答えしたいと思ひます。

昨年度、令和元年度ですが、受診者数が1,397名、そのうち精密検査のほうに回った方が26名、がんの発見者数はゼロでございます。その前の年、平成30年度、がんの検診者数が1,454名、精密検査に回った方が11名、この年度もがんの発見数はゼロでございます。その

前の年、平成29年度、子宮がんの検診者数は1,452名、精密検査に回られた方が16名、いずれも、がんの発見者数についてはゼロ、過去3年間で見たときに検診をして、がんの発見に至った件数はゼロでございました。

あと通知の申請数ということでございますが、壇上でも答弁申し上げましたとおり、高校1年生と中学3年生、これは11月5日付でご案内のほうをさせていただきました。高校1年生につきましては、対象者113名の方のうち6件ご相談があり、予診票を渡した方が5件、5名、あと1件は今後検討するというごことでお帰りになりました。

中学3年生の女子については、対象者が86名、そのうち1件接種希望ということで、予診票を渡してございます。あと、このうち川島富士子議員おっしゃいます3回目、特に高校1年生の女子につきましては、来年の3月31日が接種期限となっておりますが、この3回目の接種助成についてはいかがなものかということでございますが、これも壇上で答弁申し上げました2種類のワクチンがあり、そのうちの1種類については、ガーダシルというワクチンでございますが、これについては、1回目接種から2回目が1か月以上。

○議長（鈴木克征君） 課長、時間が迫っておりますので簡潔に答弁をお願いします。

○健康こども課長（萩原浩己君） すみません。これは4か月以内に3回目が打てるわけですので、これは、現在では間に合うということで、担当課としてはそういうような考えでおります。

あとホームページについては、今、手続を作成しておりますので、厚生省のホームページのリンクができるように進めております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。しっかり最初、子宮がんの数値だっと思えますけれども、子宮頸がんにもしっかり向き合って、女性を守っていただければというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前11時01分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年のたつのは早いもので、今年も師走を迎え、令和2年も残すところ20日余りとなりました。今年を振り返りますと、1月に発生した新型コロナウイルスの感染により、日本国はもとより世界的にも大パニックに陥り、経済は大打撃を受け、開発途上ではありますが、現在も、世界的にも、日本国でも、第3波が猛威を振るっています。まさに、この1年は、新型コロナウイルスに悩まされた1年でした。そして、今後は、新しい生活様式に慣れていかなければならないとか、新しい生活様式を築いていかなければならないと言われております。まさに正念場を迎えていると言っても過言ではありません。このような状況下で、いかに早く自分たちの地域を立て直すかということが地方自治体の宿命として問いただされているときであります。

また、当町におかれましては、新年度の予算の編成、新型コロナウイルスを踏まえた各種行事等の対応策、成田空港の更なる機能強化に伴う対応、食肉センターの問題、東陽病院の改善等、盛りだくさんの業務が山積みになっております。

こういうときほど行政は妥協することなく、職員一丸となり、英知を集約し頑張ることが大切であり、住民との信頼関係につながるものであります。

佐藤町長におかれましては、体には留意しながらも、寝る時間を惜しんで、職員が思い切ったそれぞれの仕事ができるように、しっかりとしたかじ取りをしていただくことをお願いするものであります。

今までは、今年のおよくなかったことや、これからの厳しさに正面から立ち向かっていただきたい旨の話をさせていただきましたが、町にとって奇跡のような明るい出来事もありました。それは、10月26日に行われたプロ野球ドラフト会議で、早川隆久君が東北楽天イーグルスから1位で、伊藤将司君が阪神タイガースから2位で指名されたということでありまして。

言うまでもなく、今年のドラフト会議で指名された選手は、育成選手を除くと74名であり

ました。このような状況の中で、当町出身の2名の若者が上位で指名され、町の名声を高めてくれました。

そして、町内で勉学に励んでいる小中学生にも、頑張れば夢や希望はかなうんだということを示してくれたようにも感じました。少子化の中、子供たちは各家庭の宝物であると同時に、町の財産でもあり、それぞれ無限大の可能性を秘めております。まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりということを念頭に置き、学区の選択制の導入や、働き方改革に伴う部活動への対応等、さらに教育環境を整えていただき、子供たちが社会に大きく羽ばたけるような教育の礎を築いていただくようお願いするものであります。

それでは、大綱2点について、一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、食肉センターについて3点お伺いいたします。

1点目として、現状をどのように認識しているのかについてお伺いします。言うまでもなく、合併当時の食肉センター特別会計は、良好な運営がなされていましたが、平成27年度からは毎年赤字決算で、それ以前も良好な決算状況とは言えなくなりました。

振り返りますと、合併当時、平成17年度末の基金残高1億3,983万2,000円を保有していましたが、令和元年度の基金残高は5,958万3,000円で、8,024万9,000円減額しています。その原因を尋ねると、豚流行性下痢PEDや問屋の撤退等によりと畜頭数が減少していることが主な原因ですと言われてきましたが、それらに対する具体的な対応などは一度も聞いたことがありません。

現在の状況はかなり厳しく、改善しようのない状況にあると思われませんが、管理者である町長は、現状をどのように認識しているのかについてお伺いします。

2点目として、統合計画はどのようになっているのかについてお伺いします。平成30年9月定例会の一般質問でもお尋ねしましたが、平成28年度から、千葉県食肉流通協議会で、印旛食肉センターとの統合が協議されているようですが、そのときには運営主体や場所等の問題で、方向性が見出せないということでありました。町長は、千葉県食肉流通協議会の副会長を務めていると同時に、当食肉センターの施設が老朽化している状況も把握できており、統合計画は急務を要する状況にあることは、誰よりも認識していると思われれます。

そのときから2年3か月が経過しておりますので、統合計画はどのようになっているのか、管理者である町長にお伺いします。

3点目として、今後の改善策はどのように考えているのかについてお伺いします。過日の議会議員全員協議会で説明がありましたが、私は、現在の状況で運営することにより、間違

いなく近いうちに食肉センターは崩壊すると思います。そして、100年の歴史を誇る食肉センターも、現在の状況に鑑み、目的を達成したものと評価された場合は、食肉センターの幕引きまでも考えなければなりません。その場合、現在の食肉センターの財政基金で更地にできるのかまでを考える必要があると思いますが、管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目の東陽病院について3点お伺いします。

1点目として、現状をどのように認識しているのかについてお伺いします。

訪問看護ステーションを設置したりする経費もさることながら、医業収入があまり上がってこないのに、人件費をはじめ先行投資をし過ぎていることが大きな原因であると思います。

参考までに申し上げますと、医業活動の成果を示す令和元年度の医業収支比率は62.7%となっています。言い換えれば、きめ細かな病院運営、良好な人事管理や院長のリーダーシップに問題があると思います。私としては、町立病院として存続させていただきたいと願っているわけではありますが、しっかりとした考え方により分析していかないと、食肉センターの二の舞になりかねないと懸念をしておりますが、管理者である町長が現状をどのように認識しているのかについてお伺いします。

2点目として、医師が突然やめてしまった原因は何かについてお伺いします。

東陽病院の一番の戦力になっていた内科の医師が10月末日をもって退職してしまいました。そして、1、2か月前は、登院拒否をしていたようにも伺っています。なぜ一番の戦力になっている医師が精神的に悩んでしまったのか。また、その間で、医師が戻り働きやすくなる環境を整えてあげることができなかったのか。管理者である町長にお伺いします。

3点目として、今後の改善策をどのように考えているのかについてお伺いします。

自治体病院を取り巻く環境は、非常に厳しいところではありますが、地域医療の拠点にならなければなりません。そのためには、東陽病院新改革プランはもとより、地域に合った東陽病院の特性を生かした運営を心がける必要が急務と思われる。そして、千葉県の協力をいただくとともに、院長をはじめとする病院関係者等により、不足する医師の一本釣りによる確保や若手看護師の確保を図る必要があると思いますが、管理者である町長にお伺いをいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、食肉センターについての現状をどのように認識しているのかでございますが、運営面においては、近年のと畜頭数の減少に伴い、事業収入が減少し東陽食肉センター特別会計の実質単年度収支は平成27年度から赤字となっている状況で、毎年度、財政調整基金を取り崩し、赤字の補填を行っている状況でございます。また、東陽食肉センターは、昭和43年5月に現在の場所に移転されて以来、52年が経過しており、現在に至るまで施設・設備の改修を幾度となく行ってまいりましたが、近年は、昨今の運営状況の悪化から、既存の設備について、最低限の設備投資を行っている状況でございます。以上のことから、東陽食肉センターにつきましては、施設の老朽化など、極めて深刻な運営状況であると認識をしております。

次に、統合計画はどのようになっているのかでございますが、食肉センターの再編・整備に向けた調査・研究を行う千葉県食肉流通協議会作業部会において、現在は候補地、再編後の運営計画について検討・協議を進めているところでございます。

新たな食肉センターの建設については、極めて難度が高いものの、千葉県を中心として、造らなければならないものと考えておりますので、今後も引き続き、千葉県畜産課をはじめ、関係機関に対し強く働きかけてまいります。

最後に、今後の改善策をどのように考えているのかについてでございますが、東陽食肉センターは、町内の食肉文化の発展に貢献し、千葉県内においては、食肉流通の面で重要な役割を担っているものと認識しております。この食肉センターの重要な役割を継続するために、せんだっての議会議員全員協議会でお示しさせていただいたとおり、指定管理者制度による民営でのセンター運営に移行していただきたいと考えております。本12月議会定例会で提案させていただきました令和3年度からの使用料の引上げと、町営から民営に移行することで、人件費の削減による運営経費の節減と併せて、今後の運営を改善していきたいと考えております。また、令和3年度においては、指定管理者制度へ移行するための準備期間として、令和4年度からの指定管理者制度の導入に対しましては、今現在、センター運営に携わる同業者組合の各法人代表者の方々と、新たな運営体制について検討をしているところでございます。

次に、東陽病院についての現状をどのように認識しているのかについてでございますが、医業収益は近年増加傾向にあります。医業費用も看護師の確保が進んだことによる職員数の増を主な要因として増加しており、医業収支の改善には至っていない状況であると認識しております。

そこで、昨年度、医業収益の増収を図るため、療養病棟の改修と病床機能の変更を行ったところでございます。これにより、本年9月末現在の診療単価は、改修前の平成30年度と比較して、入院で3,861円増の2万8,490円、外来で1,073円増の8,175円と向上しております。しかしながら、患者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、4月から9月末までの延べ患者数を平成30年度と比較しますと、入院で2,903人減の9,625人、外来で3,262人減の1万6,222人となっている状況でございます。

現在も受診を控えている傾向が続いていることから、今後さらなる収益の減が懸念されており、新型コロナウイルス感染症の拡大が終息するまで厳しい状況が続くものと考えております。

次に、医師が突然やめてしまった原因は何かについてでございますが、当該内科医師は体調を崩され、一身上の都合により10月31日をもって退職したいとの申し出がございました。コロナ禍による影響や職場環境など、様々な要因が重なったことによるものと考えております。

次に、今後の改善策をどのように考えているのかについてでございますが、東陽病院は、厚生労働省から発表された公立・公的病院の再編・統合の再検証の対象病院とされたことから、自治体病院として、地域医療構想の推進に資するよう、ダウンサイジングや機能分化等の経営改革を行ってまいりました。今後の経営改革には、医師の確保が欠かせないものであり、特に、内科医の確保は、地域医療の根幹をなすものと考えております。このたびの常勤内科医師の退職により、大変厳しい状況となっておりますが、現在、内科医確保のため、県派遣の自治医科大学卒業生の増員要望をはじめ、千葉大学への派遣要望や、民間紹介会社の活用など、あらゆる手法を駆使し、さらなる努力をしているところでございます。

同時に、病院の職場環境の改善を図り、働きやすい職場の環境を整備することで、医師をはじめ職員全員のモチベーションを引き出し、患者サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

今後も地域医療構想の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けた自治体病院としての役割を果たすため、医師確保はもとより、病院機能の向上を図り、町民の皆様から信頼され、

愛される病院を目指し、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ただいまはご答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に改めて質問をさせていただきます。

最初に、東陽食肉センターについての1点目、現状をどのように認識しているのかについて、管理者である町長にお伺いします。

議会議員全員協議会でも説明がありましたように、豚のと畜頭数は毎年減少し、平成24年度と令和元年度を比較すると、6万4,603頭も減少しています。そして、施設も老朽化し、利用者のニーズに応えられなくなり、近年は、毎年赤字が累積し、八方塞がりの状況にあるということではよろしいのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町の食肉センターは、今現在、豚については問屋さん4軒、大きいところは3軒でございますけれども、そしてまた、牛については1軒で、問屋さんが集荷いたしまして、その集荷の使用料収入で賄っている状況でございます。

行政が集荷に努める営業活動をやってございませんので、そういう状況の中で、問屋さんが減ってしまったり、1軒の問屋さんの数が減っていつてしまったり、全体の中で減っている状況にある中で、今、議員がおっしゃられた利用者のニーズに合わせられているかいないかについては、問屋さんも含めた同業組合との意見調整を常に図りながら進めておりますが、その状況の中においては、私どもとしては、皆様、問屋さん一軒一軒の皆さんにもう少し努力をしていただきたい、頑張ってください、その旨は再三再四言ってまいったところでございますが、今現在こういう状況に陥ってしまったということでは、当センターが利用者のニーズに云々ということについては、当たらないというふうには認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、視点を変えて、今後の改善策のほうで質問しようかなと思っただけですけれども、今町長から、そのような答弁があったものですから、町長に確認しておきたいと思うんですが。一般的によく食肉センターと言われていることが農家数は減少

し問屋さんも減ってきていることから、当食肉センターのと畜頭数が毎年減少しているんだということをよく言われますが、当地域の飼育数は、若干増えているという状況にあるということとは町長認識しているのか、その辺についてご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当地域での飼育数が増えているか増えていないかについては、大きく認識はしてございません。しかしながら、畜産農家自体が減少していることは事実でございます。ただ千葉県全体の飼育頭数については、減っていない状況とは認識してございますので、どういう形にしろ、特に当町で飼育されている獣畜が当センターで処理をされていない状況もでございます。

その辺については、問屋さんともいろいろとお話をさせていただいているんですけども、なかなか商取引の中で、相対の商取引でございますので、私どもが介入できるところでございませぬので、何とも申し上げるところではないんですが、誠に残念な思いであるということも事実でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございます。いずれにしても町長から今答弁あったんですけども、食肉センターは、公営でそういう活動をしていないということであるんですけども、実際問題、畜産農家は減少しているんですけども、飼育頭数については増えて、若干だけでも増えているという現状があるということ。それでいて、当食肉センターがなぜこんなにと畜頭数が減ってしまったのかというのは、ある程度利用者のニーズに答えられなくなってきているというのが、私は一つの要因なのかなというふうに思っていますので、その辺は今後の改善策の中で、私は、一つのポイントにさせていただければありがたいのかなというふうにも思っております。

そうしたら、次に、統合計画の関係について質問をさせていただきたいと思います。

今、壇上からの町長の答弁もあったわけですが、いずれにしても、統合計画についていろいろ話を聞くと、まだそんなに危機感がないのかなというふうに感じます。ですから、今後も千葉県畜産課をはじめ、関係機関と強く働きかけていただきまして、そういう集荷が集まるような食肉、そういうものを地元で確保するためには、そういうものをしっかりとした施設がなければならないと思います。

したがって、先ほど町長のほうから、候補地とか運営計画とか、いろいろ難しい問題

があるということであるんですけども、なかなか先に進んでいない。計画というものがあ
るならば、何年をめどに統合するだとか、そういう具体的なものがなければ、私は全然先
に出ないと思うんですけども、その辺はどのような認識を持っているのか、お伺いをいたし
ます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 千葉県食肉流通協議会の中で、今、進めているところでございまして、
せんだって畜産課室長が当町に来まして、先月、流通協議会作業部会を当町で行いました。
その中で今どの辺までの進捗をしているかということについて、若干ご説明させていただき
たいと思いますけれども、候補地については2か所に、そしてまた、運営方法として2つの
パターンを出させていただいて、年度内中にもう一度作業部会を行って、それを、方向性を
今年度中にどのような運営形態で、候補地につきましても、大きく幾つかございますが、
第1候補地、第2候補地、せめてそれぐらいのことはしっかりと決めていって、進めていき
たいということで方向づけがなされております。

特に、私ども町営食肉センターは、先ほど壇上でもお答えをさせていただきましたが、老朽
化が非常に激しい。さらには、来年6月からはH A C C Pの本格運営等々、いろいろ問題を
抱えている状況の中で、宮菌議員、今、危機感の問題もお話をいただきましたけれども、非
常に危機感を持って今進めているところでございます。

せんだって流通作業部会の中で、各、今、千葉県には5つの食肉センターがございます。
その5つの食肉センター一軒一軒に当たっていただきまして、いろいろと成果も、皆さんの
思いが大分表に現れてきて、それに合わせて、これをしっかり進めていけるような、ステッ
プに弾みがつけられるよう、今後ともしっかり努力をしていきたいというふうに考えており
ます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長の隣に副町長がいて、あまりこんな話はしたくないんですけど
も、食肉流通協議会の会長はたしか畜産課長が受けていると思うんですけども、ご存じの
ように、畜産課長といいますと、一般的に県の人事であると、1年ないし2年で多分替わっ
てしまうと思います。その人たちがどのような引継ぎをしているかどうかというのは分かり
ませんですけども。今のうちのほうの食肉センターの状況を踏まえれば、やっぱり副会長
である佐藤町長がリーダーシップを持って取り組まなければ、この統合計画というのは、な

かなか前に進まないというふうに私は思っています。

先ほど町長の答弁では、しっかりやっていくんだということですので、その辺は、町長の答弁を信じて、何とかしていかなければならないのかなと思っていますので、期待しているわけではありますが、早期に統合できるように頑張っていたきたいと、町長に再度その決意みたいなものがあれば、再度ご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず初めに、先ほど千葉県の人材の問題がございました。今現在の課長は、2年前まで畜産課の室長を行って、この新たなセンターの当事者でございましたので、それがまた2年延びたということですので、非常にその部分については県も考慮していただいている人事が行われているというふうに認識しております。

さらには、今年度から農林水産部長になった方が、旭市の出身でございまして、やはり畜産に大きく力を入れている地域からの農林水産部長ということで、私どもも大きな期待を寄せている中で、より積極的に、今後とも私、副会長として、これをなすために頑張っていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今言われましたように、穴澤部長については、私のほうもかなりよく知っておりまして、この前も当町のほうに来ていただけたような話も聞いておりますけれども、そういうような地元の人が出たときに、しっかりとやっていただかないと、なかなか前に進まないと思いますので、今、町長言われましたように、千葉県のほうとも連携を取っていただきまして頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次に3点目の今後の改善策をどのように考えているのかについてお伺いいたします。

まず、このような状況下でセンター使用料も他のセンターと比較して、安価であるにもかかわらず、集荷が集まらないという抜本的な問題点、これは何なのか。その辺から分析していかなければならないと思いますけれども、その辺のところは、きちんとした分析がなされていて、どのような状況になっているのかというのは把握しているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたとおり、集荷につきましては、各問屋さんの商

取引の中で行われているということの中で、私どもがこの立場から、その分析をしていることはございません。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、流れの中で、問屋さんの経営の問題ですとか、子豚の下痢の問題ですとか等々、なかなか進まない状況があるのかなということで、と畜頭数が減っていつてしまっている状況なのかなというところで、なかなか私どもがそれを精査して、それを頭数向上のために努力する施策がなかなか見つからない状況もございますので、このような状況に陥ってしまったというのも、これもまた事実でございます。

今後やはり問屋さんとも、膝を交えた協議の中で、しっかりと、少なくともこの新たな食肉センターを先ほど議員おっしゃられましたけれども、新たな食肉センターができるまでの間をしっかりと横芝光町の食肉文化を継承するためにも、この東陽食肉センターをそれができの前に潰してしまうようなことがあっては、やはり大きな問題になりかねないと思っておりますので、その部分も含めて、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございます。

そうすると、あくまで前回、議会全員協議会の中で、改善計画は令和4年度から指定管理により運営を行っていくというようなことでありますが、あくまでも統合計画ができるまでの暫定的な対応なのか、その辺についてご確認をしておきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 結果的というか、状況的にそうせざるを得ないという状況にあると思っておりますので、その辺については、同業組合、また問屋さん等々とも確認をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 計画ですと、令和4年度から指定管理ということであるんですけども、この前の説明でも、指定管理を受ける相手はまだいろいろ模索をしているということなんですけれども、指定管理を受ける相手が決まらなかったということになった場合に、どのような対応をするのかお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の食肉センターの問題につきましては、私ども選択肢は2つしか

ない。もう誰かにやっていただくか、または廃止をするか、この2者しかない状況の中で、今、同業組合、今、頑張っていたいでいる問屋さん等々含めて、ぜひ継続してやりたいというようなお話もごございます。

そうした中で指定管理でございますので、今どこがやりますよという話にはならないと思いますが、ぜひ受皿として、立派な組織ができるよう、我々も一緒に協議しながら進めているところでございますので、よろしくご理解賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、これから指定管理のほう、いろいろ詰めていくということなんですけれども、協議をした結果、またはいろいろ指定管理、いろいろ法的制度に基づいてやるわけですけれども、相手方が誰もいなかったという場合は想定しているのかどうか、その辺をご確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） してございません。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それであれば、それでまた指定管理を受ける者は、ある程度いるというようなことでよろしいんですか。

それに踏まえて、指定管理を受けたんだけれども、あまりにもリスクが大き過ぎて、指定管理をやめたいというケースも当然想定されるかと思えますけれども、そういうときの対応も踏まえてあるのかどうなのか。想定されているのかどうなのか、その辺も確認をしておきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずその協議の場でお話をさせているところでは、あまり大きな投資をしないで、なるべく現状維持の中で、継続ができるような状況をつくっていったらどうかという話をしながら、今、進めているところでございます。

現実問題、今定例会において、と畜料の値上げをお願いさせていただきました。それによって、おおむね単年度赤字については、解消できる金額になるというように、積算をしているところでございます。

なおかつ、今度民営化になったとすれば、職員も大幅に減らすことができるのではないかなというようなところもございまして、それに対する人件費の削減は大きな経営にとって

プラスになるのではないかというような思いがございますので、今後その辺のところもしっかりと検証しながら、この方向性を実現していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、具体的に人件費、要するに職員の派遣の問題等も、今、答弁なされましたけれども、私は、まず言いたいことは、ここまで、なぜこういうふうになるまでほっておいてしまったのかというのがまず大きな問題であります。ですから、それに伴って今度改善策として、今いろんな方法を見極めた中で、指定管理制度というのが出てきたと思うんですけども、これについても、一回こういうようなあやがついたものについては、しっかりときめ細かく対応していかなかったら、また失敗の上に失敗が繰り返されるというようなことが懸念されるわけでありますので、そういうふうにならないようにきめ細かく対応をしていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それでは、続きまして、東陽病院の1点目、現状をどのように認識しているのかについてお伺いをさせていただきます。

議会議員全員協議会での説明でもありましたように、近年の病院会計は赤字決算であります。そして、町からの繰入金も、平成30年度は5億3,000万円、令和元年度は6億円。今年度も、今回の増額補正を含めて、4億9,000万円という莫大な繰入れを行っています。

医業収入の増収を図るため、療養病床の改修を行ったり、患者数が新型コロナウイルス感染症により減少したこともあります。院長含めた組織体制や、病院経営を抜本的に見直す時期に来ているように思われますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その抜本的な方向といっても、この町立病院、地域の医療の要だという認識の中で、基本的に大きくかじを切るとするのは難しい状況にあるものの逐次、病棟の改修、または看護師不足、医師不足を解消するための仕事のしやすい環境づくり等々、努力をしてまいって、本当にもうある程度いい方向に行きそうかなと、正直思っておりました。

病院の問題につきましては、私ども本当にもう手を抜くことなく、しっかりと監視をしながら院長と進めてまいりました。そういう状況の中で、今回の新型コロナウイルス感染症の問題は、当病院のみならず、日本中の全国の病院に大きな痛手を被っているというのは、毎日のマスコミ報道等で、ご承知をいただけていると思っておりますが、当病院におきましても、看護師を含む医療従事者が3名の新型コロナウイルス感染症に、3月に感染してしまった。そうい

う状況から本当に病院内の中でも、いろいろと右往左往、問題も大きくございました。

その一端も、先ほど申し上げました壇上でお答えをさせていただきました医師の急な退職等にもつながっている状況の一部でもあるのではないかなと思っておりますが、今後、まず、新型コロナウイルスがすっかりもう世界中ではワクチンの製造も進んでいるということがございますので、終息した暁には、しっかりとした病院経営を立ち直してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私は今、町長にそんな難しいことを聞いたわけじゃないんですけども、院長含めた組織体制や病院経営を抜本的に見直す時期に来ているように思われますが、町長はどのようにお考えになっていきますかということを端的に聞きたかったんですけども、その辺はどう思っていますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の段階で抜本的な改革をどのようにしていくかについては、今後しっかり現場とも協議を行いながら、どういう方法があるのかについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いい答弁をいただけなかったものですから、後でやることにしまして、次は、2点目の医師が突然やめてしまった原因は何かについてお尋ねします。

先ほど壇上の答弁の中では、体調を崩し一身上の都合により退職したということですが、再確認をしたく、やめた原因を再度町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 体調を崩されて、私どもの総務課のほうにも診断書等を持ってきていただきました。その中には、その原因、体調を崩した原因の中には、先ほども申し上げさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、医療従事者にとってどれだけ大きな心の、そして体の影響を与えているのかについて、我々もしっかり受け止めなければならぬ状況にあったのではないのかな。その辺の配慮はいささか足らなかった部分もあるのかなと思いつつながら、反省している部分もございますが、そういう状況の中で、ご本人、私も、個人的に再三面会もいたしましたし、私も慰留をいたしましたし、しかしながら、本

人の意志が固いということもございまして、そういう結果になってしまったことを大変に残念に思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私は、一言で言うと、内科のエース的存在であったF医師の退職は、院長をはじめとする組織が追い込んだものだと思いますが、その辺について町長はどのように思っているのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺の深部の部分については、私ども、あまりよく理解をしていないのですが、本人ともよく話し合っ、やはり医療をつかさどる人、専門家としての立場の意見の相違だとか、いろいろとあったように聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、なぜこのようなことを言うのかと言いますと、F医師は、11月1日から別の病院で勤務しております。このようなことは承知しているのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 存じております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私が言いたかったことは、町長も常日頃から言っております医師不足の中、一生懸命頑張ってくれた医師がやめたくなるような環境を早急に改善しなければ、今後、なおさら医師確保は難しくなり、さらに厳しい病院運営をしなければならない状況になるということと、これから、自治医科大学卒業の医師確保は、今回の問題で、難しくなるのではないかと懸念しておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員おっしゃるとおりでございまして、非常に厳しい状況にあるのも事実でございます。そうした中で、健康福祉部、医療整備課等とも再三にわたり、また新たな部分についてもお願いしてまいりました。結果についてはまだ分からないのですが、取りあえず今いる自治医大の内科の先生も、1人は間違いなく残っていただけるという状況でございまして、今後、近い、今月内に、多分新たな人事が発表、県のほうの発表が出され

るといような状況でございますので、しっかり今注視をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 次に、3点目の今後の改善策をどのように考えているのかについて伺います。

先ほど壇上の答弁でもありましたように、職場環境の改善を図り、医師をはじめ、職員のモチベーションを引き出し、患者サービスの向上を図らなければならないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 全くおっしゃるとおりでございます。医療従事者として、やはり住民、町民のために頑張っていただくような医療体制、そしてまた、組織体制も構築できるよう、努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） そうしますと、まずこのような失敗をした院長の考え方をただすとともに、町長が10年ぐらい前に採用し、診療ができなく、患者対応もままならないH医師を切り捨てるなど、大なたを振らなければ組織改革はできないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 常勤医師の在り方につきましては、院長と重々相談しながら進めてまいりたいと思いますし、簡単に結論を出せる問題でもないと思いますので、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長も分かっていると思いますけれども、町長が単独で採用した医師については、状況的に非常に悪く、要するに組織を乱す大きな、私は、要因だと思っていますので、そういうところからメスを入れていかなかったら、組織の改革というのはならないということ言いたかったわけです。それで、私の持論ですけれども、町内に入院のある施設は東陽病院しかありません。東陽病院を町立病院で存続させ、患者さんから、また町民から、「おらが病院」と言われるような環境を築き上げていくという信念があれば、おのずと

道は切り開けると思いますが、町長のお考えをお伺いたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず今のご質問の前に、単独で医師を私が、というお話があったように聞きおよんですけれども、そういう事実はございませんので、そこをちょっとよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

おっしゃるとおりでございます。本当に東陽病院が、住民に愛される信頼される病院となるために、非常に高いハードルではございますけれども、日々努力を重ねて重ねて、しっかりとした病院運営、そして医療体制を構築していくよう頑張っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長は、医師の今、採用の問題を言っていましたけれども、大きな私は買物をしたのかなと思っています、任命権者の町長が。もう約10年というと、組織を駄目にして、そういう医師に、総額で1億5,000万ぐらいの投資をしたのかなと、残念でなりません。

いずれにしても、東陽病院に合った具体的な施策を考えていく、東陽病院を存続させるための。それは、私は、町長の手腕にかかっていると思っておりますけれども、その東陽病院に対する思い入れ、そういうものを町長に再度確認をしておきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 自治体病院を預かる首長として、本当に病院の経営自体、私ども政治生命にけるぐらいの値する仕事だというふうに認識をしております。今後ともしっかりと頑張りたいと思っておりますので、皆様方におかれましてもさらなるご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、町長の手腕に大いに期待したいと思います。

少し早いですけれども、今年も残すところ20日余りとなりました。町長はじめ職員の皆さんが、輝かしい新年を迎えることをご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午後 0時03分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

[2番議員 森川貴恵君登壇]

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をいたします。

師走に入り穏やかな日が続いていますが、目に見えぬ新型コロナウイルス感染症との闘いは依然として続いています。

そのような中ではありますが、このように感染対策を取りながら、質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

質問は、大綱4点、コロナ禍の町内小中学校の現状について、シルバー人材センターについて、横芝光号成田便の運行について、農作物の鳥獣被害についてです。

初めに、町内小中学校の現状についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言を受け、全国的に3月上旬から3か月近く学校は一斉休校となりました。その間、多くの児童生徒は不安を抱え、宿題やオンライン学習など様々な工夫をされた学校関係者や保護者の皆様は、いろいろとご苦労もあったかと思えます。夏休み、その他の学校行事も短縮されたり簡素化されたりと、例年とは大きく違ったことと思えます。授業再開と言っても、様々な感染対策を取りながらですので、なかなか思うようにいかないことも多いかと心配ですが、授業や行事の遅れはどのくらい取り戻すことができたのでしょうか、お聞きします。

新学期といえば、なかなか生活のリズムがつかめず、体調を崩す児童生徒も見られます。ましてや、長期休暇中に始まり思うようなスタートが切れなかった今年度、登校ができなくなったり、宿題やオンライン学習で対面授業ができず、学習の理解が進まない児童生徒は見られませんでしょうか。また、見られたとしたら、その対応はどのようになさっているの

すか。

特に、ほとんどの中学3年生は高校受験を控えていると思います。千葉県内の高校だけではなく、近県や都内受験の生徒もいるかもしれません。自治体での学習対応の差が受験生に影響を及ぼすことになってはいけないと考えますが、そのようなことについての対策はありますか。

そして、もうすぐ迎える冬休みですが、時間の短縮や、逆に延長などは考えられますか。3学期に予定されている行事はどのように取り組んでいかれるのでしょうか、お尋ねします。

また、例年とは異なる形での新学期を迎えた中、小学校では統合という児童にとっては、例年以上に緊張が強いられることとなりました。そこで、小学校の統合後の様子についてお尋ねします。授業や行事、日常の学校生活に不都合な点は見られませんか。

特に、生活のリズムを整えるのに時間がかかり登校が遠のいてしまったり、いまだに不安な学校生活を送っている児童はいないでしょうか。また、そのような児童がいた場合の対策をお尋ねします。

次に、公益社団法人横芝光町シルバー人材センターについて質問します。

横芝光町の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は、2015年で33.9%、2020年では37.3%で、既に3割を超えており、全国平均よりも7.2ポイント高く、今後も増加が見込まれます。高齢者が働くことを通して生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するという使命を持つシルバー人材センターは、高齢化率の高い当町にとって、ますます大切な役割を担っていくことになると思います。できるだけ多くの高齢者の会員登録で楽しくお仕事をさせていただけたらよいと考えますが、実際の会員登録者数はどのように推移しているのでしょうか。過去5年の増減について、お尋ねします。

仕事の内容や依頼件数、1人当たりの請負件数はどのくらいになりますか。また、本年度、役員の理事や監査について、メンバーの入替えがありました。過去には幾つか問題点があったと聞きましたが、どのような問題点があったのですか。その問題点はどのように改善されたのですか。または、改善されようとしているのですか。改善までの経過についてご説明願います。

会報には、新会長より、「現在いろいろな問題が山積している」との内容が書かれていましたが、具体的にどのような難しい問題を抱えているのですか。高齢化率が高まっていく当町にとって、シルバー人材センターの役割は重要です。今後も、公益社団法人として適正に業務運営がなされなければなりません。シルバー人材センターが公益法人として適正に業務

を運営していく上で重要なことは何だとお考えですか、町長にお尋ねします。

次に、横芝光号成田便の運行についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、成田便も打撃を受けたことと思います。その後、認知度の向上やG o T oキャンペーンなどもあり、少しずつ利用者の回復が見られているとよいのですが、見られていると今朝の朝日新聞では報道されておりましたが、時間帯や曜日による乗客数の変動はどのようになっていますか。

これから冬休みや年末年始で外出が増えることも予想されますが、今までの状況を踏まえて、ダイヤの見直しや臨時便についての予定はあるのでしょうか、お尋ねします。

最後に、農作物の鳥獣被害について、お聞きします。

農林水産省がまとめた鳥獣被害の現状と対策によりますと、平成30年度の野生鳥獣による作物被害額は158億円、そのうち約7割が鹿、イノシシ、猿となっているそうです。

当町でもこのところ、イノシシや猿が出没するというのを聞きました。実際に、当町での農作物に対する鳥獣被害の額はどのくらいになっているのでしょうか。前回の予算委員会にて、イノシシ捕獲用のわなを購入していると知りました。わなの効果はどうか。購入額に見合った効果は上がっているのでしょうか。イノシシは、身体的能力、知能も高いと聞きます。わなによる捕獲だけに頼るのは限界があるのではないのでしょうか。全ての生物がそれぞれの役割を持って影響し合って生きており、害獣ではなく、生物多様性の一員という見方からも、わなによる捕獲以外に考えられる手だてや取り組みがあれば教えてください。

以上4点、壇上からの最初の質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川貴恵議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、大綱2点目シルバー人材センターについての公益社団法人として適正に業務運営していく上で重要なことは何かのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

シルバー人材センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて公益性を認定された法人であり、同法に規定する公益認定の基準を遵守すること、また、

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき指定を受けた団体でもあり、同法の目的としている高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することでございます。

組織的な運営と透明性、そして公平性が確保され、全ての会員へ希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保するとともに、高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりに貢献していくことが重要であると考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 森川貴恵議員の町内小中学校の現状についてのうち、新型コロナウイルス感染症拡大による長期休暇後の様子についてのご質問にお答えいたします。

初めに、授業や行事の遅れは取り戻すことができたのかであります。当町の小中学校では、4月、5月の臨時休業による教育課程の遅れを取り戻すべく、夏休みを本来の42日間から19日間に短縮し、23日間の授業日数を確保しました。現在は、文部科学省からの学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び千葉県教育委員会からの学校における感染対策ガイドラインに基づいて感染拡大防止を図り、7時間授業や補充授業、学習内容の重点化など、教育課程の再編成を実施してまいりました。児童生徒への確かな学力の定着を目指し、授業時間を確保しているところであり、現段階の見通しとして、全ての小中学校において、年度内に当該学年の学習内容を終えることができる予定であります。

行事につきましては、ご存じのとおり小学校では規模を縮小した形で運動会を実施しましたが、この機会に縮小や削減を検討しながら、行事の精選を行っております。

次に、長期休業による不登校や、理解が進まない児童生徒は見られないか、またその対応はありますが、令和2年10月末現在の長期欠席児童生徒27名のうち、新型コロナウイルス感染症拡大前の昨年度から、引き続き欠席が多かった児童生徒が大半を占め、今年度新規に長期欠席児童生徒として確認された者5名のうち、長期休業を理由としている者は、見られませんでした。しかしながら、長期休業による登校への不安は、どの児童生徒にも少なからずあるものと考え、児童生徒全員との教育相談の実施、感染症対策について学校だより等での周知を図り、安心して学校生活を送れるよう努めております。

また、学習の理解が進まない児童生徒につきましても、各学校での補習の実施や、家庭学

習を工夫したりするなどして、学習を補っております。

次に、中三は受験を控えているが、自治体での対応の差が受験生に影響を及ぼさないための対策はありますが、今年度の千葉県の公立高等学校の受験は、昨年までの前後期制の2回受験から、1回のみを受験制度に変わる初年度でございます。なおかつ、例年当たり前のように行っていた体験入学や学校説明会も、実施が見送られた高等学校もあり、進路選択が例年以上に難しくなっていると考えられます。それだけに、両中学校では生徒の三者面談や希望調査を丁寧に行い、慎重に進路指導を進めております。

町教育委員会といたしましては、例年行っている中学生夏休み勉強会を中止にすることなく、中学三年生のみ絞って募集し、多くの生徒が参加していただきました。アンケート結果では、全ての参加者から「参加してよかった」という回答をいただき、中学三年生の学力向上への一助になったものと思われまます。

次に、冬休みの扱いや今後の行事予定はありますが、夏休みを短縮するなどして、授業時間を確保でき、今年度中に授業内容が終わる見通しも立っております。そのため、冬休みにつきましては、期間短縮を行わずに予定どおり12月23日に2学期の終業式を行い、1月7日に3学期の始業式を行います。児童生徒につきましては、年末年始のひとつきを家庭で過ごす時間を確保し、教職員に対しても12月25日から学校閉庁日を設け、休養を積極的に取るように勧めております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 森川貴恵議員の町内小中学校の現状についてのうち、小学校の統合後の様子についてのご質問にお答えいたします。

初めに、授業や行事、日常の学校生活に不都合は見られないかではありますが、横芝小と大総小、東陽小と南条小の統合に向け、昨年度から準備を重ねてまいりました。具体的には、小規模校の大総小、南条小が統合校の児童や校舎に慣れるために、合同の行事や授業を幾度となく重ねたり、保護者向けの説明会を開催したりして、今年4月の統合に向け不安を取り除き、楽しく学校生活を送れるよう対応してまいりました。また、児童のクラス分けにつきましても、大総小、南条小の児童が不安にならぬよう配慮いたしました。

臨時休業により統合後全校一斉でのスタートは切れませんでした。6月から実施した新

型コロナウイルス感染症拡大防止のための分散登校や短縮日課により、段階的に学校生活が始まったため、大総小、南条小の児童にとっては、徐々にそれぞれの小学校に慣れることができ、結果的にスムーズに新しい学校生活を送れることができたと思われまゝ。また、登下校につきましても、遠方からの通学に支障がないようスクールバスを運行して対応しております。

統合してから9か月になろうとしていますが、横芝小、光小ともに統合によって児童が不利益を被ることのないよう今後も引き続き丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。

次に、統合による不登校や不安な生活を送っている児童は見られないか、また、その対策はありますが、昨年度から合同授業や合同行事等を行い、統合後の不安の軽減に努めており、10月末現在、昨年度、大総小、南条小に在籍していて、長期欠席で不登校を理由としている児童はおりません。

今後も引き続き、定期的に教育相談期間を設けたり、両校には心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置して、相談体制を強化するなどの対応を取ってまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 森川貴恵議員、大綱2点目、シルバー人材センターについてのうち、過去5年の会員登録者数、活動状況の変化はと、過去の問題点についてと、現在どのような難しい問題を抱えているかについてお答えいたします。

初めに、過去5年の会員登録者数、活動状況の変化はですが、過去5年の会員登録者数につきましては、平成27年度156人、平成28年度159人、平成29年度161人、平成30年度159人、令和元年度124人で、各年度3月末日時点の登録者数であります。

次に、活動状況の変化につきまして、受注件数で、平成27年度1,431件、平成28年度1,434件、平成29年度1,188件、平成30年度1,119件、令和元年度993件で、各年度3月末時点での件数であります。また会員1人当たりの受注件数につきましては、平成27年度およそ9.2件、平成28年度9.0件、平成29年度7.4件、平成30年度7件、令和元年度8件でございます。活動内容を含め、業務自体の変化はないと考えております。

次に、過去の問題点について、どのような問題点があったのかですが、シルバー人材センター事務局の町民等への対応や会員への公平な就業機会の提供に問題があるとの苦情が複数、町に寄せられました。また、平成30年11月21日に千葉県公益認定等調査会の立入検査があり、

幾つかの指摘事項があったと伺っております。

次に、どのように改善されたのか、またはされようとしているのかと改善までにどのような経緯をたどったのかについてですが、町への苦情につきましては、その都度、シルバー人材センターへ伝え、さらには改善要請をしてきたところであります。

シルバー人材センターにおいては、会員の希望する就業機会の確保と組織的な運営などの改善に向けた検討がなされ、本年6月以降、臨時総会、臨時理事会、定期理事会を経て、本年9月に開催された定期総会で会長以下役員が改選されました。

最後に、現在どのような難しい問題を抱えているのかですが、シルバー人材センターは、高齢者の生きがいと活力ある地域社会づくりが目的として掲げられており、そのためには信頼されることが重要であります。シルバー人材センターでは、これまで築き上げてきた信頼を取り戻し健全な運営が徹底できるよう新役員の下、透明性、公平性のある運営を心がけ、会員一人ひとりが意識改革に取り組み、活動に当たっていると伺っております。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 森川貴恵議員の横芝光号成田便の運行についてのご質問にお答えをいたします。

横芝光号成田便は、成田空港の更なる機能強化に関する合意を踏まえた地域振興策の一環として、令和元年12月1日より、役場を起点に、横芝駅、ふれあい坂田池公園、横芝工業団地などを経由し、成田空港第2旅客ターミナル、京成成田駅東口、イオンモール成田などを結ぶ路線で、1日往復10便運行しております。

運行当初の令和元年12月の利用者は1,430人で、1日1便当たり2.3人、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が出された令和2年4月の利用者は891人で、1日1便当たり1.5人、直近の令和2年11月の利用者は1,685人で、1日1便当たり2.8人となっております。

時間帯や曜日による乗客数の変動につきましては、平日では、役場発午前6時40分の役場バス停と、京成成田駅東口発午後4時30分の横芝工業団地バス停が、土曜日、日曜日では役場発午前8時50分の横芝駅バス停と、京成成田駅東口発午後4時30分のイオンモール成田バス停が主に利用者が多い状況となっております。

ダイヤの見直しや臨時便についての予定ですが、ダイヤの見直しに関しては、今年度実施している公共交通利用状況調査の結果を踏まえ、地域公共交通会議でのご意見をいただきな

がら、来年度に予定している地域公共交通計画の策定に合わせ、横芝光号成田便のダイヤ改正も含め、町の公共交通全体を見直したいと考えております。また、臨時便につきましては、一時的な利用需要を把握することが困難でありますので、現在のところ運行することは考えておりません。

今後も、横芝光号成田便の認知度をさらに上げていくとともに、梅まつりなどのイベント開催時には集客の一助となるよう広報活動などを積極的に行いたいと考えております。

[企画空港課長 平山貴之君降壇]

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

[産業課長 及川雅一君登壇]

○産業課長（及川雅一君） 森川貴恵議員からご質問がありました大綱4点目農作物の鳥獣被害についてにお答えいたします。

初めに、農作物に対する鳥獣被害額はどのくらいあるのかでございますが、千葉県内では野生鳥獣による農作物被害が拡大しており、カラスなどの鳥類や、ハクビシンやアライグマ、イノシシなどの獣類により、稲や野菜などの農作物が被害を受け、千葉県における昨年度の被害金額は4億550万円でありました。町内でもカラスなど鳥類やハクビシンなどの獣類による同様の被害を受けており、昨年度の被害金額は127万5,000円となっています。農作物を鳥獣被害から守るため、効率的な有害鳥獣の駆除対策を実施しなければならないと認識しているところであります。

次に、イノシシ罠の効果はにつきましては、昨今、町内でも複数箇所ですと田のあぜを掘り返すといったイノシシによる被害や目撃情報が寄せられています。獣類の捕獲は、昨年度から通年実施できるよう強化するとともに、農地や農作物被害を防止するため、猟友会と連携して箱わなを設置し、昨年度は3頭のイノシシを捕獲しました。今年度も被害や目撃情報があり、現在、複数箇所ですと箱わなを設置、2頭のイノシシを捕獲いたしました。

最後に、罠による捕獲以外に考えられる手立て、取り組みはでございますが、有害鳥獣を捕獲するには、町が作成した有害鳥獣捕獲計画書とともに、計画に基づいた鳥獣の捕獲に係る申請を県に行う必要があります。獣類による農作物の被害を防止するため、箱わな・くくりわなによる捕獲を実施してきたところですが、最近、イノシシが農地だけではなく、人家付近に出没するという目撃情報があり、農作物被害と併せて住民に被害が及びかねない状況です。住民の安心安全な生活を守るため、環境防災課と連携し、イノシシの捕獲に限り町内全域ですと箱わな・くくりわな・銃による捕獲ができるよう新たに許可を受け、現在、対応して

いるところであります。なお、銃による捕獲は、住居が集合している住宅地など法律により銃の使用が禁止されている地域や銃器を使用し鳥獣の捕獲等を禁止する区域である特定猟具使用禁止区域での使用は難しい状況であり、警察及び県と協議をしながら対応していくこととなります。

野生鳥獣の被害防止対策は、関係者が共通認識を持ち地域ぐるみで取り組むことが大切です。今後も、農作物被害や住民へのイノシシによる危険及び被害を防止するため、山武警察署、猟友会、町が連携を図り、有害鳥獣の駆除に努めてまいります。

[産業課長 及川雅一君降壇]

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 最初に、2番目のシルバー人材センターについての項目のところから再質問させていただきます。

横芝光町の高齢者の人数は増えていると考えられます。しかしながら、今、お話を聞いたところだと、本年度は124人の登録ということで、会員登録者数は減っています。この減った原因というのは何が考えられますか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 会員数がまず減っている原因は、ということでございます。令和元年度末時点では124名、平成30年度末では159名ということで、35名が減少しているという状況でございます。この減少している理由につきましては、大変申し訳ありませんが、町で把握しているところではございません。

なお、シルバー人材センターでは、パンフレット等を作成しまして、会員募集を行いました。その結果、令和元年度末から比較しまして、11月末時点では9人増え133名となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ホームページを確認いたしたところ、「会員の技能・技術を高めるための各種の講習を実施しています。」とありますので、仕事もいろいろ幅が増えるのではないかと考えます。どのような講習会をどの程度行い、参加人数はどの程度だったのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 大変申し訳ございません。この件につきましては、シルバー人材

センターの中でのことであると考えます。町のほうでは把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

先ほど本年度は、メンバーなども役員等も入れ替えて、新体制になったと聞きます。新体制になっても、請求書等の様式が改善されていないという、シルバー人材センターをお使いになった方からのお話を聞きました。まだ改善のほうは時間がかかるのでしょうか、お尋ねします。メンバーが替わっても。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） ただいまの件につきましては、町のほうへそういった苦情等は届いていないところでございます。4月以降、体制が整備されつつあるときから、これまで新たな運営に対する苦情、それらを含めて、これまで町のほうには寄せられておりません。

先ほど申し上げましたように、会員数が今133名いる、11月末時点で133名いるというふうには伺っておりますが、高齢者の団体でありまして、会員の高齢化も進んでいるというように伺っております。シルバー人材センターでは、一步一步、日々、透明性のある運営と会員の意識改革に取り組んでいるというように伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 今、新役員の体制になったということで、新役員の方のお名前を拝見いたしました。役員は会員の中から選出されなくてもよいのでしょうか。役員さんには一定の報酬がございますが、役員の中に役場職員のお名前があります。公務員が兼業ということになります。何か問題は起こりませんか、質問いたします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） まず会員でない方が役員になっている、ということでございますが、これも人材センターの中での問題であるというふうに捉えますが、総会を経て、承認を受けているというふうに認識しております。また、役場職員が理事に就いているということにつきましては、シルバー人材センターからの要請があったものというように認識しております。職員が理事職に就きましたことには、町で必要な手続きを踏んだ上でのことであるというように認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 役員に就きますと、一定の報酬がございます。それで、本年度のシルバー人材センターの臨時総会の議案書を見ましたら、定款が変えられているという、そういう提案がされていまして。そこまでして役場の職員を送らなければならなかった理由は、何かございますか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） どういう理由でということまでは、把握しておりませんが、恐らく透明性・公平性を確保するために、やはりそういった人物が必要であったというように認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 地方公務員法第38条によりますと、地方公務員の兼業については、許可制が採用されております。地方公務員は許可なく次の行為を行うことができないとなっております。まず1番、営利団体の役員を兼ねること。2番、自ら営利企業を営むこと。3、報酬を得て事業または事務に従事することで、先ほどの定款に、役場の職員とかならば、給与は与えないというような内容が書いてありましたので、ここはクリアされていると思いますが、このことに関して、許可制ですので、町長は、役場の職員が理事をなさるということを当然許可なさったのですよね。町長にお答えをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） ただいまのご質問でございますが、令和2年6月1日付で、営利企業等従事許可願が出されまして、地方公務員法第38条の規定により任命権者の許可を与えております。公益団体の理事としての活動であり、年4回の理事会への出席は、当該職員の職務執行に支障を及ぼすおそれはないと判断できるため、願いのとおり許可をしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ということは、町長はご存じだったということで、さらに質問いたします。

令和2年3月3日の民生文教常任委員会予算調査にて、私は、シルバー人材センターの運営や人事について質問いたしました。

そのときの課長の答弁は、シルバー人材センターは一つの独立した団体であり、人事につ

いては町の権限は及ばないというものでした。確認しますが、そういうことを覚えていらっ
しゃいますよね、課長さん。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 町の権限ではないということではありますが、この理事職につきま
してはシルバー人材センターからの要請があったというように認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） その場で、何度かお聞きしたんですが、監査等の役員の人事について
は、町の権限は及ばないので、これ以上は立場上答えられないということでした。後に、そ
の部分の答弁書は会議録より削除されました。なぜ削除しなければならなかったのですか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 大変申し訳ございません。その件につきましては、私は承知して
おりませんので、後ほど確認したいと思います。申し訳ございません。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 後ほどお答えを楽しみに待っております。

さらに、定款の中に、年度終わり3か月以内に総会を持つことが決められています。令和
2年度の総会は9月に行われました。なぜこんなに遅れてしまったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） この件につきましても、シルバー人材センター内での問題という
ふうには認識しておりますが、聞いたところによりますと、監事2名が不在であったといった
ことと、新型コロナウイルス感染症の影響により、登記に時間がかかったこと、また、人が
集まることが制限されたことなどと言っておられました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） さらに、昨年度の補助金は、年度終わりの最終日3月30日に支払われ
ております。本来は、議会の承認を受け速やかに支払われ、その年度の運営に使われるもの
だと思います。なぜこのようなことが起きたのか。また、日々の会計処理上問題はなかったの
か。ここまで、9月の総会で、この予算のことを発表するというか。そこまで遅れた理由も
そこにあったのでしょうか。まず、会計処理上何か問題はなかったのか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 会計処理上につきましては、元年度決算につきまして、総会でも承認されておりまして、千葉県シルバー人材センター連合会においても、報告がなされ受理されているというように伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 予算立てられて、入ってくるものが入ってこないとやはり不足分が生じて、そこでどなたかが立て替えたりとか、そういうことはなかったのかと心配いたしました。そして、令和元年の9月議会にて、私は町長に、「昨年度に続き、シルバー人材センターの運営補助金の支払いがなされていないが理由は」と質問いたしました。答えは、「昨年度は2月28日に補助金を支払ったため、国からの同額補助金を受けることができなかったが、一概に町だけの責任とは思っていない。予算の執行と、補助金交付事務の執行については、町長の権限である。一部の人が長年にわたり運営に当たっていることで、問題が顕著化している。今年度についても、結果的にその人の退職と引き換えに支払うことになることもあろうかと思う。」そういうふうにお答えなさいました。

一部の人が長年にわたり運営に当たっていることで、問題が顕著化しているとお考えになったようですが、確かに同じ人が長年にわたり同じ職や立場で権力を持つと、忖度が激しくなったり、自由な議論ができなくなったり、要職が実質上任命した人だけになってしまう。また、油断や緩みを生じやすい。周りは権力に気を使う茶坊主ばかりになり苦言を呈する人がいなくなる。そして、間違った方向にいても、誰も止められないという事態になりやすいと思います。

しかし、権力の私物化や濫用は許せないことです。同じような状況がシルバー人材センターだけではなく、今、そういう状況に見られないでしょうか。長年権力の保持による緩みで、周りの忖度等を感じたことはございませんか。町長にお尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すみません。今、問題の主語の部分がよく分からなかったんですけども、もう一度質問してもらってよろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 長くなります。ちょっと長くなって申し訳ございませんでした。

確かに、同じ人が長年にわたり、同じ職場や立場で権力を持つと、そこに忖度が激しくなる、そういうふうに、それは事実でございます。前安倍総理の森友学園の国有地売却問題や

加計学園の獣医学部新設問題を見てもそれは分かります。忖度という言葉がそこで出てきたのですが、町長も長年同じ立場にいらっしゃいますが、そこで、緩みや忖度を感じたことはございませんか、という質問でした。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私の場合、横芝光町議会という立派な皆さんから目を配っていただいている組織がございます。そのおかげで、私どもとしては、そのような状況にあるという認識は持っておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） そこで忖度を感じないというのがどうかと思いますが、確かに町長には大きな権限があります。しかし同時に、大きな責任もあるということを忘れないで、残りの任期を、住民の期待に応える結果を出していただきたいと思います。

前安倍総理が「政治においては、最も重要なことは結果を出すことです。大切な政治判断を誤ること、結果を出せないことがあってはならない」とおっしゃって、総理大臣の地位にあり続けるべきではないと判断されて辞職されました。横芝光町長にはぜひ住民が納得できる結果を出すことを期待したいと思います。

ただ、シルバー人材センターがこのような、本当は高齢者の生きがいを探し、地域の活性化を使命としておって、高齢者が楽しく仕事をする場なのに、このように混乱を招いている原因の一つが、ご自身の感情を上手にコントロールできなかったことや、慢心にも少しはあるのではないかなと考えていただきたいのですが、最後に町長に質問いたします。

先月の12日の定例記者会見で、森田知事は、今の県知事さんは、「情熱はそんなに長くもたない。私は、12年が限界」と話し4選不出馬を明らかにいたしました。町長の情熱の限界は何年ですか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずシルバー人材センターの件につきましては、先ほど今の福祉課長のほうから答弁ございましたけれども、以前、本当にもう毎月のようにあった苦情が、今ほとんどない状況にあるということは、ある一つの結果が出たものであるというふうに認識しております。

私に対して緊張感については、70歳の森田知事とまだ63歳の若輩の私が、どれだけの緊張感を持てるかについては、まだ、今のところ、しっかりとした対応ができるという認識を持

っておりますので、これからも、当然のことながら今の任期をまずしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） シルバー人材センターの苦情の件ですが、多分、役場のほうには行っていないということで、私の耳とか結構入っています。領収書が前年度よりいいかげんだとか、そういう感じに入っていますので、もう一度ご確認をお願いしたいと思います。

シルバー人材センターのことで最後にもう一つ。ホームページを確認いたしました。平成30年度のものしか記入がなくて、新しい役員名にもなっておりません。ぜひ早く、工事中かもしれませんが、早く新しいものに更新していただけるようお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） ぜひシルバー人材センターのほうへ伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、横芝光号成田便の運行についてお願いです。今日の新聞に、朝日新聞の朝刊でも、「鬼滅の刃」効果で瀕死の状態だったバスが復活したみたいな内容の記事が出ておりました。私も、8時55分発に乗ったら乗れませんでした。そういう状況でした。これから日曜日、年末年始等、混雑が予想されるので、先ほど臨時便の予定はないということでしたが、大型バスに替えるとか、せめてそのような運行は望めないでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今のご質問の件ですけれども、今のバス、立ち乗りも含めると59人、ご存じのとおり59人で、容量的にはかなりありますし、またやはりなかなか臨時の突発的な利用の増加というのを見込めないものですから、なかなか難しい面があるかなと思っています。年末年始などで、そういう状況が起こるようでしたら、それは経験として次の年に対応を千葉交通のほうと考えたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） バス停に立っておりましたら、高校生が「横芝光は成田へのバスがあ

っていいなあ」というふうに話しておりました。近隣の町からうらやましがられています。これは、住みやすさにもつながると思います。積み残しがないう、ぜひ臨時便を検討していただきたいと思います。

次に、鳥獣被害についてお尋ねします。

先ほどわなで捕まえるとか、銃で撃つとか、そういう話が多かったのですが、まず専門家の意見として、「捕獲を中心とした対策で農林業被害の軽減が期待できるのは、広大な人工林地帯や多雪地帯などに限定されると考えられる。イノシシによる農作物被害については、侵入防止柵の設置などを中心とした対策で解消される。人間領域を徹底的に防御し、放棄された竹林や耕作放棄地などを整備し、イノシシが出てこない里地づくりが必要」と、ある大学教授がそういうふうにおっしゃっておりました。そういう里地づくりとか、耕作放棄地を整備とか、そういう人間領域と動物のいる領域を徹底的に分けるみたいな考えでやっていただけないでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 確かに耕作放棄地ですとか山林の環境整備とか、イノシシ等が住みづらい環境をつくるというのは、大事だと思っております。ただ、町内で山林がかなり多いですし、耕作放棄地も、離農によるもの等もございますので、今すぐ一気に対策をするというのは難しいというふうに考えております。できるだけ耕作放棄地等をなくせるような対策は、研究していく必要があると思っておりますので、今後、そのような対策について、もっと研究しながら対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） もっと言うと、トタン板で塞いだり、ワイヤーメッシュ柵でイノシシを入らせない電気柵を作ったり、人の髪の毛をまとめてつるしたりとかするのも効果的なようです。そういう案を提示していただけると、わなで、見た目にもわなでとか、想像するだけでもつらいので、そういうことをもっと実践していただけるように、活動というか、宣伝、広報活動をお願いしたいと思います。ぜひ視野に入れていただけないでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（及川雅一君） 貴重なご意見として伺って、今後、猟友会等といろいろ研究していきながら、優良な策を練っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

最後に、学校関係のことですが、不登校も前年と変わらないということで、非常に安心いたしました。教育長はじめ先生方のご苦労だと思います。今後とも子供たち、横芝光町の宝物ですので、ぜひ見守ってやってあげたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時5分とします。

（午後 1時55分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時04分）

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔4番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○4番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

去る9月16日、安倍内閣が総辞職をし第2次安倍政権の発足以降、首相の連続在職日数は歴代最長の2,822日、約7年8か月にわたる長期政権が幕を閉じました。そして、同日午後の臨時国会で菅義偉総裁が第99代首相に選出され、新内閣が発足いたしました。安倍政権で残された課題は山積み、併せて疑惑の残る諸問題も山積み。最近では、桜を見る会の会費補填疑惑が取り沙汰されております。

本来ならば、新型コロナウイルスへの対応をはじめ、内政、外交等々、早急にやらなければならないことがあるのですが、1点確実に言えることは、そもそもこのような不信任をおおるようなことをしなければ、当然やるべきことに注力ができます。菅首相は、既に日本学術会議法違反の疑いが報道されておりますが、説明責任を果たすことも含め、国民の納得のいくクリーンな政治を行っていただきたいと願うものであります。

次に、11月に入り、新型コロナウイルス感染者数が急激に増え、それに比例するように、重症患者が増えております。経済界と医師会の批判の板挟みがあり、また、GoTo事業絡みで、社会経済活動を加速させた今、政治的に判断したくないという姿勢がかいま見えます。

日本では法律上、強制的なロックダウンはできないようですが、他国では様々な形で封じ込めに成功した事例があります。

私は、ここは一旦止まって、これに対して影響を被る方々への十分な補償を考えながら、命を最優先に考えたほうがよいのではないかと思う一人であります。一刻も早い終息を心よりお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。

大綱1点目、成田空港機能強化に関する地域振興についての中で、1点目、町バス、成田便の活用方法については、6月議会でも同様の質問をいたしておりますが、当時の答弁は、成田便の利用実績は予想していた以上に厳しい。少しでも利用が増えるよう引き続きPR活動などに努めてまいります、とのことでした。このときも様々な提案をいたしました。これまでの間にも町民の方々よりご意見をいただきましたので、質問をいたします。

①利用状況からみる、運行ルートやバス停の見直しについてお伺いいたします。また、先日、町民で無作為に抽出された方々へ行われたアンケートがありましたが、どのような活用を考えて行われたものなのか。

②デマンドタクシー登録者アンケートの活用についても併せてお伺いいたします。

そして2点目、芝山鉄道の延伸で、①現在の状況と今後の見通しはについてであります。これまでも宮菌議員より、町長はもとより、国、県、NAAへも何度も質問やご意見がされております。要望書が提出されて約4年が過ぎようとしておりますが、ほとんど進捗が見られません。町民の方からも「できるのであれば結構なことだ」と、皮肉に期待されるご意見もいただきます。私の考えからも質問させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大綱2点目、地方創生について。

1点目、コロナ禍を見据えた地方創生についてであります。この状況下では、社会経済活動もままならず、先行き不透明なことは、皆様もご承知のことと思います。しかし、このコロナショックによって、今までの働き方や人々の意識に変化があり、東京都からは転出者の超過が見られ、皮肉にも、政府は、東京一極集中を是正する好機と考えているようです。また、コロナ禍を逆風に、東京からの転出者を取り込もうと、事業を開始している自治体も

既にあります。当町ではどのように考えているのか。そして、第2期を計画された総合戦略も、この状況で修正を考えているのか。

①まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性をお伺いいたします。

続いて、大綱3点目、財源の確保について。

1点目、ガバメントクラウドファンディングの検討結果についてであります。これまで3回の質問を行っております。最新の答弁では、今後予定されている新規事業等で、クラウドファンディングの対象としては、JR横芝駅のバリアフリー整備事業です。また、来年度から始まる第2期横芝光町まち・ひと・しごと総合戦略の地方創生事業の取り組みについても併せて検討する。いずれにしても、地域振興を図る上で、ガバメントクラウドファンディングの活用は、当町の財政状況を勘案すると大変有効な手段であります、との認識でしたが、動きが見られませんので、具体的な答弁をお願いいたします。

また、自主財源については、コロナ禍によって、町民税をはじめ、そのほかにも様々な税収減が考えられますが、既に財政調整基金が枯渇し、ほかの基金を取り崩すような財政危機に直面している自治体もございます。当町の財政調整基金も、平成30年度末が約21億6,000万円、令和元年の台風災害やもろもろの支出で、現在残高は約13億3,000万円とのことで、それほど余力がある状況にはないと考えます。自主財源の確保と健全な財政運営等も踏まえて、2点目、ふるさと納税の更なる拡大に向けた考えについてお伺いするものであります。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔4番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、地方創生についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

地方創生につきましては、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって日本社会を維持していくことを目的にまち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に制定されました。

当町においても当該創生法に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度でございま

すけれども)までの5か年を期間とした「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に、令和2年度から令和6年度までの5か年を期間とする第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年3月に策定をしました。

第2期当該戦略では、成田空港の更なる機能強化に伴い、成田空港内外の就業者が6万4,000人増加することが想定されているため、これを当町における新規定住者による人口増加の大きなチャンスと捉え、特に移住定住施策の充実を図るべく、本年7月からは住宅取得奨励金交付事業を開始したところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当該戦略の策定後に本格化したため、当該戦略はその影響を考慮しているわけではございませんが、当該戦略の基本目標を含めた基本的方向性は、新型コロナウイルス感染症の影響によって変わるものではございません。

もっとも新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部から地方への移住に関心を持つ人が増えているようでございますので、移住定住サポートサイトなどにより積極的に各種情報を発信するほか、地方創生に効果的なアイデアを具体的事業として、さらに挙げていきたいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 秋鹿幹夫議員の成田空港機能強化に関する地域振興についてのご質問にお答えいたします。

なお、森川貴恵議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承ください。

初めに、町バス、成田便の活用方法であります。町の公共交通につきましては、平成26年12月より乗合タクシーの運行を開始して以来、町内循環バスとの組み合わせにより町民、特に高齢者の移動手段を確保してまいりました。

また、横芝光号成田便は、成田空港の更なる機能強化に関する合意を踏まえた地域振興策の一環として、令和元年12月1日より役場を起点に、成田空港第2旅客ターミナルなどを結ぶ路線で、1日往復10便運行しております。

直近の令和2年11月の利用者は、町内循環バスで1,429人、1日1便当たり5.2人、横芝光号成田便で1,685人、1日1便当たり2.8人、デマンドタクシーで903人、1日1台当たり13.1人となっております。

初めに、利用状況からみる、運行ルートやバス停の見直しについてですが、現在行っている公共交通利用状況調査の結果を踏まえ、地域公共交通会議でのご意見をいただきながら、来年度に予定している地域公共交通計画の策定に合わせ、運行ルートやバス停の設置箇所も含め町の公共交通全体を見直したいと考えております。

次に、デマンドタクシー登録者アンケートの活用についてですが、当該アンケートは現在行っている公共交通利用状況調査の一部であり、公共交通全体を見直す基礎資料とするために用いることとしています。なお、このアンケート以外には町内循環バス、横芝光号成田便、廃止代替バスなどの利用者に対しては乗込み調査を行い、利用特性などを分析しております。

いずれにいたしましても、来年度に予定している地域公共交通計画を策定することで、今後も進展する人口減少・高齢化社会に対応し、町民の方の満足度が上がるような利便性の高い公共交通の運行を実現してまいりたいと考えております。

次に、芝山鉄道の延伸のご質問にお答えをいたします。

芝山鉄道に関しては、成田空港騒音下各市町及び東総地域の発展策として、芝山町千代田から蓮沼海岸間の鉄道延伸早期実現を期し、昭和60年に当時の芝山町、松尾町、蓮沼村、横芝町の4町村で芝山鉄道延伸連絡協議会を立ち上げ、平成14年10月27日に京成東成田駅と芝山千代田駅間が開通された一方で、鉄道延伸までの代替策として、平成13年から空港シャトルバスの運行を開始し、現在1日24便が運行しております。

芝山鉄道の芝山千代田駅からJR横芝駅までの延伸については、令和2年6月議会定例会の宮菌議員の一般質問に対する答弁でも述べたとおり、成田空港の更なる機能強化に関する議論が本格化した平成29年2月6日に、当町が要望事項として掲げた8項目の中の一つであり、その後も要望を続けています。

芝山鉄道延伸の実現に当たっては、何よりその必要性、経費負担やルートについて、関係する市町や成田国際空港株式会社との合意形成が必要であります。率直に申し上げて、現在のところ、関係機関の中で延伸に対する意識の温度差があると思われることから、今後も芝山町、山武市、横芝光町で構成されている芝山鉄道延伸連絡協議会などで意見交換を行い、意識の醸成を図っていきたいと考えています。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 秋鹿幹夫議員の財源の確保についてのご質問にお答えします。

初めに、ガバメントクラウドファンディングの検討結果についてであります。令和元年6月議会定例会の秋鹿議員からの一般質問への回答で「ガバメントクラウドファンディングの実施に当たっては、プロジェクトとなる事業の選定が重要であり、多くの方に共感を得られるような事業については企画段階から積極的に検討し、地方創生事業への取り組みについても併せて検討する」とお答えしており、令和2年度の当初予算編成に当たりましては、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略への取り組みも含めて、ガバメントクラウドファンディングの実施について検討をいたしました。

ガバメントクラウドファンディングは、自治体の掲げる課題解決のテーマを具体的に示し、共感を得て寄附を募る仕組みであり、プロジェクトを実施するための手段であります。このガバメントクラウドファンディングの活用には、通常のクラウドファンディングが、目標額を達成できなかった場合、プロジェクトを中止するのが一般的であるのに対し、自治体が行うガバメントクラウドファンディングは、目標額を達成できなかった場合でも不足額を一般財源で補填して事業を実施することが通常であり、町が事業主体としてプロジェクトの遂行に責任を持てる必要があります。

また、ガバメントクラウドファンディングを成功させるためには、プロジェクト実施による地域の活性化効果や社会貢献度が高く、より多くの人々の共感を得られる事業であることが重要であります。これらを踏まえまして、検討いたしましたが、現在のところ、ガバメントクラウドファンディングの活用を予定している事業はありません。

次に、ふるさと納税の更なる拡大に向けた考えについてであります。当町のふるさと納税の直近3か年の納入実績は、平成29年度が2,605件で2,873万円、30年度が3,579件で4,628万円、令和元年度が5,161件で8,252万円と年々上昇している状況です。

更なる拡大につきましては、現在の協力事業者による新たな返礼品の開発や、新たな協力事業者の参加を得ることで、現在よりも多くの魅力的な返礼品の開拓が見込まれ、これらをPRすることにより日本全国に当町を知っていただく機会となり、結果として、移住定住のきっかけやふるさと納税の増加につながるものと考えております。

新たな協力事業者につきましては、今年度に入り、枕の製造を行っている事業者と町内産の牛肉を使用したハンバーグやレトルトカレーを提供する事業者から申出があり、参加をいただくことができました。

さらに新たな協力事業者の参加を得るため、今年度は商工会主催の宿泊組合の会議に出席し、新規事業者がふるさと納税の返礼品を提供することで得られるメリットや返礼品の条件、

返礼品発送までの一連の流れ等、ふるさと納税事業に参加するために必要な説明を行いました。

その結果、ペンション、貸別荘、レストランの3事業者に協力事業者として新たに参加をいただくことができたところです。

引き続きふるさと納税の拡大に向け、地元企業等の協力を得ながら、魅力的な返礼品の開発・開拓と並行して、応援していただける自治体に選ばれるよう、町ふるさと納税のPRを行ってまいります。

[財政課長 椎名雄一君降壇]

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 答弁ありがとうございました。通告順に倣って再質問をさせていただきます。

町バス、成田便の活用方法でございますけれども、6月議会で質問したときも、成田便、壇上でも申し上げましたけれども、利用実績が予想していた以上に厳しいという答弁でしたが、そもそもなんですけれども、この運行ルートはある程度到着地までの運行時間等々鑑みて、今の現在の運行ルートを考えたということによろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 幾つかルート案がございましたけれども、運行時間ということとは当然考慮いたしました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） そうであれば、今、先ほど森川議員のご質問の中でも「鬼滅の刃」の需要が拡大しているということでもありますけれども、これがずっと継続するというわけではないので、以前の状況を鑑みると、それほど乗っていない状況でしょうから、そういった運行時間というところも加味して考えるのであれば、例えばその地域の方々の希望を聞いて、運行時間に大きく影響しないような場所であれば、少し変更してみるとか、利用に応じて、運行ルートを考えるやり方などは考えられませんか、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 地域の方の要望ですとか、実際の利用状況を勘案して、運行ルートの変更等については当然あり得ると思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 公共交通会議でもよくお話をさせていただきます。

また、6月議会の課長の答弁、こちらにもまた参考にした再質問いたしますけれども、バスターミナルを建設して便数を増やすという考え方、便数というか、地域に帰ってくる便数のサイクルを増やすという考え方の中で、できればそのように便数を増やしていきたいとは考えておりますが、反面、今の収入率で議会の皆様にご理解いただくこともなかなか難しいかと思っておりますので、利用客数をまず上げて、便数を増やせるように頑張っていきたいというようなご答弁でございました。

一、二時間に1本もない不便なものを、まず利用客数を上げるということが私は難しいと考えております。ですから、乗り継ぎにして、地域に回す運行回数を増やす提案をそのときはいたしました。

例えば、1便目は芝山のバスが直通で成田まで行く、全員、芝山も山武も横芝のお客様も乗せて成田のほうに行く。2便目が横芝光町で全部乗り合わせで成田に行く。3便目は山武市で成田へ行く。そういうような縮図で私は申し上げていたんですけれども、そのような考え方でいけば、収入率とか、何といたしますか、経費とかは関係ないと思っているんですが、その辺はもしかしたら違った認識だったのかなと思って確認でございます。お願いします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） ご提案は非常に、何といたしますか、もったもかと思えます。

私どものほうも、この成田便を運行させるに当たって、芝山町とか山武市とかあるいは多古町とかと、いろいろ協議をやったんですけれども、結果としてこういうことになってしまって、それぞれの団体、思惑というかやっていることもあり、それをなかなかそこに入っていくの、協力してやる体制ができなかったんですけれども、一番いいのは、秋鹿議員おっしゃるとおり、関係市町で共同して運行するというか、効率にやるやり方だと思うので、そこはまた継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ぜひ強い気持ちで、皆さんで協力し合ってやり合えれば、小さな市町ですから、少しずつ工夫し合って、いい状況にできればと思っておりますので、その辺の合意形成もしっかりとお願いいたします。

いずれにいたしましても、繰り返しますけれども不便な状態で、利用客数を上げるという

のは非常に困難だと思いますので、まずは未来への投資と考えると、利便性を向上させないと、今後期待できるであろう成田空港圏の人口増やインバウンドを取り込んでいくことはできないと思いますので、よろしく願いいたします。

2番にまいりまして、デマンドタクシーの登録者アンケートは、今の答弁でよく分かりました。基礎資料として十分に活用して、次につなげていただきたいと思います。

次にまいりまして、芝山鉄道の延伸についてでございますけれども、答弁の中にもありましたし、以前の宮菌議員の一般質問の答弁を参考にさせていただきますけれども、関係機関の中で延伸に対する温度差があると思われるので、芝山鉄道延伸連絡協議会などと意見交換を行い意識の醸成を図る、ということでございましたが、まだまだそんなところだったのかという思いでございました。ちなみに、芝山鉄道をみんなが延伸させていこうという協議の中で、具体的になぜそのような温度差が、大きな要因といたしますか、生まれるのか。その辺は教えてください。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 一つに当町は、芝山千代田駅から横芝駅までの延伸ということをご希望してはいますが、そもそもこの芝山鉄道というのは蓮沼海岸までを想定したものであったということです。そもそも出発点が違うということもありますし、また、現状として芝山鉄道の経営状態があまりよくなく、地元であります芝山町なども多額の出資をしているということをお聞きしておりまして、その点がやはりなかなか意識、共通にならない問題だと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 自治体の負担額が大きいということは、ちらっと私も伺ったことがありますけれども、そもそも今の現状、芝山千代田駅で止まってしまっているのは、利用客が増えないのは当然のことだと思います。先ほどのバスのお話と同じですね。利便性が向上しなければ、そもそも利用客が増えないと思います。

成田空港の容量拡大は、ほぼ国策であったはずですが、それであれば、まず鉄道を延伸させて利便性をまず向上させる。それでも住民が移り住むまで、いきなり利用客が増えるわけはありませんので、軌道に乗るまでは赤字の部分は、国や県に負担してもらうような検討はいかがでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君）　そういう考え方というのは非常に、それしかないと思っております。
しかしながら、先ほど企画空港課長のほうから答弁があったとおり、なかなか温度差の問題もございまして、現実、あれから、芝山千代田駅から、1センチも伸びていない状況の中で、芝山町自体も、それについてはあまり重きを置いていないように聞き及んでいるところもございまして。

私といたしましては、今回の容量拡大の問題の中で、どうやって先ほど壇上で申し上げましたけれども、就業者数が、空港内、周りも含めて、6万4,000人ぐらいの就業人口が増えるだろうと。どれだけこの横芝光町に持ってこられるかということを考えて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、今の人口をさらに増やしていけたらいいんじゃないかというような状況の中で、そしてまたこの横芝光町の人口や就業者が増えることによって、よりそれが具現化されていくような思いも持っております。

でございますので、その際は、当然のことながら、国県の補助なしに、それを運営することは難しいという認識で今の段階では思っておりますので、それが実現するであれば、そうせざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君）　秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君）　そういうことであれば、ぜひ弱気にならずに進めていただきたいと思うんですけども、騒音の被害住民の悲痛な叫びを聞けば、このくらい国に面倒見てもらってもいいのではないかと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、鉄道延伸に関して、私は今後予想される空港圏、先ほども町長おっしゃってましたけれども、空港圏の人口増とインバウンドを取り込んでいくには必要不可欠であると考えております。

成田空港でこれから働こうとする人が、バスで通勤できるから横芝光町に住もうとか、日本に旅行できた外国人がバスを乗り継いだりなどして、横芝光町内や周辺地域を探索してみようとか考えられません。この必要性和重要度に関して、町長はどのように考えておられるのかお願いいたします。

○議長（鈴木克征君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　その辺については、先ほど来出ています、ある意味投資の金額等々の費用対効果をどのように認識して、事業施策を進めていくかということにつながるかと思っております。

そういう状況の中で、なかなかこの芝山鉄道延伸につきましては、そういう思いが伝わっていないという現状もありますし、別に諦めているわけではないのですが、例えばせんだっての実施プランの中にも、なかなか我々の思いとはほど遠いプランが提示されてしまっているのかなという思いでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 費用対効果の話が出ましたけれども、私は投資として考えていただきたいということを先ほどから申し上げているんですが、ちょっとこちらに一度置いておいて、この話を進めていくに当たっての町長の姿勢を、もう一度、また別の角度でお伺いいたしますけれども、私は、以前より、空港問題に関して被害住民の救済が大前提ということで、意見を申し上げてきました。町長は何度か地域振興とのバランスということをおっしゃってこられたかと思いますが、そのようなお考えの中、平成30年3月13日に合意されたということで、今もお変わりはないということでしょうか。確認です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 変わるものではございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） そうであれば、そのバランス、今の状態は片手落ちなわけでございます。要望書を提出したから、あとは自分の責任ではないということにもなりません。このようなことにならないように、私は常々被害住民のことを先に考えてもらいたいと申ししてきたわけで、このスタンスには私も変わりはありません。

しかしながら、合意してしまった今は、地域振興も併せて進めていかなければならないとも考えますので、それで今質問に至っているわけでございます。

合意に至る前もほかの議員から、条件付の合意というようなご意見もありましたが、約束を取り付けることもなく、要望にとどまったわけですから、早急に前に進めていくほかはないと思いますが、その辺も踏まえて、先ほどの費用対効果などのご意見もありましたけれども、投資としてとにかく前に進めていくんだと、そういうようなお考えは持ち合わせておりませんかでしょうか。確認です。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地域振興をどれだけ進められるかという大きな問題でございまして、

どういう優先順位を考えた中で、一番にやっぱり考えていかなければならないのは、命を守るための治水問題、栗山川の改修、そしてまた成田空港に直結する道路の問題、そしてまた工業団地の整備等、大きくまず3つをやってほしい。その後、町の発展に伴って、公共交通の大量輸送が必要になってくれば、必然として、そういうような芝山鉄道の延伸にもつながっていくという認識でおるわけでございまして、その優先順位をどこに持っていくかということの問題であって、一度にそれを全部申し上げても、県のほうも、また空港会社のほうも、というような状況の中で今進んでいる状況であります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） いろいろあるかと思いますが、それぐらいの重荷を町民は背負っているんだと、そういう思いで、全部を突き進めていただきたいと思います。

私は今もおっしゃられていた中で栗山川の整備は当然だと思っていますので、それは地域振興ではないと、今、確実に言っておきます。鉄道が延伸して、空港南側ルートを確立すれば、またその先も海岸線を伸ばして九十九里浜を眺めながら、外房線に接続するようなことも考えられますし、有名になって観光客も喜ぶのではないのでしょうか。

今、町長おっしゃられていた優先順位をつけてやっていったとすると、空港の雇用の拡大に伴う人口増もインバウンドも、取り入れるのはどんどん先になっていっちゃいますので、また10年後、20年後、またその先を見据えた未来への投資としてしっかり考えていただきたいと思っております。町長、今現在の消極的な部分ばかりを捉えないで、未来のことまで考えて、もっと攻めの姿勢で行ってもらいたいと思いますけれども、協議会の中でもお話しされている相手ももちろん人間なので、温度差があるのであれば、こういった熱い思いで、温度差を埋めていってあげたらよいのではないかと思いますけれども、この辺を踏まえて、もう一度お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 四者協議会においても、また成田空港周辺9市町の成田空港圏自治体連絡協議会の席上においても、極めて積極的に発言をさせていただいて、横芝光町の現状、また、未来に対する大きな希望、そういうものについて伝えさせていただいておるつもりであります。しかしながら、今秋鹿議員から言われるとおり、もう一度ある意味、初心に戻っていま一度大きな成果を得られるような努力を今後とも進めてまいりたい。なお一層の努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 力強い答弁ありがとうございます。町長のその熱意で、溝を埋めていただければと思いますので、期待します。よろしくお願いいたします。

続きまして、地方創生についてでございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画には変更はないということでございます。今後、移住定住サポートなんかも含めて、東京からの転出者を取り込んでいく考えもあるということで認識をいたしましたけれども、もちろん企画空港課長、ご存じかも分かりませんが、私からもヒントとしまして、壇上の中でも、このような事業を取り込んでいる、このような事業を開始している自治体の中で、駅前などのシェアオフィスとの連携、数日間お試しワークを展開し、最大1万2,000円の新幹線代と宿泊費の1泊当たりの8,500円を補助しているところや、またオンラインで仕事をしやすいよう空家改修を支援している自治体も出てきているということです。

例えば企業の拠点として5年以上使う場合、所有者らに通信環境整備費として最大700万円の補助などの事業もあります。この辺も踏まえて、企画空港課長と都市建設課長、空家もでございますので、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今、秋鹿議員からご提案ございました様々な事業、先進、先進といういろいろな団体でやっていると思いますので、そちらも勉強しながら、ぜひ人口を取り込む絶好のチャンスだと思いますので、具体的な事業として、プラスできるものがあればしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、今、空家の関係が出ましたので、私のほうから回答させていただきます。

都市建設課におきまして、空き家対策の一環といたしまして、貸したい人、または借りたい人をマッチングさせる空家バンク事業を進めているところでございます。

来年の3月には、多分こちらで空家バンクの登録もできてくるのではないのかなというふうに考えております。いずれにしても、今議員の言われましたように、空家バンクも一助となりますので進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ヒントとして、ご参考までにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

3番、財源の確保についてでありますけれども、ガバメントクラウドファンディングですね。実施の予定がないということでしたが、例えば先ほど社会貢献度とか、多くの方に共感を得られるものということで、財政課長ご答弁がありましたけれども、JR横芝駅のバリアフリー整備事業で考えるのであれば、駅構内跨線橋などに雨よけをつけるようなことも考えられると思っております。例えばのお話ですけれども。雨よけの話は全協でも上がっておいりましたので、この辺は考えなかったのか、また今後考える余地があるのか、その辺を簡潔にお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 跨線橋の関係につきましては、検討はいたしましたけれども、何よりもエレベーターをつけるのが優先だということで、迅速に事業実施をJRにお願いしたいということで、省いたという経緯がございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 今後、後づけでも考えられるのであれば、公共性というのはかなりあると思いますので、その辺も、庁議の中とかでご検討いただければと思っております。

ふるさと納税にまいますけれども以前、私は町長に「まずは5,000万円を目指して頑張ってください」というようなことを申し上げました。現在は8,200万を超える額が、よろしいですかね、すみません、予定ですか、すみません。予定では8,000万というところが見込まれてきたということで、まず、評価をいたします。

いろいろな新たな事業も増えてきたということで、非常に華やかになってきたのではないかなと思います。今後ともしっかりとした財源の確保に努めてください。よろしくお願いいたします。

時間がなくなってまいりましたので、本年は本当に大変な年でありましたが、来年はきっと横芝光町にとって輝かしい年となりますことをご祈念申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時とします。

(午後 2時48分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時59分)

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

[6番議員 山崎義貞君登壇]

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

10月25日、国連は、核兵器の保有や使用を全面的に禁止する核兵器禁止条約が、発効に必要な批准50か国に達したと発表しました。被爆国日本国民と世界の多くの人々の願いであるこの条約は、来年の1月22日から効力を発効します。核兵器を非人道的とする国際条約に参加の日本政府の対応は厳しく問われるものです。被爆者の「核兵器なくせ」の声に真摯に耳を傾け、その思いに応えるためにも、核政策を転換し、速やかに条約に参加し、核なき世界の実現の先頭に立つべきではないでしょうか。

菅政権が誕生し、国会論戦が開始され1か月余りで閉会してしまいました。憲法が保障する学問の自由への侵害となる学術会議への人事介入問題、第3波となってしまったコロナ感染防止対策は、会期を延長し対応しなければならなかったのではないのでしょうか。国民が納得していない学術会議問題の説明や待ったなしのコロナ問題をおさなりにするのではなく、きちんと責任を持った対応が求められています。

それでは、12月定例会の一般質問、大綱4点について質問をいたします。

初めに、コロナ感染症対策についての質問です。

連日のようにコロナ感染症患者が増え続けています。同時に重症者数も増え、医療崩壊となってしまうところまで来ています。コロナ対策について、検査と医療機関の支援を抜本的に強化することが求められています。PCR等の検査抜きには、感染の再燃は避けられず、感染の不安があれば、様々な活動に安心して取り組めません。コロナ感染予防の対策を取りながら再開された児童生徒と……すみません、失礼しました。

新型コロナの特徴は、無症状の患者を通じて感染が広がっていくことです。発熱などの症状が出ている人と、濃厚接触者を主な検査対象にするやり方では、無症状者を見逃し、沈静

化と再燃の波が繰り返されることは避けられません。無症状の感染者を把握し保護をすることも含めた積極的検査を行うことが必要です。

すみません。申し訳ありません。原稿がちょっと飛んじゃったので、すみません。申し訳ありません。

それでは、大綱2点から質問させていただきます。

大綱2点、環境問題について質問します。

山武市との境界に当たる遠山地区で、大規模な埋立てが行われていますが、広大な埋立てによる土砂災害の危険と建設残土に汚染土が紛れ込む安全性も心配されます。建設残土処理を引き受けた業者が山林などに投棄するケースなども全国的に目立ってきています。

首都圏で発生した建設残土が条例規制されていない自治体に大量に運ばれ、投棄されている実態も明らかになり、批判されています。遠山地区での埋立ては当然ですが、隣接する土地所有者や地域住民への説明はどのように行われたのか、伺います。

次に、町の残土条例制定について質問します。

廃棄物処理法で規定された建設汚泥などの産業廃棄物に、セメントや石灰などの固形物を混入して、環境基準などをクリアした再生土があります。この再生土は、原則、産業廃棄物扱いにはならず、法律や残土条例による規制の対象外となっています。再生土による埋立てで悪臭が発生したり、周辺土壌の水素イオン濃度が強アルカリ性になるなど、近隣住民とのトラブルになる例が発生してきています。建設資材とした再生土の埋立て規制の条例をつくり、トラブルを未然に防ぐ必要があります。どのように考えるのか伺います。

大綱3点、小規模多機能型居宅介護について質問します。

地域密着型サービスの一つとして制度化された小規模多機能型居宅介護は、通い、宿泊、訪問を使って、介護の安心を提供してくれる、アットホームなサービスを提供する新しい形の介護だと思います。当町でただ一つの地域密着型の施設ですが、宿泊に関して利用されていないと聞きます。指定の基準に合致しているのでしょうか。利用状況を教えてください。

大綱4点、排水路問題について質問します。

役場南側町道の排水路ですが、農業用排水として、大利根土地改良区が管理し、今も一部の農業用排水の利用があります。この排水路は、役場西側、光中学校に入る道路のところから南側へ流れるように改良されていますが、西に向かう排水路整備が求められています。西側に向かう排水路、現在は農業用排水路としての機能はしていないのですが、家庭排水や雨水などが流れており、整備の必要があると考えます。特に、いそべ食堂西側から南に下る町

道G-042号線を横切る排水路の素掘り区間の両側の浸食が激しく、民地を削ってしまっている状態です。この状況についてはどのように考えているのか、お答えください。

すみません。先ほどの大綱1点の続きなんですが、申し訳ありません。すみません。途中からで申し訳ありません。

今、多くの自治体が濃厚接触者に限らない無症状者への積極的検査や、医療機関や介護施設での社会的検査に乗り出しています。しかし、行政機関が検査を行う場合、費用の半分が自治体負担となってしまうため検査推進の足かせとなっています。

今、第3波から町民の命を守るという認識に立ち、医療機関、介護福祉施設、保育園、学校などクラスターが発生すると多大な影響が出る施設等への検査強化が必要ではないでしょうか。PCR検査の体制強化についてお答えください。

次に、感染を防ぐ取り組みも、国や県がお願いしているような、自己責任で行う自己防御対策だけではなく、行政として何ができるのかが問われています。それと第3波となっている現時点の状況の認識を町民と共有し、感染を防ぐために行政ができること、行政の役目を町民と共有した目に見える対策強化が必要です。ワクチン接種によって防ぐことが待たれていますが、今、必要なことは、具体的な取り組みについてです。答弁をお願いします。

緊急事態宣言の解除後、6月1日から学校が再開されましたが、3か月もの休校は、子供にとって計り知れない影響を与えてしまいました。学習の遅れと格差の拡大、心身のストレスは、手厚い教育、柔軟な教育が求められています。また、感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなどの多くの業務が教師の負担になっています。長時間労働の改善を求められている教育現場の教員にさらなる負担を課せば、教育活動に支障を来すこととなります。コロナ感染予防の対策を取りながら、再開された児童生徒と教職員に対するケアについてお答えください。

順番が飛んでしまい、申し訳ありません。

以上、壇上での質問といたします。明快なご答弁をよろしく願いいたします。

〔6番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、コロナ感染症対策についてのうち、PCR検査の体制強化についてと、

コロナ感染症拡大を防ぐ取り組みについてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、コロナ感染症対策についてのPCR検査体制強化についてでございますが、現在千葉県では季節性インフルエンザ流行期に備えた発熱患者等の外来診療・検査体制及び相談体制を整備しており、発熱患者が安心して地域のかかりつけ医等で、相談・診療・検査を受けられるように、千葉県内の各医療機関に対して、発熱外来の指定を進めているところでございます。

この相談体制につきましては、11月16日から始まっており、発熱した方が地域の身近な医療機関へ、まず事前に電話相談をした上で受診することとなっております。かかりつけ医がない場合には、千葉県内の各市町村担当課が相談窓口となっております。当町では健康こども課健康づくり班が担当をしております。

また、発熱外来体制についてでございますが、現在、東陽病院では、10月23日に発熱外来の指定を受け、発熱外来受診者には、新型コロナウイルスとインフルエンザの両方が分かる抗原定性検査を実施しております。検査方法には、採取した検体の結果が翌日に出るPCR検査と、検体採取後約30分以内で結果が出る抗原検査がございます。

なお、保健所から依頼があった新型コロナウイルス感染症陽性患者の濃厚接触者及び医師の判断でPCR検査が必要と判断した患者には、PCR検査を実施しているところでございます。

発熱患者を診察した医師が、新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断した場合にPCR検査が受けられる山武郡市内の地域外来・検査センターについてでございますが、現在東金市にある東千葉メディカルセンターで体制を整えているところでございます。

次に、コロナ感染症拡大を防ぐ取り組みについてでございますが、越川一雄議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承をください。

新型コロナウイルス感染症対策については、寒さが増す冬季に見込まれます感染拡大に備え、国や千葉県の動向等に注視しつつ、町新型コロナウイルス感染症警戒本部から、町民の皆様へ町ホームページ、防災行政無線、まちナビツアーなどで感染防止の周知を図っております。

さらに、季節性インフルエンザの流行期における新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、発熱患者等からの相談体制を千葉県で取りまとめ、県民の皆様へ周知しております。

なお、発熱したときの相談先は、初めにかかりつけ医等の身近な医療機関へ電話相談することとなっておりますが、かかりつけ医がない場合、健康こども課では、平日の午前9時から午後5時まで、千葉県発熱相談コールセンターでは、土曜日・日曜日・祝日を含む24時間対応で相談を受け付けております。

今後も国や千葉県の動向等の情報をきめ細やかに収集し、町新型コロナウイルス警戒本部での決定事項等を通して、感染予防に努め、感染者を増やさない新しい生活様式の一人ひとりの基本的感染対策として掲げております身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いといった感染防止の3つの基本項目などについて、感染拡大を最小限に抑えるべく町民の皆様へ継続して周知してまいります。

また、冬季の感染症対策として、町広報紙等で新型コロナウイルス感染拡大防止対策の特集を組み、町民の皆様へ分かりやすい感染防止対策の周知に努めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 山崎義貞議員のコロナ感染症対策についてのうち学校に於ける児童、生徒と教職員に対する心のケアはのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月27日の内閣総理大臣の発表により、日本全国で臨時休校の措置が取られました。児童生徒のみならず、教職員も経験したことのない事態に対し、少なからず心配や不安があったに違いありません。

その不安を少しでも取り除くため、様々な対策を行ってまいりました。分散登校、時差登校、毎日の消毒作業、ソーシャルディスタンスの保持など、物理的な対策だけでなく、目に見えない心のケアも行っていました。臨時休校中の児童生徒を勇気づけ希望を与える目的で、防災行政無線を活用して、各学校の教職員から児童生徒へメッセージを送りました。また、各家庭一軒一軒に電話をかけ、健康状態を確認し、励ましの言葉をかけ対応しました。

臨時休校明けには、教育相談期間を設けて児童生徒の不安や悩みを聞き取り対応し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎ、専門的な視点から対応していただきました。

9月の中学校の臨時休校につきましては、学校再開に向けて9月24日にスクールカウンセラースーパーバイザーを招聘し、児童生徒や教職員の心のケアについて専門的・実践的な助

言をいただきました。その助言に基づき休校明けの最初の授業では、日本赤十字社が作成した資料を用いて全学級で道徳の授業を展開し、その後、生徒全員に面談を行いました。

教職員に対しては、心身の過度の疲労につながらないように、休息休養の時間を確保するため早めの退勤を促しております。また、担任や担当が仕事を一人で抱え込まないように、組織で対応したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部人材を有効に活用して、効果的な指導や対応を行っております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、環境問題についてにお答えいたします。

初めに、遠山地区の残土による大規模な埋め立て工事が進められている。地元住民の了解はについてですが、場所は、松尾横芝インターチェンジから東南に約200メートル、面積は7万8,634.56平方メートルで、令和元年8月21日付で、千葉県から特定事業として許可されております。許可期間は、令和4年8月20日までとなっております。

事業実施に先立ち、平成31年4月5日に、事業者が特定事業に係る地元説明会を開催しており、当町には平成31年4月25日に、特定事業事前計画に係る説明があり、事業の主な目的は資材置場です。さらに地元からの要望により、事業者が5月9日に2回目の地元説明会を実施したと伺っております。

土砂の搬入につきましては、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる残土条例に基づき、搬入届を提出して実施しております。届出によりますと、搬入しているのはほとんどが千葉県内または東京都内の工事で発生した建設発生土です。

また、定期的に県と町が共同で現地立会調査を実施しておりますが、これまでに問題となる点は発見されておらず、適正に行われているものと理解しております。

次に、町の残土条例を制定すべきではについてですが、千葉県のいわゆる残土条例では、3,000平方メートル以上の埋立てを行う場合は特定事業の許可が必要となっており、それを補完する形で、町では500平方メートル以上3,000平方メートル未満の小規模な埋立てに関して、県に準じて条例を制定しております。なお、これらの条例は土砂等が対象であり、再生

土による埋立て行為は対象となっておりません。

再生土による埋立てにつきましては、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例が制定され、平成31年4月1日に施行されております。当該条例により、再生土の埋立て等を行う場合は、崩落等の防止措置や環境影響の防止措置などを講ずる義務が課せられております。また、500平方メートル以上の再生土の埋立て等を行う場合は、事前に県への届出義務があります。

当町といたしましては、現時点での県条例による規制にて対応することとし、町独自の条例制定は考えておりません。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 向後和彦君登壇〕

○福祉課長（向後和彦君） 山崎義貞議員からのご質問のありました大綱3点目、小規模多機能型居宅介護についての利用状況についてにお答えします。

初めに、小規模多機能型居宅介護とは、介護保険制度の中で、要支援または要介護の認定を受けている方が、事業所での通所介護、いわゆるデイサービスを中心としつつ、時にはそこに宿泊したり、事業所のスタッフがホームヘルパーとして利用者の家に訪問もするサービスであり、サービスの違いによりスタッフが変換することがないため、なじみの人間関係が作りやすく、独居高齢者などに有効なサービスとされています。また、ケアプランを作成するケアマネジャーもセットになっており、定額の月額料金となっております。

当町においては、町内にある1事業所が今年の4月からサービスを開始しております。

利用状況についてですが、デイサービスにつきましては、4月が21人の利用で延べ224回、5月が20人の利用で延べ211回、6月が19人の利用で延べ209回、7月が17人の利用で延べ217回、8月が18人の利用で延べ241回、9月が20人の利用で延べ269回、10月が20人の利用で延べ278回です。

次に、訪問介護、ホームヘルパーによる訪問介護サービスの利用状況ですが、4月が6人の利用で延べ129回、5月が7人の利用で延べ144回、6月が7人の利用で延べ159回、7月が5人の利用で延べ177回、8月が5人の利用で延べ213回、9月が6人の利用で延べ207回、10月が8人の利用で延べ225回です。

最後に、宿泊のサービス、短期入所生活介護、いわゆるショートステイですが、10月末までの利用実績はありません。

〔福祉課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 及川雅一君登壇〕

○産業課長（及川雅一君） 山崎義貞議員からご質問のありました大綱4点目、排水路問題についての役場前から町道G-042号線を横切る排水路の改修についてにお答えいたします。

町道G-042号線を横切る排水路は、過去に千葉県大利根土地改良区が管理していた農業用排水路でしたが、改修工事の実施に伴い、排水路経路を役場前から南側へ流れるように変更しており、既設の水路は主に生活雑排水が流れる排水路となっております。

現在は、地域排水として地元橋場農家組合に管理をお願いしておりますが、排水不良等の不具合は見られておりませんので、改修の計画は今のところございません。

〔産業課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、コロナ対策から再質問させていただきます。

町長が先ほども答弁あったんですが、昨日、旭川市で自衛隊による医療災害派遣が要請されたというニュースがありました。大阪市も要請をしているという状況だということです。病院内でのクラスター発生による医療体制が逼迫している状況になってしまったということだと思います。そこで、町長、医療機関や高齢者施設でのPCR検査を積極的に取り入れての感染対策、これを求めるものですが、どのように考えているのか、ご答弁をお願いしたいのですが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほどご答弁差し上げましたが、費用負担をどのような状況でやるかという部分も非常に大きなものがございまして、なかなか、ただPCR検査をやって、その翌日、陰性だと分かった。その翌日に何かしらの形でまた陽性になってしまった。毎日やらなきゃしょうがないというような状況でもあるのかなという部分もあります。閉鎖しちゃうわけじゃございませんので、それが今回の新型コロナウイルスの一番怖いところであるわけであって、それをどれだけのお金を、費用を使ってやることに、どれだけ、やっぱり今先ほど来申し上げましているとおりの、この感染防止というのは、本当にもう一人ひとりがしっかりとやっていくしかないんじゃないか。それをやったから、やれたから、それは感染防止につながるかどうかというのは、また、クラスターの発生に効果があるのかどうかというのは、

そこまで徹底してやればできるのかもしれませんが、今の段階では、なかなか現実的ではないというような状況だというふうに、私は認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 費用の問題とか、町長言ったようなことで、陰性、陽性というようなことで、毎日やるということが、それは、私も求めているわけじゃないですが、クラスターが発生したとすれば、それはそのようなことというのも、当然濃厚接触者だけじゃなく、この辺のPCR検査というのは、考えていかなければならない。そういうものだと思っていますので、そこのところは、そのときの対応、どのように町が対応するかというのは分かりませんが、一応そういうようなことで防ぐ、安心をしてもらう。見つからない、陽性者を見つけるということにも役立ちますので、そこのところは費用の問題とかで片づける問題ではなく、考えていかなければならないことだと私は思っています。

そこで、これだけ爆発的な感染者が増えているという中で、町民一人ひとりに危機感を持って対策してもらわなければならないということだと思うんですが、12月号で、よこしばひかりの広報の中に冊子が入っていて、冬のコロナ対策ということでありました。私ちょっとこれ気になったので、確認だけさせてもらいたいんですが、発熱相談医療機関ということで、独立行政法人さんむ医療センターと名称がなっています。この発熱相談の医療機関は、東陽病院には置いていないのかな。東陽病院でもできるんじゃないのかなというふうに思っています。特に町民は、身近な病院で相談できればというふうに思っているんですが、その辺のところは病院のほうはどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいま東陽病院で発熱相談ができないかということで、ご質問がございましたが、10月23日に発熱外来の指定を受ける際に、相談体制についても可能かどうか、院内で検討しました。

発熱外来につきましては、先ほど申し上げておりますように、町長からの壇上からの答弁でもございましたように、事前に電話連絡を受けてから発熱外来を受診していただくようにご案内等させていただいております。

ですから、当院の受診に関しては、そういった形での相談体制といいますか、確認体制を取っておりますが、新型コロナウイルス感染症全般的な相談業務につきましては、人員の関係からも困難であろうということで判断した状況でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。それでは、このようなものを出したときには、もう少し東陽病院でも発熱外来を受け付けているということで、その出たときに相談として、東陽病院が入っていないというふうに思われるんじゃないかなというふうに思ったもので、今後はもう少し分かりやすいような形が、私はいいのかなというふうに思いますので、要望としてお願いしておきます。

それと、コロナ対策に関しては、今回は、このような形で冬のコロナ対策ということが出たんですが、町の広報に関して、これ、12月号なんですけど、11月号も、コロナ対策の予防のこととか、防災無線では言っているんですが、紙としてなかなか出ていないというふうに私は思うんですね。そこのところを、もっと紙を使って、町民に対策をお願いするというようなことはやっていく必要があると思うんですが、そこはどのように考えるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） ただいま議員のほうから、広報紙を通じてということでございましたが、今年度は広報紙のほうで特集のほうも組ませていただいておりますが、広報紙は編集作業の関係上、最新の情報を載せるということについては、若干タイムラグがございます。国県のほうで、一義的には対策を決めて、それが県を通じて町に示される。さらに受診環境ですとか、そういう検査環境というのは、基本的には国の責任において、県が実施するという体制になっておりますので、その辺につきましては、国県の情報を的確に速やかに住民にお知らせするためには、ホームページ、まちナビツナ、さらには防災行政無線、こういうものを通じてタイムリーな情報をお伝えしております。

さらには、全体的な、制度的なことについては、広報紙等を通じて、手元に置いて見られるような形を取っております。さらには、12月号で別冊として添付させていただいたものにつきましては、国の最新情報をお届けするために、別冊として折り込みをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。それでは、対策、コロナ問題をちょっと中心にさせてもらいたいのですが、この対策本部、コロナ感染症の対策本部が立ち上がって、それから警戒本部、警戒本部会議というふうに格下げというふうに思うんですが、なったと思うんですが、これはどのようなことで、要するに、一時的に収まったからということなんですけど、こ

れだけ広がってれば、また対策本部という形で格上げして、強化するということは考えているのでしょうか。町長、どのように。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 緊急事態宣言が出されて、対策本部を立ち上げた後、解かれた後、警戒本部として、主に、町内の感染者の対応等、やってきているというところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました、日々刻々いろいろ変わっていく状況の中で、本部会議なんですけど、どれくらい開かれて、会議をやられたのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは新型コロナウイルス感染症の本部会議のほうは、健康こども課のほうで掌握しておりますので、お答えいたしております。

令和2年2月24日に警戒本部を立ち上げまして、警戒本部としては、回数が8回、対策本部会議、これは、今、町長が答弁申し上げましたとおり、緊急事態宣言が発令中ですが、対策本部会議といたしましては、7回実施しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この何か月間で15回、少なく私は感じるんですが、もう少し緊張感というか、緊迫感というか持って開いても、私はいいのではないかなというふうには、正直思います。

庁舎内でのクラスターが発生していないということが何よりだと思うんですが、役場庁舎でもクラスターが発生して、窓口業務を一時停止したというところがありました。ちょっと度忘れで忘れちゃったんですが、テレビのニュースでやっていたのですが、このようなことは絶対起こしてはならないというふうに思うんですね。

それで、何て言いますかね、町民とか職員に任せるというだけじゃなくて、匝瑳市では、もうちょっと早めに庁舎とか図書館とか、そういう市の施設の入り口に、サーマルカメラを設置しているんですね。当町でも、非常に有効だと思うので、ぜひこれは導入すべきではないのかなと、ここに来てはととても必要だと思いますが、どのように考えるのでしょうか。町長、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） それでは今、山崎議員ご質問のサーマルカメラ、これは非接触型体温測定カメラということになるかと思えますけれども、これにつきましては、検温チェック体制などのいろいろな問題があり、現時点でサーマルカメラを設置することについては、適当であるとは考えておりません。なお、本年度、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、プラムと東陽病院には、一度に20人まで測れるサーマルカメラ、非接触型測定カメラを設置してございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 考えていないと。東陽病院には設置されているんですよね。どうしてですか。納得できません。町長はどのように考えますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私もいろんなところで検温を受けています。その中で、あの場所で、どのようなサーマルカメラをつけて、どういう対応を、例えば匝瑳市でやっているのかよく分かりませんが、そこで例えばしっかり担当者がいて、「あなた入れませんよ」というようなことをやっておられるのかどうかというのも、私はちょっと疑問に感じるし、今のところ考えていないということであって、ただ先ほど来申し上げましているとおりの、今回のものについては、自分で常日頃体調管理、検温等を今やるというのは、一つの常識の中にあるのではないかなという部分もございまして、それをやらない、納得できないというお話にどうつながるのか。私もちょっと理解できない部分もあって、それと、ずっとちょっと言いたいことが1点あったのですが、例えば、先ほど病院とか、介護施設等で、全員のPCR検査云々という話もございました。

そうした中で、それは確かに、一般住民、町民の皆さんは、なってやしないか心配で、それを受けたいという気持ちがあります。いざそれを検査する側の人間、今、命懸けで必死にやっている状況がある。それでも今も看護師も足りない。医療崩壊がつながってきはしないかという心配を全国で今している状況の中で、その辺も検査する医療関係者の立場も少し推察した中で、お考えいただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。確かに町長の言われるのも、理解はできます。しかし、このサーマルカメラに関しては、いろんなものがあると思うんですね。安いのか高いのか

ら、買取りからリースからあると思います。当然この期間だけ、要するに、何て言いますかね、不特定の人があるんだから、そのテレビのモニターの前を歩いて行く。そうすることによって温度が分かるので、その人の、一般的に7度5分とか言われていますが、そうしたら、もう何て言いますかね、見た人がチェックできるような、そういうようなものにすれば、非常に有効なことにつながるのかな。役場のほうの、そういう人が、例えば熱のある人が来たときに、感染のリスクがそこでストップ、入り口でストップできれば、リスクを減らすことになると思うんですね。そのところはもう一度、役場のほうの、対策会議でもちょっと検討していただきたい。それはお願いしたいんです。すみません。

次に移らせていただきます。

学校のほうの問題なんですけど、先ほどの森川議員の回答にもあったりしているので、よく分かりました。スクールカウンセラーの利用をされているとかという形で、実施されているということで、それは分かったんですが、1点だけ聞かせていただきます。

一昨年だったか、教職員の長時間労働の問題で、それを改善しなければならないというようなことの中で、タイムカードの導入があったと思います。このタイムカードの導入によって、教員の労働時間が若干ではあるが短くなった。改善されたという報告が委員会か何かで尋ねたときに聞いたような気がするんですが、コロナ問題で、またこれが延びているのかどうか。労働時間はどのようになっているのか。分かれば報告をお願いしたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） コロナ禍における教職員の労働時間ということでございますけれども、こちら、議員おっしゃられるとおり、働き方改革ということで、当町でも、タイムカードを導入し、管理をしているところであります。

当然、コロナ禍によりまして、学校教職員のほう、消毒、検温、ソーシャルディスタンスの確保等々、業務のほうは、負担は増えているところではございますが、県の会計年度職員でございます学習サポーターとスクールサポートスタッフ等々を派遣、配置いたしまして、教職員の負担は軽減を図っております。コロナ禍によりまして労働時間が増えているということは、現状のところはないということで認識はしております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、先生の労働時間は、長くはなっていないという認識でよろしいですね。分かりました。

次に、残土条例の件なんですけど、残土条例、先ほどの課長の答弁で分かりました。私も残

土条例というよりも、今、問題となっているのが、再生土の埋立ての問題なんですね。再生土の埋立てによって被害が出ているということが、あちらこちらで出ています。壇上でも言いましたが、汚染された再生土、再生土による規制というのが、今のところ県の条例ではないというものなので、この再生土の埋立てに関する規制を、私は検討すべきではないのかなというふうに思っています。どのような、乾草沼のところにも再生土の埋立てによって太陽光が設置されたということがありますが、この再生土を規制する条例というのが、私は必要だと思いますが、町長はどのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、再生土の関係で、私のほうから説明させていただきます。

先ほど私から答弁のほうをさせていただきましたけれども、千葉県でも、再生土の規制に関する条例、500平米以上が対象になるんですけれども、平成31年4月1日から千葉県のほうも施行されておりますので、これが千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例ということになりますので、横芝光町も、この500平米以上のものにつきましては、この条例を使わせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、この再生土の埋立て県条例に関しては、地域住民の同意、必要ないんですね。なので、地域住民の、全部と言わなくても多くの人が了解しない、できない埋立ては行うべきではないと思うんですね。だからこそ、町の条例をつくって、地域住民を守る、健康被害があったらいけないので守ることが私は必要だと思うんです。だからぜひ、条例をどのような条例にするかというのがありますが、検討していただきたい。町長、検討はしていただきたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては、地域の皆さんとしっかりと説明責任はあるという千葉県の条例もございますし、そうした中でやはりこの町の開発、発展の部分もございますし、また再生土の問題に、先ほど議員おっしゃられた問題につきましては、しっかりと法律にのっとっての再生土であれば、これは何ら問題がないというような認識を持っておりますので、今の段階において、町独自の条例を制定しようという思いはございません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 時間もないので、最後の質問とします。

排水路問題のほうに移らせていただきます。

排水路問題ですが、先ほどの答弁で分かっているんですが、もともとの排水路が、素掘りの排水路があるんですよ。そこから先が素掘りの排水路になっていて、土地の所有者と排水管理者と、境界問題が起きるとということが想像します。この場合は、地権者は誰と話をすれば、管理者は誰になるのかということの答弁をもらいたいということと、それから気象変動の影響で大量の降雨も予想されるので、排水整備はどうしても必要になってくる問題だと思いますので、そのところをどのように考えているのかを答弁もらって質問といたします。

○議長（鈴木克征君） 通告時間が迫っておりますので、簡潔な答弁をお願いします。

産業課長。

○産業課長（及川雅一君） あの排水路につきましては、底地は町の管理になっておりますので、町の管理の水路というふうに認識をしております。

そこに関しての境界については、個人で境界の確認が必要となった場合には、町がそこを整備する場合には町が境界の確認をするということになりますが、個人で境界を確定させたいという場合には、個人が町のほうに申請していただくのと、また個人で業者等手配していただいで負担が発生するということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月9日から12月10日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月10日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程は、これをもって終了します。

12月11日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時01分)

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

令和2年12月横芝光町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 2 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例の制定について
- 日程第 4 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第10号審議（質疑・討論・採決）
令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）について

日程第12 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

財産の取得について

日程第13 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	13番	鈴木克征君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員（1名）

12番 川島富士子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名雄一君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	川嶋修君
産業課長	及川雅一君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	向後和彦君	健康こども長	萩原浩己君
食肉センター長	佐久間真一君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	大木敏江君	教育長	押尾良晴君

教 育 課 長 椎 名 淳 君 社会文化課長 霞 澄 人 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 市 原 通 雄 書 記 齋 藤 美 紀

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日、川島富士子議員から所用のため欠席との届出がありましたので、ご報告いたします。
ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、総務経済常任委員会委員長から陳情第1号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） ただいまより日程に入ります。

これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは質問させていただきますが、前回の総務課長の説明では、この公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例ということで、今現在は社会福祉協議会に派遣されている。それで、今後、成田国際空港株式会社を追加するというような話だったと思いますが、その場合の、その再任用職員の派遣期間というもののはどのようなのかと、待遇はどのようなのかということ、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、せんだって説明をさせていただきました件で、1点ご

質問の内容と違うことがございます。

派遣を予定している団体につきましては、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団でございます。NAA株式会社ではございませんので、そこをご理解いただきたいと思います。

まず、今回の条例改正でございますが、知識、経験を有する再任用職員を派遣できるようにするための改正でございます。派遣する期間につきましては、これは派遣元の団体との協議によりますが、原則は1年で予定しております。格付けにつきましては、再任用職員ですので4級以上の職員であれば3級に格付けとなります。その職員を町の待遇で派遣をするということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。期間は分かりました。

そうなってくると、財団に派遣したときに、町との関係では、町はどのようなメリットとございますか、そういうものがあるのかなというふうにちょっと思ったんですが、具体的に町が再任用職員を派遣するとした場合に、町はこういうような恩恵とございますか、メリットということで、何かあれば教えていただきたいのですが。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まず、公益財団等への派遣でございますが、これは公益財団等につきましては、構成市町の職員により共同で運営している側面がございます。これにつきましては、構成市町で順番に年度を決めて派遣職員を送っているという申合せがございますので、それに基づき派遣をするものでございます。

今回、再任用職員を派遣したいというのは、これは正職員を派遣するとそれだけ人件費もかかるということで、再任用職員の知識、経験を持った職員を比較的安い人件費で派遣できるということがメリットでございますが、財団等へ派遣した場合には構成市町において、その人件費を均等割で後ほど負担いただけるということですので、職員の、成田共生財団につきましては防音工事等膨大な事務量が発生しておりますので、その一番多い横芝光町として派遣をすることによって事務処理が円滑に行えるというようなメリットがあるかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

そうしますと、横芝光町から派遣することによって、防音工事などの事業そのものがスムーズにいくということですね。はい、分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第2、議案第2号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 2号関係なんです。横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、この健康保険税条例、令和3年度以降の健康保険税の軽減基準の見直しということだと思います。それで、個人所得課税が改正され7割、5割、2割軽減の基準の見直しだと思います。それで、これに基礎控除額のこの変更による恩恵を受ける世帯というのがありますが、具体的にこの恩恵を受ける世帯というのはどのような世帯になるのかというのを教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 今回の改正ですが、議員おっしゃるとおり、平成30年の地方税法の一部を改正する法律によりまして、令和2年の所得から原則として給与所得控除と年金所得控除、それぞれ10万円引き下げるとともに、基礎控除が10万円引き上げることとなります。所得情報を活用しております国民健康保険制度におきまして、給与所得者と公的年

金所得者につきましては、本条例によりまして不利益が生じないよう措置されております。

また、給与所得者と公的年金所得者以外の事業所得者や農業所得者等の方々につきましては、基礎控除の部分、これ、10万円引き上げられることとなりますことから、この10万円分が軽減判定を受けやすくなります。それとともに、税額では現行と同じ所得、同じ税率という条件はつきますが、所得割の部分で税負担が減少するということとなりますので、このようなご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、自営業とかフリーランスとかという世帯にそのメリットがあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） メリットがあるといいますと、そのような基礎控除の部分ですので、やはりフリーランスの方、今おっしゃった農業所得の方、事業所得の方、こちらの方はメリットとなるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

そこで、軽減世帯の数とか軽減の税額とかというものはどれくらいの見通しになるものなのかということで、分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 11月30日現在で試算しております。新たに軽減となる影響とございまして、これは今まで軽減がなかった方が2割軽減になるということが新たな軽減ということで考えますと、これが103世帯、205人。影響額として218万7,600円でございます。そして、これは全てなんですけれども、今までの軽減なしから2割軽減になるものがそれ、2割軽減から5割軽減になる方もいらっしゃいます。5割軽減から7割軽減になる方もいらっしゃいます。こちらの影響額ですが、合計で480世帯、843人。影響額として1,026万2,760円と試算したところでございます。

以上でございます。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第3号 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっと確認だけ。遅くなっちゃって申し訳ないんですが、したいんですが。

この議案関係資料の中で、平均貸付割合、改正後の延滞金特例基準割合のところ、平均貸付割合プラス1%ってあります。この平均貸付割合というのは、計算してみると0.6%ということで、現行が7.3%で改正後も7.3%ということなんですが、ここの割合基準が変わったんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） こちらの延滞金特例基準割合、こちらの部分は、この前ちょっとご説明をさせていただいたんですが、財務省からの告示がありまして、令和2年11月30日付ですが、財務大臣告示で年0.5%となっております。このことによりまして、この表中、令和2年のこの欄ですが、今8.9%とあるのが8.8%と。2.6%とあるのが2.5%と、このように令和3年から変わるものとなります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。分かりました。

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第4号 横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、横芝光町指定居宅介護支援等の事業のところなんですけど、この関係資料のところ、この2番のところの管理者要件の適用の猶予ということであるんですが、こここのところで要件の適用を令和9年3月31日まで猶予しますということでは、非常に結構長い期間猶予されるんだなというふうに感じてはいるんですが、これは国の基準でこのように決まっちゃっているということなんじゃないかな。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） ただいまの令和9年3月31日までとするということにつきましては、この根拠といたしましては、指定居宅介護サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令で示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

それでは、もう一点お聞きしたいんですが、現在のこの居宅介護支援事業所、横芝光町の居宅介護支援事業所について事業所を教えてくださいと思うのですが、何事業所あるのか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 現在の事業所数は8事業所でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） すいません、事業所の名前も教えてください助かるのですが。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） では申し上げます。居宅介護支援センター吉祥苑、第二松丘園居宅介護支援事業所、指定居宅介護支援事業所ゆうゆう、総合ケアサービス、光楽園居宅介護支援センター、ケアプランセンターあいの手、ヤックスケアプラン横芝光、ケアプランセンター三愛、この8事業所でございます。

以上でございます。

○6番（山崎義貞君） はい、分かりました。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第5号 横芝光町宮東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第6号 令和2年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは1点だけ質問しますが、10ページの歳出です。

空港対策費のところ、航空業界学習事業ということがあります。財政課長の説明では、たしか小学生に対してのというような話だったと思いますが、このところで、具体的にどのような事業になるのか説明していただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 航空業界学習業務委託につきましては、小学6年生を対象としまして、航空機チャーターをいたしまして1時間半から2時間程度の周遊をしていただいて、今年度、いろいろコロナの影響で行事等中止になっておりますので、思い出づくりをしていただきたいなという趣旨で企画しているものでございます。

概要としては以上でございます。参加人数につきましては小学6年生、5校全員で192人いらっしゃるそうなんですけれども、一応190名程度ご参加いただけるのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

そうしますと、この参加人数190人くらいということで、当然参加費も徴収したりとか、どのような形で、要するにコロナの関係もありますので、これは190人一度に寄せちゃうようなことにするのかとか、2つに分けてやるのか、これからの話になるのかなと思いますが、具体的にそのところが分かっていたらお話ししていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 航空機については1台チャーターする予定でございまして、予定している航空機の定員が199名です。ですので、190人程度の児童は乗っていただく。それと、引率の先生方にも、当然学級担任の方は少なくとも乗っていただかないとしようがないと思っておりますので、それでほぼ満席というところです。

負担金につきましてはお昼が出ますので、1人1,000円をいただく予定であります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

非常に、小学生にしてみれば思い出づくりにはいい事業なのかなとは思いますが、コロナ対策で非常に密になるのが心配になるのですが、そのところの対策とかというようなことは大丈夫なのかどうなのかというのはちょっと心配されるころなんですが、そこはどのように対策して事業を進めるのか、教えて。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 航空機、密なんですけれども、換気的には非常に回転がよくて、そこについては定員いっぱいお客さん入っても問題ないということで説明は受けているところです。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前10時45分とします。

(午前10時24分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 1点だけ質問させていただきます。

12ページ、栗山川堤防除草業務委託料213万9,000円ということでありましてけれども、コロナ禍でボランティアができず、このような形で対策を取られたかと思いますが、来年度以降も同じような状況であれば同じような状況の対策を考えていらっしゃるのか、それともまた別の様な形でこの草刈りをやろうとされているのか、その辺の計画をお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今年度、部分部分では地域の皆さんがやってくださったところもあるんですが、なかなか現実問題として難しい状況にあります。また、来年度どうなのかというご質問でございますけれども、今の段階で来年を、ちょっとまだ考えておりません。来年のそのときの決めなければならない状況の時点で、この新型コロナウイルスがどのような状況になっているのかも勘案しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） はい、分かりました。最低限の安全は確保していただきたいと要望いたします。

ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第7号 令和2年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第8号 令和2年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第9号 令和2年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第10号 令和2年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第11号 令和2年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ質問させていただきます。

5ページなんですが、支出のところ、経費の委託費のところ。オンライン資格確認システム308万円のところで、この人材紹介料300万円ですが、具体的にこの人材紹介料というものが、どのようなところに払ってどのようなものなのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 人材紹介料の内容についてということでございますが、人材紹介料につきましては、現在東陽病院で不足しております医師、看護師の人材紹介会社からの紹介料となっております。

こちらについては、前にも説明しましたように医師、パートの医師2名分と看護師1名分という形で計上させていただいたものでございます。紹介料につきましては、おおむねその方の年収の20%前後を紹介会社に支払うものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） これはそうしますと、あくまでも成立したときにこの金額が発生するという事なんですかね。そうじゃなくて、もう委託した時点でこの金額が発生するというものなのかどうか。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） こちらの紹介料については成立した段階で支払いが発生い

たします。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。分かりました。なるべくと言ったら怒られますが、良い医師、看護師さんが入られることを願います。

それとすみません、ちょっともう1点追加させてもらいたいんですが、収入の補助金のところなんです、4ページのところの、このところで、医療提供体制設備整備交付金ということで、オンライン診療の開始になったときに2分の1というようなたしか説明だったと思いますが、令和3年からということだったかなと、説明、私の記憶の中ではそうなんですが、ちょっとこのところも、この交付金のこと1点だけ教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいまの補助金の医療提供体制設備整備交付金でございますが、こちらにつきましてはオンライン診療ではなく、オンライン資格確認ということで健康保険等の資格確認をオンラインで行うものでございます。こちら、国が進めている事業でございます、令和3年の3月に事業が実施されるということから、関係機器の整備とともに関連する電子カルテシステム等の改修に充てるものでございます。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時58分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 09 分）

◎議案第 12 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

日程第12、議案第12号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ教えていただきたいのですが、このタブレットの購入に関しては、どこのメーカーの指定とか、そういうものをつけての入札なのかどうなのかというのは、ちょっと1点だけ教えてもらえますか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 当然、入札の段階で仕様書の中にそのような規定を書いて、それに従って入札を行ったところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。当然だとは思いますが、そこで、各自治体によってメーカーといいますか、そこは違ったりということがあるのでしょうか。それとも千葉県はとか、みんな同じとかというようなことが、上からの指定とかということはあるのかどうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 県の指定ということはありませんが、GIGAスクールの自治体パッケージの仕様ということで、ある程度製品のほうは決まっているということでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） はい、分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第13、陳情の件を議題とします。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果について、川島富士子委員長欠席のため、宮菌博香副委員長からの報告を求めます。

総務経済常任委員会副委員長。

〔総務経済常任委員会副委員長 宮菌博香君登壇〕

○総務経済常任委員会副委員長（宮菌博香君） それでは、総務経済常任委員会に付託されました陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月4日午後2時42分から、委員8名全員出席のもと付託案件の審査を行いました。

審査の結果についてはお手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号の「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書についてであります。核兵器そのものを禁止する核兵器禁止条例を批准した国が50か国に達し、来年1月からこの条例が発行されるそうです。この意見書の共同呼びかけ人の発言などからも、政府に批准に参加するよう求める意見は大事だと思いますとの意見や、先ほどの発言や陳情理由も理解できるものであります。しかし日本政府が調印をしない理由が分かりません。また、その大きな業務に1町で議論し意見書を提出する事項なのか非常に難しいことだと思います。今回は意見書の提出を見送るべきという意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

以上、審査結果の報告といたします。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたしま

す。

〔総務経済常任委員会副委員長 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、副委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま、総務経済常任委員会副委員長から報告のありました陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより陳情第1号について採決します。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について採決します。

この陳情書に対する副委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木克征

議員 鈴木唯夫

議員 森川貴恵